

政

すことすら憚かられる次第である。

しかし乍ら、同時に、さらいふ時代でも國民學校の先生方の待遇

捧げ、傳來の家業を捧げて平然たる人々のことを思へば、

口にのぼ

ろに、その多くの原因がある。「武士は食はねど高揚子」の矜持は いまこそ受ける者の立場からは必要である。殊にこの聖職に生命を

に瀕してゐるのは、受ける者の立場がかく物質的に偏してゐたとこ からは極めて制限されたものである。民主主義的な國家がいま滅亡 れを受ける者の立場からは限度のないものであり、これを與へる側

刑

刊

あつて、當局も亦この點に不斷の關心を注いでゐるものと考へる。

しかし、由來待遇の是正の如きはそれが物質的な點に係る限、こ

ものとしては、尚、其の他の幾多の施策に俟たねばならぬところで

刑務職員の勤務狀態及給與狀態を特に考慮する

三昭 一六一四 .+ 五年 重 要 日 誌

三月十七日 三月十六日 特派大使入京 △比島邦人私權壓迫 整備統一耍綱發表 △大日本與亞同盟改組、 ムマッカーサー比島脱出 △獨機ロンドン空襲 △張滿洲國謝恩

置

洋に我潜水艦活罐競表 △見玉伯等 農地制度改革同盟の結社不許可 を軍政顧問に起用 濠洲で聯合軍司令官に就任 △印度 △翼賛政治體制協議會支 △立憲養正會、

三月十九日 部長決定 △重慶イラク修好條約調 ムブラジルの邦人壓迫に △土大統領中立聲明

三月二十二日 三月二十三日 △アンダマン島奇襲上 三月二十日 三月二十一日 三月二十四日 △三大將に功一級 △軍政部ジャバ島の暫定取締方 △日ソ漁業暫定協定調印 △各宮殿下金鵄勳章受賜 英戰時生產參謀本部設 △蠶協全國支部長會議 △五億弗援蔣借款調印 △海戰法規一部

三月二十七日 三月二十六日 三月二十九日 三月三十日 三月二十八日 △天津英租界行政移管 行政移管式 伏全島戡定 △獨ソ戦線展開 △海運管理令公布施行 △孫文の靈臓を國府へ移交 △英機我病院船朝日丸

三月二十五日 △第七十九議會終了 △ブラジル在留邦人續々逮捕 △ジャバ島陸軍戰果發 △廣東沙面

失敗 △法王廳に特派公使派遣發表 △英印會談開始 △スマトラ敵將降 △英軍サン・ナゼールに上陸を企圖 △セレベス戡定成る

三月三十一日 府儲備券の舊法幣等價交換廢止 △國府還都二周年記念日 △北支軍十四工場の軍管理解除 △軍と統制會懇談 △南方開發金庫百腦部發 △海軍部隊クリスマス △英印第二次會談 △ラシ △國

> 企畫院改組 △爲替管理事務商工省 許局、中央航空研究所內閣移管 △改正簡易保險實施 △永代借地制度解消

捉案拒否

艦擊沈

△ソロモン群島爆撃

△ツリンコマリー方面強襲英航空母

四月三日 四月四日 ルウェー 沙汰 △衆議院議員選舉期日公布 島の軍政本部直屬に決定 上陸企圖擊退さる

四月六日 發表 △航空部隊印度本土初空襲、 始より三月末迄の支那方面綜合戰果 補者四六七名決定 △大東亞戰爭開 コカナダ、ヴィザガパタム、チカマ △翼賛政治體制協議會全國の推薦候 ルを爆撃、ヘベンガル轉に我艦隊大 △獨機モスクワ爆撃

會議派之を拒否

オ初公襲

△國鐵蓮賃、書狀電報電話料 △英

四月二日

派大使歸滿 △スマトラの軍政昭南 に皇族初の功一級、五將星に同様御 △司法長官會同○五日まで)△張特 △支那事變行賞、四宮殿下 △英軍ノ

四月五日 慶祝使節日本派遣決定

四月七日

四月八日 四月九日 △印度洋作戦の大戦果發表

△バタアン半島總攻撃開始

△東條首相對印度聲明發表 △海軍部隊コロンボ強襲 △泰國

△英對印新提案提出、國民

△印度國民會議派英の對印

等着英チャーチルと協議

△獨空軍マルタ猛爆

△米容謀總長

△日ソ漁業條約效力延長議定書公布

海軍葬執行

△特別攻撃隊九軍神の合同

△大日本體育會發會式

四月十日 四月十一日 度囘教聯盟及國民會議派英の對印安 中將親補發表 ムクリップス英印交 △陸軍部隊ピリトン島へ上陸 △印 △北部ボルネオ方面最高指揮官前田 △海軍部隊比島セブ島上陸 △バタアン中島マリベレス △バタアン半島完全攻略

四月十三日 四月十二日 △建川前駐ソ大使歸還着 果發表 渉決裂を言明 賞決定 官本間中將と發表 本第一囘藝術院 △漢口舊英租界國府へ移管 △五日以來の印度洋綜合戰 △比島方面陸軍最高指揮

四月十四日 島戰果發表 △イラン對日斷交△ラ ル佛國主席に就任 △十二日迄のバタアン学

四月十五日 △飛行師團司令部令制定

生

目 次

臨時手當の支給等。其の他政府補助に係る刑務協會の疾病救濟資金

てゐる。日く刑務職員共濟組合の設定、日く家族手當の給與、日く 安維持の重責にある刑務職員の待遇是正について特段の考慮を加へ であるが、政府はこれらの點に鑑みてか、事變勃發以來、かくる治

戦時に於ては特に銃後治安の强化を要すること言を俟たぬところ

の給與、各種の修養、講習施設など亦この種施策に協力して、待遇

監獄法新舊比照(三) 國體明徴は臣道 務所豫算に就て 明暗の境(上) … アミノ酸製造に就て 現場技術員への要望 地獄の一夜(中) … 南方連絡の海運問題 思想戦への新しき課題 ひと・わたくし 子供の話 假釋放運用に關する一考察(二) … 指紋事務に就て(二) 昭和十六年度刑務作業の囘顧 … 表 … 張 -(11) 中 田 渡 常 小 石 木 佐 石 林 岩 備 久保田眞太郎(10) 長谷場正壽(四) 馬 規: 邊 尾文策二 野 盤敏 倉 政 111 伯 骨 築 茂 信 欣 貿 太 復 郎(一) 治(一六) 三二二 雄(四九) 葆(景) 告(國) 太二八 生(六) (III) 堂(三六) 香〇三 秀〇三 -(1) 月

月

もあるのであつて、

是正に寄興するものと稱することを得よう。

勿論、これらのうちには一般官吏に對するこの種施策に基くもの

た價値をその本來にもどすことは與へる側の倫理であらう。

として双手をあげて賛意が表せられる。物質主義に依つて歪曲され がよくなつたことは、これは顚倒された價値を本來にかへしたもの

時事下

…(量)

趣

(周):

表紙

桑

重

昭

刑 B 尾

聴き、感慨にたえぬものがある。

斯様に軍點主義をとると言ふことに

戦上大なる寄興を爲したと言ふことを

は、大東亞戰爭の勃發に當り皇軍の作

を見たものは敷箇所に及んだが、中で 多級を占めて居る。十六年度中に完結

も私達の血を湧かせた某二箇所の工事

意味ででも昭和十六年度は可成り忙し 强い影響を與へずにはおかない。此の の變革は、刑務作業の形態に對しても 廣範園に質現されて行く國内産業體制 内外情勢の變化逼迫に伴ひ急速且つ

けなものが國策の協力を口にするのは 國の世帶から見て刑務作業如き小つぼ 的に言へば不急作業の整理に依る重點 おこがましいと言ふ勿れ。小さいと言 順應協力と言ふことであり、

更に具體 主義的増産と言ふことである。大きな 萬圓を超える歳入を擧げ 得るの であつても約四萬人の勞働力を持ち、二千 其の影響とは、刑務作業の國策への

> ある。 動負せられる迄には至つて居らず、謂 數を如何に大きな既知數とするかと言 はば其の力は未知數に近い。此の未知 未だ充分合理的な企畫と組織との下に ふのが、刑務作業に課せられた宿題で しかも此の四萬の勞働力は、實の所

> > 底的に廢止すると言ふことは、實は容

易なことではない。

此の中には、かつての不況時代に刑

業である。然し此の民需作業を一**學**徹 ことに成る。其の主たる對象は民需作 相當思ひ切つた整理を行はねばならぬ 成ると、不急作業と認められるものは

へたか。 昭和十六年度は右の宿題に如何に答

難や技能者の不足などの理由もあり、 品とのそれに置いた。資材器械の入手 決して結果は上乘であつたとは言ひ得 増産の目標は、時局の要請に鑑み 我が當局は之を軍需品と農産食糧 それでも可成りな成績 とは否定し得な

> る筈であるがまだ此の数字は不明であ 割方滑加し、收穫も從つて滑大して居 はまだ判らない」であり、又農産關係 は約一五二〇萬圓の豫定(最終的數字 ○萬圓程度であつたものが十六年度で 業、網走札幌に於ける積極的な大増産 好村とに開始された大規模な開墾作 る。尚鳥取縣下大山山麓と愛知縣下三 の滑大が顯著であつて、少く共、約一 では有閉地利用真の他による耕地面積 計畫の着手も、 注目す可きものである。 昭和十五年度の軍需品製作高は九五 此の年の出來事として

全力を擧げて協力したことは勿論であ に例の軍需構外作業がある。之にも亦 現に其の就業者數は軍需作業中

胃緊要なものがあり、又刑務所の特質其の中には間接軍需があり、時局に綱

もつとも一口に民需とは言つても、

固い決意を以て實行に移された。

を許さないのであるから、此の方針は みが舊態の上に安眠を貧り續けること しさればとて、時局は獨り刑務作業の 壊し得ないものが多いからである。然 會的・人情的波瀾を起さずには之を破 上った長年の固定的關係は、

大小の社

葉を盡して其の設備と註文とを招致し 務作業が困窮のドン底に立つた頃、言

た歴史を持つものが多く、斯くて出來

廣義の軍需品生産と認める可きもの

問題であるが、私はそれが現實にも好 完了を見るものと思はれる。之が完了 よかつたかどうかと言ふことは一應別 之は唯抽象的にさうだと言ふ丈けであ 著しく合理化することに成る。けれ共 られることゝ成り、作業の經營形態は 業が、各管内數箇所に夫々統合經營せ に持つて居た極めて多種類の雑多な作 せんか、小規模の儘で殆ど各所が共通 つて、現實に採用實行した統合方法が

結果を齎らしてくれるやり切に祈るも

する爲に、是非共斷行しなければなら

作業の經營を合理化し生産力を擴充

れた義務である。 前途遼遠であつて、此の方面に關する 力を最高度に發揮するには、まだまだ けて居る)のであるが、四萬人の勞働 研究所の研究からは重要なる教へを受 が行はれること」成つた、早くも作業 研究所が作られ作業技術員の定期訓練 に關する科學的研究が進んで居ないこ とである。其の對策として取敢ず作業 ら刑務作業の弱點は、工場管理方法等 研究の一層の徹底が今後私達に課せ

將來であるかも知れない。 (約と言ふのは他よりの流用が各所で 支出の増額を受けて約一三七二萬圓 務費全額の償還が出來るのも案外近い 額は三一五五萬圓に達するが、收容費 爲。倘以下の數字も十六年度に關する るのであり、此の勢を以てすれば、 に還した上、尚五〇〇萬圓を剩して居 其の作業に依つて收容費の全額を國庫 は一九六三萬圓であるから、受刑者は 行はれて居るのでまだ正確には判らぬ したのに較べて可成り好成績と言ひ得 で四〇〇萬圓の増である。刑務費の總 て一六〇萬圓增、歳入は二四五〇萬圓 限り全部約の意味)で前年度に比較し ことに成り、前年度が一一二萬を剩

年度を更に奮發しなければならぬ。 受刑者四萬の熱誠と勤勉とを國家の爲 一層意義あらしめる爲にも、私達は新 に、特別深い意義を感じるのである。 勃發の昭和十六年度の成績である丈け のである。しかもそれが、大東亜戦争 増加を表示するものである意味で喜ぶ ない。それが受刑者の熟誠と勤勉との 勿論、收入の増加丈けで喜ぶのでは 斯る副作用に付ては充分検討して掛る を可成り動揺させることに成るので、 して居る從來の各所及び各所間の秩序

十六年度の就業費は二囘に亙る豫備金

國を風靡した機織工の如き、十六年十

ては民需は漸減し、例へばかつては全

い。けれ共右の方針に依つて全體とし て、全部が廢止の對象と成る譯ではな

りしても廢止し得ないものがあつ

一月には就業者は實に八二七人を數へ

等に付て特にさうである。 實際に於ては、刑務官一般に於ける此 限强化が考へられた以外には、有形的 活潑に運用されて來て居るやうであ な進展は見られなかつた。然し統制の 作業處理規程」が出來て統制所長の權 であらう」の强化に付ては、「非常時 る。就業費の分賦、技能受刑者の動員 の思想の消化が進むに從つて、次第に 所謂作業統制(之は行刑特有の用語

に、民需は著しく縮減を見る筈であ だ多數であるが、年度の更新と共に更 六年度中に整理し得なかつたものがま るのみである。契約期間の關係上、ト

年であったと言はなければならぬ。 たのであるから、此の點てでも重要な 問題に手を染めて或程度の解決をつけ 限り、容易に實現出來るものではない 便を忍ぶと言ふ犠牲的精神の働かない からである。然し昭和十六年度は此の 刑務作業全般の為に餘程自所の不利不 業種統制は言ふに易く行ふに難い。

ロックを作ることに依り、後者は各所 の統合である。前者は地域的に生産ブ 謂作業統制を强化すること、二は業種 **ぬ機構整備の問題が二つある。一は所**

あつて、恐らく本年度中には全國的に は立案し或は實行に着手して居るので 温であったが、次で他管温でも續々**或** 最初に此の實行を始めたのは廣島管

最後に二三の數字を述べて見ると、

とするものであって、一は經營方法の

理性と計畫性とを與へ生産力を増さら 間の業種の廢合整理に依り、經營に合

來の刑務作業にとり極めて重要なる問

題ではあるが、其の急激な實行は、安定

整理しやうとするものである。共に將 縦の關係に着目し他は其の横の問題を

論

長

谷

場

正

壽

昭 刑

-歲入歲出豫算

叢

を經て成立し二月二十日公布された。 追加豫算は第七十九囘帝國議會の協賛 費丈けを取扱つた)は 司法省所管豫算の中刑務所豫算へ但し 本稿は歳出に就ては刑務費と臨時刑務 昭和十七年度歲入歲出總豫算並に同

臨時部 經常部 ◎歲入豫算 ◎歲出豫算 二三、九九八、三八九圓 二四、〇九三、〇六九圓 九四、六八〇圓

內 一 油加豫第 臨時部 內 本 豫 第二七、九九三、〇八七圓 經常部 つて之を前年度豫算額に較べる 二八、〇三一、一〇九圓 二、七二七、九〇八圓 三〇、七五九、〇一七圓 一七六、〇八三圓

經◎ 0 臨 經 常歲 談 官 計 歲 計 陆 刑 家物 常 時收事俸 陆 有 時時 部、出 部入 部 刑刑 務 拂 豫 下下下 務務 項 算 代代代 費費給費 算 費費 + 七年度豫算 二四、0九三、0六九 二三、九二六、二七四 二三、九二大、四〇七 二三、九九八、六九 ニ、七二七、九〇八 六四、六九四三、七八四 九四、六八〇 七一、九八二 圓 十六年度豫算 二三、二八、六二七 二七、四四五、八八八 二二、九六五、五二 二二、九六五、三四七 二三、〇三六、八六九 ニ、一八七、五一七二、一八七、五一七 九、六三四、九五五 七二、三五七 六四、〇九 八八、五四三八八、五四三 11,1100 圓 比較增 九六〇、八九五 九六〇、九二七 九六、五二〇四八四 九七四、四五二 五四〇、三九一 四三八、二〇七 三、九三二、九三二、九三二、九三二、九三二、九三二 Δ △減 六〇二 六 五

> 毎年度殆ぼ大同小異である。たば歳入 て前々年度に著しい増減の無い限りは 度の實收平均額によつて計算せられ從 負擔金を除き大體前々年度以前三箇年 金、建物貸下料、船員保險料被保險者

六萬九百余圓の増加になつてゐる。尤 九十二萬六千余圓で前年度よりも九十定されたが内刑務所收入は二千三百 も年度内就業費豫算不足の爲豫備金支

る。刑務所收入豫算が逐年増加の一途 入豫定額は相當加増されるわけであ 旧又は追加豫算を以て補 て更に歳

等と共に比較對照することは本年度の 示してゐる經過をその作業收入實收額を辿り本年度に於て旣往年中最高位を 質收額をより高度に増嵩させる上に良

憶まないものである。

	Contraction of the Contraction of Contract of Contraction Contraction of Contract	The real Property and Publishers and	The state of the s				
ー、セ	一四十	76		二〇、四四七、一四七	五.	年	
一、四	一四九	四九、五	一七、〇〇六、八三	一八、三五二、五九六	六七、	年	十四四
1,4	一五十七	一三、四七六、一四二	二一、一九六、二四	ニー、七三七、八一一	三六、五〇	年	
1、1四	一五六	九、一	一六、七〇三、二二	一七、四八六、五〇〇	Ħ.	年	
六九	一六割	五、九六九、三七八	九、五四	一〇、四〇一、九八三	四三、六	年度	+
人 日 子 出	イルファ害	3	1 1	實收	額		
賃金ヲ收支スル	作業費ニ對スル	京就	同質な数の	收入	刑務所	分	區

Ξ 温度出 計

す通り十六年度豫算額から別項概設す 稱する豫算編成科目別事項區分表に示十七年度歲出本豫算は左掲の假に呼 前年度施設經費の月割差當然增額とを る(但し事の明瞭のものは省略した) ところの事業終了等の爲の當然減額と

伴ふ符遇者俸給の要求減額とを差引き 業施行に要する經費、刑務作業統制に 看守増員等に要する經費、 且本年度新規計畫に係る軍需作業關係 做し、更にその額から官吏定員減少に 軍需構外作

定員の合理化に關する經費及前三箇年費、會計事務處理に要する經費、官吏 は査定されたのであつて、結局本極り 費)の増加額を加算して十七年度概算 度間の實費平均額等に基く經費へ收容 となった豫算額は歳出科目の組替改定

臨時刑務費の豫算總額とする。 所戰時非常警備對策實施に要する經費年受刑者鍊成强化に要する經費と刑務 整理して成り立つてゐるのである。そ(一二九四號通牒參照)に伴ふ增減額を して別に承認された追加豫算による少 とを本豫算に合算して本年度刑務費、

△印八減

昭和十七年度豫算編成科目別事項區分表

				刑		
各應所	事 賞在 除 勤	特句	F 判奏 b 任 任	俸	經	科
修	力費與係	加州	か任日 作 体 体 を を 谷 名	· 哈名	常部	目
4. 7	された		五一	一个四		豫十
さ、一世	(元)	七五〇	八、三二〇	八六九、六四六	圓	算六 額度
	∆ Ħ.					然等事
O 11110	=	0	00	\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	圓	經 紅 紅 紅 紅 紅 紅 紅 紅 木
	二二、五四七二、五四七二		れ、七九〇五	人人人	trat	差徴年
九八、八四〇六九〇六	大、九一三、四四三	七五〇	五九八、一〇〇	人人四、九三八	圓	豫年差 算 度 号 額 準 七
Δ.	ΔΔ		ΔΔ	ΔΔ.		伊定 フ員
三九、七九〇	た 二 、 二 三 〇	0	一九七、二八〇	二三五、〇九三	圓	節減額
Δ.	Δ			Δ		求替品 二者
四次	mr.	0	00	元、六三四	圓	減伴与 羽要和
三	一門の一門の一門の一門の一門の一門の一門の一門の一門の一門の一門の一門の一門の一		和四个110	二八、宝		豫第(增)
01	一六五	0	亚.〇	ガー	IFE	查年差
九八八八四六十八八四六十八八四六十八八四六十八八四六十八八四六十八四六十八四六十八	つ当二、三五一八四五	七五0	四七五、〇三五、八八〇	八七八、七九二	圓	定度引
			Δ			增科日
000	一元	0	三、三人五〇	00	圓	減組額替
4	300		bret	五		本十
九八八八四八九四六九四六十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二		七年0	七一、七五〇	允元、 九三、〇三	圓	算年 額度
第200十		0	00	元、0名	圓	追加豫算額 七年 度
九八八八四八八八四八八八四八八八四八八八四八八八四八八八四八八十二十二十二十二十二	二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二	七五	四七一、七五	二八、〇三1、10		豫十 算七 總年 額度

當事者は勿論一般刑務所職員にとつて 又は如何様の内容を持つものであるか の經費は何科目に豫算さられてあるか 金額の積算であるか、そしてその事項 が、右の豫算額は何々の事項から成る を判然して置くことは豫算を經理する との比較を掲げたに過ぎないのである て具體的に説明することにしたい。 も参考となる事柄であるから稿を追つ 前表は本年度の豫算額と其の前年度

歲

歳入豫定額は刑務所收入、恩給法納

圓

額に對し最近三箇年度の平均囘收步合 一年も速かに歳入額が歳出額に追付きい資料と思ふから特に左表を掲げる。 **医よりも九十七萬四千余圓の斬加と履時部合計二千四百九萬三千余圓で前年度の歳入豫算額は前記の通り経常部臨** (財務當局は十六割八分を希望してゐ 内製作收入が新年度當初の就業費豫算 豫算額の九〇%を占むる刑務所收入の 寧ろ之を凌駕する折の到來を待望して 費支出を必要とする作業計畫の如何に る)を斟酌して算出される結果、 依つては各年度の豫定總額に相當の開 の見られるのは當然である。 就業

_	7 —	論	叢

_	7	 論	叢

軍馬作業關係有守省員等に	知るところがなければならない。	るが、更にその事項がもつ内容	費とは前表により了解された」	盛られた事項と計上されあるも	十七年度新規計畫として歳出発	
真等.	ない。	内容上	たわけ	る科日	蔵出	

即るところがなければならないの

四	事体時臨	
事項別	務 刑 務務 費給費費部	
經費		7

區

分

作業陽等

軍需構外作業施行

刑務作業統制經費

費費給費部

三、三天

- 廳防空施設 經費 - 三、三天

命計事務處理經費 圖 圖

る新規計畫事項經費科目別內譯表

收容費ノ增加

四六、01三

八000	惠武八八間	一、公五〇、三二一
× 000		一、七五七、二三五
	單價及宿料の改定に	伴ふ差滑額が加
豫算に於て軍需作	された外は前年度通	りの豫算が計上
勤勞が加重され勤	れた。そして十六年	度に於ては前年的
に看守の消員を必	増員七〇人に對	し二人の
のに始ま	守被服及帶具	費單價の改定に
により一年度限	増額が加算され	た外に尚ほ本
務費に豫算されて	にも若干の變	化が齎らされた
れた看守の	れは十二年度以降	豫算されて
年度は看守俸給の	業施行に伴ふ諸	科購入等に

				01001	All .	= 1 3	= -1	100
施行に伴ふ	それは十二年 度以降 の内容にも若干の變	、看守被服及帶	た。そして十六		官吏定員合理化經費	一、〇九一、五二九、九五六、	官吏定員合理化經費	
柯	一般ないでは、 変化が齎らされた、 変化が齎らされた、	費單價の改定に	度に於ては前年	一、八五〇、三	計	一、二二八、九三〇 一三〇、一四三六、〇一三	計	
新に司法技師一人増	は臨時刑務費として俸給。	務費補足として	員の大多数は實力で現在臨時刑	八人、技術屋は同数なれた。	休職看守	されて十七年度の数というである。は	七五人と技術雇の臨時刑務費に	る經費がその事項を
項員に伴ふ經費の經	て年額を計上した外で年額を計上した外で	金支出と追加	此の經費の内容を変換に屬す	要の一○○人が承認要の一○○人が承認	は一八三人増の四五	豫算を組立てゝゐるに本經費に合第とな	○人の滑員分	名を消滅した代りに

五九、三三九	1年、大00	四三、五三九	00	四三、五三九	二〇、八六八	1,100	Δ	110、四六1	二、七八	三三、一七九〇	雜人被服費
一二三、四七八	*, oco	一〇七、四七八	0	10年、四六八	大八三〇	八四〇	Δ	四0、0九八	五七、九八〇	九七、八七八 △	服看安
ハーヤ四〇	0	スト型の	0	ハ、七四〇	ハ、七四〇	0		0	八、七四〇	ハ、七四〇 △	人
七四、二四〇	0	少图"门图0	0	中国、11回0	夕西、11回0	0		0	中国、二四〇	中国、三四〇 △	員
五四九、九二八	二三、三六四	五二六、五六四	• 0	五二六、五六四	三六九、九六三	二、一四三	Δ	一六二、二五四	一一二五二	四〇三、五〇六 △	給
人〇六、〇七二	四五、一六四	七六〇、九〇八	0	大の、たのべ	五四二、三七八	四、六三	Δ	三二八三	三九五、〇七七	六七、八九〇△	給及 雜
元、二二	1,000	壳、三三	0	元、三	一八、三天	1 空	Δ	一九、九三七	0	一九、九三七	連組
一个八宝	五九、二九	1二0、九五六	0	1二0、九五六	八九、七二三	11,040	Δ		七六、八九三	111、三天	國旅
1、三七0、四大四	祖臣、000	一、三一六、四六四	一、三大、四方	0	0	0		0	.0	.0	任待遇
三二、九二〇	0	川川、北川〇	ニー、たこの	0	0	0		0	0	0	待
0	0	0	口、三五〇、三八四	一、三五〇、三八四 △	九七九、二八九	九、五二〇	Δ	三八0、六二五	大二、二六	1、1六二、八八三 △	遇任者及
一四六、〇四九	平、100	一四〇、九四九	0	1四0、九四九	一二七、四九七	九五〇	Δ	100元01	1年六、0四五	11110~四四中 △	

備考

事實判奏 体	科目		雜習圖 學書	573	冷護就被 送業朋	ate M	能	及發導被具費服	11.4	報 解 解 解 和 和 和 和 和 和 和 和 和 和 和 和 和 和 和 和	胆	(美勵費)	待	待遇	(奏任 及 判 年
二、八七、五一七 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	第十		九七、四八七 △	1世九十七0四四	四五〇、一五六〇	日本、大三四、七五五 〇		7.	三 三 三 元 一 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元	1三四、00五 1三四、00五 1三四、00五		五、七九二 五、七九二 本、七九二 本、七九二 本、七九二 本	0	0	何)四、三五へ、二〇人
	當然減額		二、六九0	7,110	三、大の大七	七五、九〇二	0000	6	0	0000	0	000	0	0	0
	度標準豫算 十七年		00	000	三二、三二二、加州	三五、九九六一九、五九二二二、六七三四、一二、五九六二九、五九二二二四、二二四、二二四、二二四、二二四、二二四、二四、二四、二四、二四、二四、		0	0 三六年	三、七八〇九二、三、七八〇九二、三、七八〇九二、二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二		四 四 0 0 0 0	0	0	六、三〇七 四、三六四、五一
۵۵۵ ۵ ۵ ۵ .	伴ラ節減少		四〇一、七二七	九九七〇八四四	に、五五〇	九五、四四九		0011,1	七、八四九	二二七四八九八〇五九八〇五九八〇五九八〇五九八〇五九八〇五九八〇五九八〇五九八〇五九〇〇〇〇十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十	*	五二六、九四六二五六	0	0	五五
100世紀の一	額二		00	000	0000	0000	000	0	売、 1110	三二五、八〇八〇	一、01元	六次000	0	0	五五〇、10元 △
五六〇〇六〇一個	(計畫 概差		00	000	0000	0000	000	0	0	九九二三三三五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五	77	二、八三五	0	0	五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五
10年11月11日 11月11日 11月1日 11月	算 查 定 額		八四、四〇五	六九、八九、八九、八九、八九、八九、八九、八九、八九、八九、八九、八九、八九、八九	四〇九二三十二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二	四七八、01 11 110、0	200元	0	0	九九九九八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八	*	2,00%	0	0	九八000 1
11、展展1	增科 1 減組		九七、四八八	四五九八四五八四五八四五八四五八四五八四五八四五八四五八四五八四五八四五八四五八四五八	となべ、第二八四八二十八四二八、第二八四二八、第二八四八二八四八二八四八二八四八二八四八二八四八二八四八二八四八二八四八二二八四八二二八四八二二八四八二二八四八二二八四八二二八四八二二八四八二二八四八二二八四八二二八四十二十二十二十二	いった。これに、これに、これに、これに、これに、これに、これに、これに、これに、これに、	六二四八	1,1100	三尺、六元元	一三八二二二二二八二二八二二八二二八二二八二二二二二二二二二二二二二二二二二二	宫(三)	五三二二十二十二二二十二二二二十二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二		0	三、八八六、八九五 △三、八八六、八九五
55	額 十		0 0	000		060	五三、一六二六二二五〇	0	0	八 九 五 五 五 五		五二、一六五二、一六五二	三、五五、二三五	三大、六〇	三、八八六、八九五
四五 八八 ○四三 ○ ○ 五 五 回	額度 追十	4:	一、四八六、一三二八	四五九八八五八八五八八五八八五八八五八八五八八五八八五八八五八八五八八五八八五八八	二、三五、四六〇二二、三五、四六〇二二、三五、四六〇二、五二八四六〇二十二十二八四六〇二十二十二八四六〇二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十	四、〇七三、〇六三	五三、六二六二六十八六五二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二	1,100	三尺、六元元	二、八四二、二四五二、八四三、二四五二、八四二、二四五二、二四五二、二四五二、二四五二、二四五二、二四五二、	查,1三	五	三、五光、二三五	10分次。	0
一七大、八八八十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十	質牛	印八減	00	000	0000	, m	1 0 C H	0	0	三、七八〇	0	1,400	0.	三、六八〇	0
ニニーカル	算七 總年 額度	1	一、四八六、一三二	一五九、八五八	三、三、三、四三、八四三、八四三、八四三、八四三、八四三、八四二、八四二、四二、四二、四二、四二、四二、四二、四二、四二、四二、四二、四二、四二、四	四、一大、二九一	ガーニ・ハー・ハー・ハー・ハー・ハー・ハー・ハー・ハー・ハー・ハー・ハー・ハー・ハー・	1,100	三〇八、万元	二八七、〇六五二八七、〇二五、一六四二二八七、〇二五、一六四二五	查、三	五七二二九	三、五五九、二三五	0周1、1周1	0

論

叢

れる。 一部に前年度と較べて左の增減を見ら 項目から成つてゐる。たゞ豫算人員は 認されなかつたが他は前年度と同様の容費験算滑大の為に特に護法旅費は承 の款收容費の項豫算とが夫々附加され た。そして十七年度の經費には一般收 常部司法本省の款俸給、事務費の項務

小数計務	醫星務			利保看 任健守				區
使託	囑託			特技 ^T				分
								承十
-		-						認士人年
芸宣言	元二	る三	_ =	一	*	10	六人	200
								承十
7,								認六人年
の元三	元二	九二	= =	二宝	大	10	六人	員度
		Δ	Δ	ΔΔ				增差
-		-						Δ
	-	九一	- 1	-E	1	1	1	減引

(三 刑務作業統制に要する經費

合《篇· 事俸 事俸時刑務

粉 刑 務 務務 計費給費費費**給費**

六、四八〇

刑

四四

四四八八八

五九、八六五

五. 五.

區

分

特の質の

臨時刑務費との二本立となつてゐたの 費の一部が前年度は刑務費に組まれて を本省へ召集する旅費等を含む内國旅 されたことである。 が本年度は臨時刑務費に移され單一化 としては統制刑務所長及統制部主任官 ものにも増減が無いのであるが、相違 ないばかりでなく本經費の所要額その 雇一人と嘱託を置く費額の計上に變り の内容から前年度と對比すると本省に 來た沿革をもつてゐる。本年度豫算 十四年度以降毎年度新規に豫算されて 承認された本經費も亦前二者と同じく ても引續き企畫統制を施す要ある爲に 刑務作業の現況に鑑み十七年度に於

事項區分表の通りであるが、新規計畫 少に伴ふ節減額は前掲豫算編成科目別 拘らず、尙ほ本年度豫算 に基く官吏の相當員數が増員されたに 十七年度豫算に於ける官吏定員の減 官吏定員の合理化に關する經費

三人、合計九六一人の大量減員を見 技手、薬郷師、教師及看守を通じ計九五 長、通譯、副看守長以下保健技手、作業 官の各一人、保健技師六人滅の外、看守 に較べて、少年考査官、豫防拘禁所教導 數(但し營繕費關係を除く)は前年度

從し、進んで能率を昂め以て當局者の 擔加重の如きは、戰時下甘じて之に忍 考慮が拂はれたのであるから、事務負 職員の待遇を改善する經費に振向ける 豫算上定員の節減によつて浮ぶ部面は く断行された措置であらず、併し乍ら から、國策の要請に基き之を抑制すべ 數が年毎に加増する傾向のあるところ 事務が擴大され、勢ひ一般に官吏の員 員となつてゐる。これは時局的に官廳 奏任待遇者、判任官及同待遇者(但し看 豫算された職員の待遇改善費は、〈一〉 配意に應ふべきである。本經費に新規 た。もつとも休職看守は一八三人の増 くたも看守については十五、十

> 分を左に掲げるに留める。 を詳述する紙數の餘裕を持たないが、 こ」では各増加額に就て款項別事項區 費の増加、(四)賞與(慰勞金を含む)計 上額の増加となつて示されてゐる。之 看守六三人を副看守長昇格に要する經 太在勤典獄補の在勤加俸の増加、(三) れてゐる)の俸給單價の增加、二一棒 費がその儘太年度の既定豫算に織込ま 六年度に於て承認された待遇是正の經

基く經費の増加 前三箇年度間の實費平均額等に

(五

質費に依り(但し食料費は同平均給食 別为澤に計算されてゐる。 算した額である。此の増加額は左の目 算額千九百五十九萬五千四十九圓を加 額四十七萬八千十三圓に前年度標準豫 夫々所定單價を乘じ)算出された差増 人員、留置人費は同平均留置延人員に 一圓は前々年度以前三箇年度間の平均 十七年度收容費豫算額二千七萬六十

第上の信要気息	4	を残く力を見られてしてい十五	一方を記し言うです。	4
侍遇分 (二)	棒 ノ 増 加 (三)	守長ニ昇格	(四) 賞 與 等 計	計
五.	八八四四五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五	四六二、九〇月	一、〇八五、八七七	一、三一〇、四八五六六五六五六
九、五八〇〇	111	五、二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十	九五六、八八二二一一	0
1	1		四五、五六一	五四、八〇一
、七六〇〇	1		(四一、八四一)	· 四
二二四〇	八四五	六二、九〇〇	1、11111、四川八	一川大王ニアス

四人、01三		一九、五九五、〇四九	110、日本町、〇六二	計	
八四、四〇五		かいか、10回、1	一、四八六:一三二		雜
二、六		九四、七九七		及智學	圖書
六、三五		一三九、〇八四	一四五、四四〇	養	療
一九、八四	Δ	一七九、七〇四	一五九、八五八	置人費	留
一四、六四	Δ	大三、100		與	給
10、九七		四二七、五五〇	四三八、五二八	送費	護
四〇元、一三		一一、九四九、三二三	一二 三五八、四六〇	業費	就
一一八八		四九〇、二九四	五〇二、四八二		被
三二、一七九	Δ	四、二二九、四中〇	四、二六、二九月		食
△減額	差引增	前年度標準豫算額	平均實費 額等	分	區

豫防拘禁所設置に要する經費 和紙原料の栽培に要する經費 刑務所收容者食糧増産に要する經費

分

刑

務

一三、一八四,一五、九五一

夫決拘禁刑務支所獨立に要する經費 物資需給調整國稅徵收事務處理に要す

る經費

一四、八一六四、八一六

刑務所保護係職員增員に要する經費

(六) 前年度限費途の減少

た事業等の全部又は一部がその年度内 本件減少額は前年度限の豫算に屬し

除される左の事項の經費の減額を指す のである。 に終了した爲當然本年度の豫算から削

合計	計	軍需作業關係看守等桁員に要する經費	豫防拘禁所設置に關する初度設備費	官廳防空施設に關する資材整備に要する經費	和紙原料の栽培に要する初度設備費	刑務所收容者食糧增産に要する初度設備費	刑務作業統制に要する經費	軍需構外作業施行に要する經費	區分
一、五八四	三大、三三	1	元、10六	图[11][0	へい図の	五,001	图 000	四0、用出二	刑務費
五三二圓	一、四五六、四〇〇	三四七、四九0	1	1	1	1	图, 000	1、10回光10	臨時刑務費

前年度豫算の上には九箇月分の經費が 本件差增額とは左の施設事項に關し 前年度の施設に伴ふ經費の月割 ほ三箇月分の不足ある爲之が補足を要 する費額の謂ひである。 年度豫算に計上されたが、年額には尚 承認され、それは既定經費として十七

少年受刑者錬成强化に要する經

給仕五人分増員に要する經費とが含ま 教練囑託四人、教育囑託九人、 遇教師に昇格させる組替差增額と軍事 豫算人員中の同教師九人を新に奏任待 に判任待遇教師九人の増員と別に既定 費である。此の費額の中には廳費の外 七年度の追加豫算として計上された經 設と人的構成の充實を圖る要ある爲十 から質施を見てゐるが之に即應する施 年行刑錬成規程が制定され、十月一日 刑者に對する新教育方法を明示した少 十六年九月司法省訓令を以て少年受 雇九人

本經費は前年度臨時部緊急刑務對策 要する經費

長、看守の潜員は前年度通りが計上さ の本經費に於ては臨時刑務費中に看守 とを指すのである。そこで、十七年度 實と前年度の緊急刑務對策費限り承認 吏員が年度を越して滞在してゐる事 繼續する狀況は受刑者移送先刑務所 爲した當時の計畫が同年度內に一應完 受刑者の移動は前年度の豫備金支出を 所收容者に對する緊急措置としての 年度の追加豫算として承認された經費 費の款項豫算として豫備金から支出さ 増員を引續き本年度も必要とする質狀 された看守長一〇人、看守一〇〇人の に警備又は事務應接の爲に派遣された である。豫算の形の上では戰時下刑務 に於ても繼續する立前のもとに十七 れた事項の實施後の狀況が依然本年度 了したものと看做され、その本年度に

刑務所戰時非常警備對策實施に

應援吏員に要する旅費は内國旅費

司の方々が師走の風の吹き荒ぶ寒夜を 前年度緊急刑務對策費の豫備金支出を 曲折を經た並々ならぬ配意と苦心が藏 各事項の經費が豫算として承認される 要求した際の如きはその衝に當つた上 に至る間の長期日に亘る當局者の迂餘 ら成り立つてゐる、そしてその蔭には ゐる內容は前述の通りの細かい事項か 徹し翌朝にかけ財務當局との接渉に頑 い。これは最近の一例に過ぎないが、 されてゐることを見遁してはならな であると聴く、自ら頭の下る挿話も秘 公布された豫算はたば科目別金額の 示に過ぎないがその豫算に盛られて 遂ひに説得承認を得たもの

算處理方に就ては四月十四日行甲第六 明示されたからこゝに反覆鏤述の要を 四三號及第六四四號通牒を以て詳細に 十七年度歲出刑務費、臨時刑務費職

> 圓を超えて流用減を爲す場合に於て豫 所修繕の目から他の目へ一年を通じ百 繕竝に内國旅費の目へ流用増し又は各 は出來ない。尚ほ司法省限りの事項と 金額を減じて他の費途へ流用すること 加給の俸給豫算又は補助費、獎勵費の 以て支辨する費途、年功加俸及特別俸 金を以て補充し得べき費途及豫備金を は勅令指定の費途等流用禁止事項に就 め禀請の上認可を受けることを要する へ他の費途の金額を流用増し若は豫備 ていある、即ち俸給、新營費の如き費目 しては事務費の項中他の目から各所修

營に資するところがなければならな 約を徹底すると共に物資等の需給調整 に留意し以て戦時下經濟の圓滑なる運 き充分の反省と工夫を加へ更に消費節 無く大東亞戰爭完遂の爲率先經費につ

減を闘る爲に當初豫算内示年額の約 四半期毎に區分配賦されるとのことで 支拂豫算は十七年度も前年度と同様 事務書關係豫算に限り經費の節

は從前と變らない。 豫算の使用に當つては贅言する迄も

高齢者にして現に刑の執行を了つたも 四枚(昭和十七年二月末現在)に達し のやへこの該當の原紙は其の數三萬九 たのであるが、其の内で七十歳以上の

知り得たものは其の度毎に廢棄の手續 指紋の對照々會に依つて死亡の事實を 察官署から身許不明の變死者として、 ら死亡報告に接したもの、或は全國警 を採つて居るの に死亡したもの、及全國市區市村長か としてある)又は刑務所に於て受刑中 千五百五十二枚であつて、之は別保管 が合計十七

> ある。 省に現在保管してある指紋原紙の 萬四千五百七枚あるので、結局、司 五十七萬六千二十七枚になるので

假釋放受刑者出所後の動靜調

指紋に關する統計年表

指紋原紙上より見たる行刑成績

務

田

太

的識別法より實體的識別法としての、

爲、明治四十一年十月十六日より形式

犯罪人異同識別

紋原紙の數は、實に七十七萬六百三十 施せられて以來本省に蒐集いたした指 年の歳月を經たのである。指紋法が實 指紋法が實施せられてから、三十有餘

異同を識別爲さんとするには、先づ以 以前から、其の者に對するの指紋原紙 故に、指紋の對照に依つて、 紋原紙として、送付してくる一千餘枚に、毎月各刑務所から、新受刑者の指 見するのである。其の證左として、現 が備つて居る以上は必ず、該當者を發 の基礎となるべきところの、指紋原紙 ことは絶對にあり得ないと同時に、其 に、對照して該當者を發見すると言ふ る。此の保管、否、基礎のないところ が保管せられて居ることが必要であ つて、該當の者を發見するには、其れ のである。つまり指紋の比較對照に依 紙を多數に蒐集することを前提とする て、其の對照の基礎となるべき指紋原 識別を爲すことは周知の通りである。 は、指紋の對照に依つて犯罪人の異同 元來、質體的識別法としての指紋法 犯罪人の

其の内には刑法第五十八條に該るもの 即ち前科者を發見するのである。殊に 對照に依り平均十四、五枚の該當の者 新指紋原紙と、保管原紙との、指紋 二、三人宛あるのである。

としての、 集は幅であつて、分類の正確とか、整 れば、 其れには指紋原紙の整理や、 理の完璧等は、 らねばならぬのである。 壁を期さなければならぬことは勿論、 である。 されゝばされる程、實體的個人識別法 る。此の幅と深さとが相伴つて、増大 完備されなければならないのである。 指紋原紙が備つて居る以上は、對照に 新受刑者として入所いたしたものであ 判所に於て初犯者としての判決の言渡 指紋の分類方法が、統一精練されて居 は絶對にない迄に、平素指紋の事務は 際りて、指紋の紋様が整備してゐる限 る。されば對照の基礎となるところの を受け、 の手段に依り巧に其の發覺を防き、裁 官署又は檢事局に於て檢學された當初 之等の該當者、 該當者の發見を見遁すと云ふこと 指紋法の運用上、 前科を包藏し、僞名若は其の他 其の刑が確定して、刑務所に 指紋の價値が増大されるの 其の深さであるのであ 即ち前科者は、警察 指紋原紙の蒐 言ひ換へるな 排列の完

- 11 -我が國に於ての指紋法は、 ンプル

月を經、 て名實共に完備して居ると言ふても過 分類の正確と、整理の完備とに依つて 徵 指紋法は、其の幅に於て將又深さに於 今日にありては、 亘つて、實務家が體驗いたした實證を の統一改正に付いては、二十有餘年に ものではなく、之が爲め、指紋分類方法 を見るには、決して一朝一夕に出來る 眞に合理的に完備し統一せられた改正 加へて、明治ド十一年十月十六日始めが式一名ロッシェル式指紋法に改正を 指紋分類上の指針として指紋分類の統 一と思はれる點に就て、理論や方法が る。そうして從來の不備な點や、 とが樹立せられなければならぬのであ も先づ正確で且つ合理的な理論と方法 細な差異に着眼し、 生じたのである。殊に指紋の分類は微 である。從つて我が國の指紋法も又歲 の當初から完全無缺のものはないもの られたのであるが、凡そ物事は、創始 の分類方法も亦可成り完全のものとせ て、實施せられたので、其の當時は其 して成立するものであるから、 一、改正を加へる必要を感ずる部分が し全國各方面の意見を綜合推敲いた 遂に昭和七年八月司法省訓令第 體驗を積むに伴ひ、 したのである。斯くして以來 指紋分類規定を制定し、 之を唯一の基礎と 色々と統 何より 不統

言ではないのである。

指紋原紙上より見た

る。次で二度以上入所者であつて、 六萬九百九十二枚を得たのである。 終刑の執行を終り釋放後十年以上經過 數十萬二千七百八十八枚を得たのであ 過した原紙を區分いたしたるに、其の 囘の調査(昭和十五年二月に着手、昭和 千九百十七枚の指紋原紙に就て、第二 後十年以上經過いたした原紙二十二萬 十六年九月に終了いを爲したのである。 七千六百十八枚を除いた、三十四萬四 月末現在、死亡其の他不用となりたる 七萬二千五百三十五枚〈昭和十五年一 した原紙を區分いたしたるに、其の數 一囘の調査に依り區分せられた、 ものを除く)の中より昭和三年十月第 始に、初人所者の釋放後十年以上經 指紋事務の能率增進を圖る目的 紋原紙の整理の完備を期すると共 指紋法實施以來の指紋原紙五十 釋放

たるものを除く)昭和四年十二月末日 る迄の第一囘の調査に依り區分いたし 年以上經過した原紙は、大正六年一月 に至る迄の、 より(明治四十一年十月十六日指紋法 飜つて上記の、初入所者の釋放後十 初入所者の指紋原紙十九萬六 大正五年十二月末日に至 十三ヶ年間に於て作成い

千百十七枚の中から生じたるものであ

放後十年以上經過した原紙は、大正七 百三十七枚の甲から生じたものであ たるものの、指紋原紙十四萬四千三 調査に依り區分いたしたるものを除 正六年十二月末日に至る迄の第一囘の 年一月より(前記指紋法實施以來、大 二ヶ年間に於て、二度以上入所いたし く) 昭和四年十二月末日に至る迄の十 又、二度以上の入所者であつて、

放後十年以上經過して、其の後處刑せ の割合と云ふ成績となるのである。 られない者は、百人に付いて四十二人 年以上經過して、其の後處刑せられな で、又二度以上の入所者であつて、釋 い者は、百人に付いて五十二人の割合 故に、初入所者であつて、釋放後十

十一枚で又二度以上の入所者であつて は五十九萬白三十一枚であつて、 司法省に保管して居る指紋原紙の總數 十年以上經過したるものの原紙の合計 の數は、十四萬四千十二枚で、釋放後 釋放後十年以上經過したるものの原紙 したるものの原紙の数は二十萬六千七 しかして、昭和十六年八月末日現在 三十五萬八十三枚である。 初入所者の釋放後十年以上經過

大正六年一月より昭和四年十二月末

昭昭昭大大大大大大大大大大

年年年年年年年年年年年年年

一三五六0 四三九 九八四里

101景 一九七〇

九四二

論 — 12 —

初入所者

110214

度以上の入所者數調 の入所者上

参照の二 以上入所者數調 指紋法實施以來初入所者及二度

		nti a	er: Jac		tu. 7				
總數	る治の	明治四の釋放	百七十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十	釋 -	敗十五の	初八昭	參	昭	昭昭明
干	の九ヶ	四後十十	一三枚四分し	後了	五萬のの、	八所者 三	考	計和	和和和
六萬八	年間大	年十二年十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十	17	年	千原紙	有の釋十		四	ミニラ
八千八	に東五	月上	かに	上經	一校、區	放後第		年	年年年
百八十六	集した指	六日指紋	て上記、	過したる	一度以上	十年以上	. *	1九六二十七	ニニル三九
枚の中か	紋原紙の	法實施せ、	入五	500	の入所者			1四四四日	
備考	計正六			治治 E四日 元十十	台沿四十十四三	現在 年二月未	者施當時ノ	十月十六日指 紋 自明治四十一年	年 別 種
	表、公会!	二八五九七	三、九六	1	元、元元	三六、七00	二五、六五七		初入所者
	二八八五五六	11、四次1	三、六〇一	7 5	一六、五七九	110,410	三、一	A	の二 入度 所以 者上

一二四九六 一門二〇元 一五六五 1:10H1

101111 1回0回 1041 一元三五

又上記二度以上の入所者

生じたものである。 生じたものである。 く、指紋法實施以來、大正六年十二月

ある。 百人に付いて、五十七人の割合で、一以上經過して處刑せられないものは、 度以上の入所者であつて釋放後十年以 上經過して處刑せられないものは百人 故に、初入所者であつて釋放後十年 五十人の割合と云ふ成績で

一五、九三九

地へ受刑者にも、

之を施行するに至つ

計	Œ	Œ.	Œ.	正	Œ	大明治四十五 元五	四	四	治	現在年十一	者	實施當	十月十六日十六日十六日十六日十六日十六日十六日十六日十六日十六日十六日十六日十六日十	别
1	年				年	年年	年	年	年	. 月 才	ē	ノキ在	指一位年	1
六八八八六	1	10,411	二一、五九七	三、九二六	二七、五四二	三五、八四四	元、0七八		三六、七〇〇			二五、六五七		1
111111111111111111111111111111111111111	一八、五五六	+OII , 111	二八四六二	三、三八四	二川、九〇	一七、八四八	一六、〇七四	一六、五七九	110,41		3	三、三門		N B

指紋に關する統計年表

果、臺灣及朝鮮に於て受刑せる內地人

を含むこととし、同十三年より陸海軍

に於て受刑せる內 るもの、昭和九年

人刑 員迫

-	平	昭	昭	昭	昭	昭	昭	昭	昭	昭	昭	年	一十
				和十			和	和	和	和	和	別/種	の指年の
-	1/1	五.	四	=	=	_				七		30	件紋別標點
-	1-1	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	/ 2513	近及前年
	一八、三〇五	[[]]	一五一四一三	一五、八八七	一六、〇七八	一六、人四人	二八四四川	1111,0114	111,0411	八八三〇元	二、北京	對照數	年科設は大
	八、01四	中,0年三	^	六七九	六、三五八	七、三六	10、山西川		七、八四七	市は、中		見前總料數發	較其前の他道
	一六、三尺	一二、七二六	三、老	一六、六六	一七、四二九	一九、三三〇	一六八八二	八、一分	一八、三天	一五、高八	一四、四八二	た新に受け	より闘所
	国〇十〇四	三、天八	四、公二	二、四五一	三、一公	三、七九四	五五五		三、八〇九	10~图图11	三、四五七	凌 棄原紙	晩東局及南
Proceedings of the Control	五二八、五三四	表二、0分元	五七一、九五一	五六三、二五五	五四九、〇三四	五三四、八一九	五一九、二八三	ったった	四九六、四三〇	四八八八六	四七六、六二	原年末現在	洋廳に於

刑者のみであつたのを、其の後禁錮刑り實施せられ大正六年迄は懲役刑の受 受刑者を、又大工 指紋法は明治四十一年十月十六日よ

たものである。 二、指紋對照に因る前科愛見

止七年	共通	法施行	の結		頁	分比十年	比較
別	對	照	數	發	見	數	る前科發見数す
年		=	七六二件		八、	六二九件	四〇年
年		一八、	0		せ、	-	
年		= -,	七		t',	四	
年		==,	-		九、	八	
年		= 1,	四四三		-0,	〇八七	
F		1 11	四		t,	1	

	平昭昭昭昭昭昭昭昭昭 昭 昭 昭 昭 昭 昭 昭 昭 昭 昭 昭 昭 昭 昭	年/別/種別	开えを・スプロ七年
		對	大道
	 八四五五六六一二二八二	M	治方子
	三二四八〇八四〇〇三七 〇一一八七四四二七〇六 五二三七八八三六二九三 _件	數	0余
	1.00	發	
	セセハ六六七〇九七七八	見	ī
	八〇四七二一〇一六五六 七五八一二八八八四一二 四三八九 九三七八〇九九件	数	分上十五
○未 完〕		る	工上电
	四四五四三四四四三四四三九五二九三七二六一〇年	見對	

て有意義なること説明する迄もない。 具申し得るのであつて刑事政策上極め 旬假釋放を爲し得る期間を存し其の旨 關係良好なる場合に限り前年十二月中 て刑期滿了する者に對しては特に保護 定として同第二十一條を設けたことは 得る限り刑務所長は速かに假釋放を具 特に注目に値する。即ち一月上旬に於 の犯罪的危險性が除去せられたと認め と等指摘されて居るが少くとも受刑者 は特別の考慮が拂はれねばならないこ 信犯人、少年及準少年犯人等に關して に對しては假釋放の具申を爲し得 査の結果再犯の虞なしと認めた受刑者 き重要項目を規定して居る。以上の審 四條には保護關係に就き夫々審査すべ 係に就き第三條には犯罪關係に就き第 係の審査を要求し、第二條には身上關 受刑者の身上關係、 ねばならない。即ち同規程第一條には 假釋放審査規程に従て詳細審査を遂げ 出獄を許すべき事情ありとすべきかは 假出場の場合亦同様である「同第百七 (同第五條) 。同規程中慣習犯人、 次に行刑累進處遇令第八十九條は第 大條」。 而して如何なる者に對し假 ればならぬ。尚以上の例外規 犯罪關係及保護關 確 3

> ると同時に又義務であるとされるのできことは刑務所長の職務上の權限であ 見込確質となれば假釋放具申を爲すべ つて釋放後合法的社會生活を營み得る に關する例外的規定がある。 に第二級以下の受刑者に對する假釋放 尚此の原則的規定に對し同令第九十條 し得ることを强調して居るのである。 斯くて受刑者の改悛の状が顯著であ

三、意

恩感謝の念」を巧みに活用して其の更 る拍車である。人の「自尊心」又は「報 ち先づ第一に受刑者の改過遷善に對す 要なのは其の政策上の意義である。 の意義があると謂へよう。然し最も重 を緩和するものと解して始めて立法上 らない我現行法制上は判事の刑の量定 妥當視される絶對的不定期刑主義を採 對しては議論もあるが刑罰制度上最も 制度は立法論上は法定刑主義に對する 判決に對する變更である。從て假釋放 一の緩和制度として考へられる。之に 假釋放は實質上、裁判上言渡された 即

假釋放運用に關する

らぬ「監獄法施行規則第百七十三條」。

級すれば少くとも行刑成績に關する限 きことを要求してゐる。即ち一級に進

り既に條件を具備せるもの

として初

否等考慮するの要なく假釋放手續を爲 犯・累犯の別、刑期の長短、罪質の良

又は 以である。 今更年ら若干の考察を試みんとする所 認識を新にすべき點あるを發見するの は許されない。我等亦行刑運用上幾多 を脱することなく我不關焉で進むこと である。之私が兹に假釋放運用に就て 行刑界に於てのみ所謂行刑の「密行」 在る。此の超非常時局に際會して獨り せられ文字通り一億總進軍の眞只中に 防國家が要請せられ、職域奉公が絶叫 劃期的轉換期に直面して居る。高度國 今や我國は實に有史以來未曾有の大 「隔離」を盾にとつて徒らに舊套

二、法的根據並手續

叢

留及勢役場留置者に對しては其の情狀以て假に出獄を許すことを得る。尚拘 十年を經過したる後行政官廳の處分をては其刑期三分の一、無期刑に付ては にして改悛の状あるときは有期刑に付 を刑法第二十八條に置く。即ち受刑者 云ふ迄もなく假釋放制度は其の根據

論

後の保護又は環境も基礎として定むべ 著」と同義に解すべきであらう。 **聴を出でない。要するに「改悛の狀類** であつて断定を許さないから主觀的範 悟の念即ち其の心的問題に止らず釋放 り」といふことは犯罪に對する反省悔 を規定して居る。兹に「改悛の狀あ いことを意味する。然し乙は一の認定 きものであつてつまり犯罪危険性のな 兩者共刑期關係に付て所謂絕對的條件 年以上十五年以下に於て懲役又は禁錮 期刑は七年、犯時十六歳未滿にして十 を科せられた者に對しては三年を經過 條に依り不定期刑は短期三分の一、 十條)。次に少年に就ては少年法第十 假出場を許すことが出來るへ同法第三 した後假出獄を許可することを得る。 に因り何時でも行政官廳の處分を以て 無

は刑務所長は其の旨具申しなければな 獄を許すべき事情ありと認めたるとき 其の手續としては、 以上法的根據を一 受刑者に對し假出 瞥したのであるが

と認めたときは假釋放の手續を爲すべ

一級受刑者にして假釋放に適するもの

論

叢

- 15

矯正図書館

は馬鹿となるとの譬は一面の眞理が含ある。人を馬鹿呼ばゝりすれば其の人 更生の一途を辿るに至るであらう。の保證をして遣れば一層自重自戒して まれて居る。之と反對に又人を善人呼 機微に觸れた妙策たる點に奪い意義が 生に拍車を加へるもので謂はど人心 ばゝりすれば其の人は善人たるべく餘 ば「嘘から出た眞」といふことさへあ 儀なくされるものである。極端に云へ る。況んや真に改悛した者に對して其

改悛した者であれば將來の渡世上前科のであつて「刑罰の爲に」、又は「刑罰の協」の謂は"皮相的にして心ならざる改悛であつてはならぬ。從つて真に、可罰の爲に」、又は「刑罰の協」、 り出來る丈之を除去すべく努力して遺り出來る丈之を除去すべく努力して遺 らねならない。云ふ迄もなく受刑者が るには一般世人の覺醒を待つと同時に を誉むものである。此の原因を除去す といふ社會的犯罪原因を除去する作用 而して第二に所謂「刑餘の不信用」

> 甘受して辛抱すべきである。「刑餘の此の「ハンデイキャップ」を真向から を假釋放することは卽ち此の負擔を減 居るのであるが刑罰の目的を達した者 行の爲に國家は莫大な經費を負擔して の負擔を輕減することになる。刑罰執 することに依り國家は其の刑罰經濟上 擧げ得るのである。 更に第三に假釋放 ることになつて實に一石二鳥の效果を 時に又積極的に社會信用を回復せしむ あるが右の不都合を無からしむると同 を受けしむることにすれば消極的では とも假釋放期間否應なしに警察の監督 る。然るに假釋放することに依り少く 者は此の心構へがなかつた爲でもあ 不信用」が原因となって再犯に陥った

討を加へて見よう。 たのであるが左に從來の實績に徵し檢 以上私は簡單に假釋放の意義を述べ

少せしめる所以でもあるのである。

者	百者に	る一百円放者	す假る釋	五.	六七五。		同上再犯者每年平均
			同	八	四七九。	四、	假釋放者每年平均
す監の受刑	す監る受		對出	七	九六〇。	1.11,	同上再犯者每年平均
				八	七五一。	二八、	出監受刑者每年平均
			-	=	六六七 二	四六、	在監受刑者年末平均

を秘する必要はない筈である。否寧ろ 備考、 (=) 再犯期間別再入率比較表 (2) (1) 出監受刑者中には假釋放・假出場・拘留滿期・死刑・死亡・刑執

最近十年間(至同十五年)に於ける總再入者並假釋放再入者の 一般再犯者中には假釋放再入者を包含せず、行停止及逃走等の事由に因る者を包含せず、

一五。一	四 - =	計	
0. 11	0. *	年	五
○• 五		9年	四
1.01	二•四	少年	Ξ
二• 六	五。七	年	=
三、五	1 •t	年	-
1 • 11	١ • به	9月	六
三・八	11 • 4 17	內月	以三
に對する百分比平均	灣する百分比平均	/	/

備考 (2) 總出監受刑者中には假釋放者を包含す、總再入者中には假釋放再入者を包含す、

(三) 假釋放者發刑期間調(昭和十五年)

_				
三月	二月	/ 月	二十日	以十
四八九	一、三六四	七九六	三六〇	四九
五	三	二年	一 年	六/月
1 111	111	九九	三二八	五四八
		總計	無期	十
		图、050	一八	

假釋放許可並取消人員 (自昭和十二年) 比較表

	-	中	五	111	九	10	人消
する百分比一・一	九八七	並	==	五	IZSI	六	人取員消
	九一、五六二	四、五七一	臣、0元0		大 五九五、	六、二八四	員可
	至昭和共年七月	年十中六	年十中五	年十中四	年十中三	年十中二	
		7 4	1 1	, pr.			

の比率であることを知らればならな受刑者の其れに比し遙かに小である。受刑者の其れに比し遙かに小である。可以内に於ける假釋放者再犯率は總出監以內に於ける假釋放者再犯率は總出監 比ぶれば真の約三分の一に過ぎない。して之等假釋放者の再犯率は約一劑五して之等假釋放者の再犯率は約一劑五 に示す如く大體同様の增減傾向を辿つ 放者の其れとを比較して見れば第二表次に總出監受刑者の再犯期間と假釋 受刑者(假釋放者を除く) を示すものと見てよからうと思ふ。さ中の出監受刑者又は假釋放者の再犯率 釋放者中の再犯者とは一致しない。然 再犯者は何れも常該年度内の再犯であ數は極めて僅少であると云ひ得る。又た者の再入は計上されて居ないが其の すれば即ち第一表に示す様に毎年出監 し十年間に亙る累計を夫々平均したも であるから大體に於て右數字は一年 • 二表中出所後五年以上經過し 百名に對し

つ前述せる國家の刑罰經濟上の負擔を は勿論、社會の為にも亦有益であり且 して居ることを思へば本へ自身の有利の者が刑期滿了に完立つて社會に復歸 る統計がなく、又右の表に示した八割 程放の全然無かつた場合の再犯に關す であらう。不幸にして我々は假 になるとも考 の全然無かつた場合の再犯に關す であらう。不幸にして我々は假 然し誰か之等八割五分の更生者に對し實證的且積極的の論斷を爲し得ない。 と論斷し得ようか。 へて實驗して見ることが出來ないから 五分の更生者に對して手を換へ品を換 はせなかつたかといふ懸念を一掃して其の再入を發生論上早めた結果になり 「元々更生し得べかりし者であつた」 **吳れるものではなからうか。即ち總般** 入に付き、 いといふことゝ照合すれば假釋放者再釋放者の残刑期間は二月以内が最も多 い。之等のことは第三表に示す通り假 假釋放したことに依り却て 然り而して今假り

> や實に莫大であると謂ふべきであつて輕からしめて居ること等其の收獲たる 改善効果を統計に依つても察知し得る 我々は兎も角も假釋放に依る受刑者の のである。

は更に單なる取締規則違反に因る取消者も計上されて居るのであるから大勢上の影響はない。取消不問に付ても同様のことが云へる。何れにしても之等於て一應當局の責は免れない。然し私於て一應當局の責は免れない。然し私於て一應當局の責は免れない。然し私がする刑事政策上の効果を高く評價し、する刑事政策上の効果を高く評價し、 興實喰止め得べき最少限度 であつた而して後残一割五分の再入者が果して 數」であつたか否を疑はんとするものか、即ち換言せば眞に「止むを得ない である。 平均約一名に過ぎず、而かも此の中に 四表に示す通り毎年百名の假釋放者中 は取消者も包含せられて居るが其は第 次に右表に示す假釋放再入者の中に

四、運用の重點

認定であつて、其は唯蓋然性の問題に 顕著にして再犯の處なしとすることは の重要意義があるが然し亦二面一つの べきであらうか。之に付ては三つの主もに際して、如何なる態度を以て臨む止る。然らば、我々は假釋放を運用す 重要意義があるが然し亦一面一つの假釋者は右に述べた通り立法政策上

> 義が考へられる。一は假釋放者の質に たものと云ひ得る。然し勢其の再犯率 重點を置くところの謂は「質本位主義 主義を以て運用上の理想とせねばなら 却することになる。從つて我々は折衷 は大となり前述せる假釋放の意義を没 に於て彼等の幾分が質に於て些少たり 假釋放者を出すことになる。而して量 峰である。而も實現可能性大なる希望 採れば再入者の皆無は期し得るかも知 であり、他は反之其の量に重點を置く る。此の點に於て百尺竿頭一歩を進め とも更生し得れば以て滿足するのであ 所謂特別改善主義を採れば比較的多數 を以てしては何等の意義もない。次に するのである。唯單に制度の存在のみ を前途にしてこそ發奮もし、 る。受刑者と雖も希望を持たさねばな あらう。凡そ人には希望が必要であ 所謂折衷主義である。一般改善主義を 爲し、而も其の再入者の皆無を期する 改善主義、後者を特別改善主義と呼ば は確然たり得ない。今假に前者を一般 し之は概念上の問題であつて其の範疇 ところの謂はゞ量本位主義である。然 か
> 取は
> 一人
> も出し
> 得ない
> 結果
> に
> 陥る
> で れないが假釋放者數至つて少數に止る ら。而して第三は最大多數の假釋放を ぬ。實に假釋放こそは受刑者の希望 又努力も

してゐながら、子供の教育といふ實際場面で

自由主義教育について

倉政

めていだかされた。 鳥がたつたやうなおどろきであつた。自分な 育については、特に氣をつかつてゐるつもり ちょつと心配な問題にぶつかつた。子供の教 最近、僕は自分の家にゐる子供について、 とても問題にならぬといふ感じをあらた つた僕にとつて、これは全く足もとから

と思はれた。 あたら、事は未然に摘みとられたに相違ない 監督が非常に不充分だったといふことになる その第一の原因を考へてみると、 つた。それさへもつとしつかりできて 結局僕の

好まなかつたのである。それは人間を疑つて く無視した態度だといふ氣がする。 いることで、 一つの例が、 押入れや、或は手箱などを檢べることを をひそかにしらべる自分自身が、 僕はその子供の机の抽出 つまり相手の人格をなんとな さういふ いかに

> 導に力を入れてきたのである。 ずつとやらずに、ただ面と向つての注意や指 いのであつた。それで僕は、さういふことを もうしろ暗いことをしてゐるやうでかなわな

たもとであった。 ところが、これがその子供の教育に失敗し

とであり、これなくしては一切の教育や輔導 と、性格的缺陷者であらうと、とにかくその に慄然としてしまつた。相手が子供であらう の意義は成り立たない。 人格の自由と尊嚴を犯してはならぬといふ考 僕はこれに氣附いたとき、自分といふもの いつでも誰をでも信じねばならぬといふ - これは依本態度としては立派なこ

> るのさへ見かける。一そう困つたことは、さ けてくれるまで、窓を見るんだとぐづつてる 身もそれを信じて疑はないから、人が席を開

めやうとはせず、「子供だから無理はない」 ういふ子供を、はたの乗客たちも、決して咎

として宥してゐるのである。

は、自分の意識の上では大いに自由主義を排教育の最も恐るべき弊だと思ふっつまり僕 ひなしに現はされるといふのが、 けれども、これが實際の取扱ひの上に見境 自分の意識の上では大いに自由主義を排 自由主義的

五千代以下僕たちまでの年配の若い親だちに そうおどろいてゐるのである。たいていは、 らの周圍到るところ見るやうな氣がして、一 自分にかへりみてゐる次第である。 といふことを、 にわれわれの心にしみ附いてゐる手剛い敵だ たのである。自由主義といふものは、こんな しかしかういふ教育精神を僕は、今日の僕 いつの間にか自由主義にしてやられてゐ 今度の體驗で僕はしみじみと

見る。この親たちは、子供を座席へかけさせ 然だと考へてゐるやうである。そして子供自 れどころか泥靴のまゝ窓をのぞかせるのが當 ることを當然の權利と心得てゐるやうだ。そ それがある。 たとへば子供をつれて電車に乗る親たちを

な「子供本位」のモラルは立派であらうかり これは、美しいことであらうか?このやう 今のは電車の中で最も普通みか からいふ子供教育はお互ひ ける例であ 所近

じてゐる。實に、とんでもない自由主義の跳 であり、教養ある新時代の親共の態度だと信 育てかたが、子供の人格を尊重してゐること 王」でありやがて「暴君」である。さういふ 若邊 はその一家にとつても、近隣に對ても「帝 い、モダンな改をうっこと、大ていの家庭でも見られるものである。 モダンな教養ある夫婦ほど彼等の子供

の考へが徹底してゐず、否、甚だ幼稚だつた E としか思へないのである。 れでも一向わが子は立派にもならないが、と を忘れなかつたつもりである。もちろん、そ いては、自由主義的教育の弊を警戒すること ある。僕は、すくなくも自分自身の子供につ ところが他人の子供にたいしては、まだ僕 僕が今度失敗した問題も、やはりその點に かく、その努力は常にしてゐたのである。

重することと矛盾するのではないのだ。 當然の義務だつたのである。それは人格を尊 押入れを檢査することも、責任を果すための かり監督の責任を負ふた以上は、机の抽出や たとへ他人の子供であつても、それをあづ

苑

は、悪い「文化人」的怯懦にすぎない。僕は るべきことだつたのだ。それを躊躇するの それらの義務は、むしろ愛を以て遂行され

- 17 -

藝

と思ふ。 そのことを今度の體驗から、悟らしめられた

立て」ゆかねばならぬ日本の社會を本位とせ とである。「國家本位」とは、このわれわれ 供本位」ではない、 よといふことである。 がその中に生き、それをいよいよ立派に守り ことではないが、つまり子供の教育は、「子 一部では考へられてゐることで、何も珍しい 0 提唱をしたいと考へてゐる。それはすでに そこで僕は、世の子を持つ親たちに、 「國家本位」だといふこ ーつ

なくてはならぬのだ。 こに親としてのよろこびと同時に責任を感じ のものである。親は、たまたまさういふ實に 育さるべきものである。子供は何よりも國家 要請する道義に從ふべきものである。かく訓 血のゆかりを結ぶ因縁を持つたのであり、そ 時代の觀念である。子供もまた日本の社會が 子供本位といふ方針は實は自由個人主義の

て子供を訓育することに在らう。 たいしてどのやうなことを要請してゐるかと 位」でもない。國家本位である。だから親ま いふことを常に敏感にわきまへ、それによつ たは保護者の義務は、現在の國家が、子供に 子供の教育は、「子供本位」でも「親本

> 通難の時代に、「子供だから」といふ 理由 引」をやりさうな氣がしてならぬ。 みるとき、それが成人したあかつきに「闇取 はつては困るのである。僕はあいいふ子供を い。空襲下では、いかな子供も勝手に跳ねま で、電車の中で勝手氣まゝは許さるべきでな 世の親たちは、もつと峻嚴であるべきだ。交 由になることは許されない。この點からして いかなる子供といへども、 この道義から自

社會も、子供を不當に甘やかしてはならぬ。 それは質は子供を輕蔑してゐることだ。 を譲つてくれるかどうかは別い問題である。 滿員の電車では立つべきものである。それ

供教育を警戒してゆきたいと思つてゐる。 を通じて、一そう「文化人」的自由主義的子 ぬとして、とにかく、 かぬ場合が多いし、それでどれだけ子供が良 の子供を、共通の「國の子供」として監督 う簡單にどうなるものではないから止むをえ なつたかは疑問だが、それは生きた人間がさ ふことにしてゐる。それでもなかなか旨くゆ し、必要なときは遠慮なく叱つて貰はうとい してゐるのだが、親同士が話合つて、ね互ひ 僕は、自分たちの隣組内だけで、幾分實行 僕は今度の一つの體驗

(十七、四、二三)



でどつちが他人か知らない。いづれ、支那でも、どちらがどうでもよ やうに、自分と他人の二つか、成つてゐるものらしい。どちらが自分 いのであらう。 ゐるから妙である。結局『ひと』は華字の『人』が形で示されてゐる とこのひとりである。トころで、『ひこ』は、亦、 日本語で『ひと』といふと人間のことである。わ 他人をも意味して くしはそのうひ

英國が『かれらはいふ』They say と濟ましてゐるのは變である。 も面白い。同じ歐洲でも、 日本語と同様に福軸國のひとり獨逸が自他人の合一を示してゐるの 獨逸が『ひとはいふ』Man sagt の工合を

のである。獨逸はゲルマンの古代から共同社會的であつて、今日の全の昔から君民父子一如であり、八紘一字の共榮的國民性を示してゐる 明らかに、國民性の現はれであらう。さもあらばあれ、わが邦は神代 事は餘談に屬するが、英國人が自分と他人をよく分別してゐるのも

來たいものを持ち出すのは强盗の所業であつて、 氣なものである。美名を並べても、 たぎからは當然のことである。英米の世界制覇・帝國主義ばそれらの 綜合的結論である。支那における門戶開放・機會均等もなかなか好い 佛國人は突然變異としたのであつた。英米人の歴史は米國の殘虐な奴 きであらう。印度人の虐殺や南洋に於ける飽くなき搾取は、英國人か 隸制度や濠洲の原住民百萬を半世紀に五萬に滅亡させたことに見るべ ンが英國民であることを想起すべきである。同じ現象を觀察しても、 とりよい子に成らうとしてゐるのである。進化論を創稱したダーヴィ 徹底的に弱肉强食であるから、自由主義・自由競爭の美名の下に、 るのも、個人主義に徹した國柄を示してゐる。自國民同志の間でも、 も肯づけることである。それに引きかへ英米が自と他とを峻別してゐ き存在』 menschenwürdiges Dasein を、誰にともなく高調したの 體主義の基を包蔵してねのであらう。ワイマール憲法に『ひとら 他家を開け放して、 わが國風では天・人 勝手に持つて CA

る。されば、われわれが、 殺人は勝手次第である。『かれら』は『ひと』と觀られないからであ共に許さないところである。しかるに、英米では自分が强い間は强盗 『ひと』と観ずに『もの』として取扱つてよい譯であらう。 英國人の好みに從ふならば、 『かれら』を

れは『ひと』と離れては人でないのである。 廣く東洋にも楊子墨翟の類が居なかつた譯ではないが、所詮、 調して 語つてゐる。ボッブスが、正反對に、『ひと』の非社會的な性情を强 contra omnes と放言してゐるのも、 『ひとは社會的動物である』と、『ひと』と『わたくし』の一如を物 獨逸の學問上の祖先とするギリシャでの哲學者アリストテレス は 『總てのひとの總てのひとに對する鬪爭』 bellum omnium 彼が英國人なればこそである。 われわ

0

を遠ざかつての、身の打ち込める純粹な仕事であつた。 何にも機會主義者か浮氣者のやうであるが、わたくしにはわたくしな す娑婆氣の多い學問の使徒へと轉進した。轉々とした足跡を見ると如 商料から法科へ、職業を辯護士から判檢事へ、さうして、それも成ら りの深い憧憬と堅い信念があつた譯である。それは物質を離れ、 はされて、アカデミックな純粹の世界に憧れてゐたのである。學業を るから許して頂けることと思ふ。わたくしは、往時流行の學生夢に醉 たくしの事を申し上げて恐縮であるが、これが外ならぬ隨筆であ 人間

ある。いまもつて窮措大であるから、 所期の理想とは正反對に、ますます人間に近よつて來つつあつたので たれたらしいが ところで、その結果はどうであつたかといふに、驚いたことには、 實業家から辯護士、 判檢事から學者と接觸し、 物質の方には、完全に、線を斷

> たことを知つた。わたくしがわたくし自身にいとほしさを感するなら わたくしは四十にして初めて、『わたくし』が『ひと』から離れて、 務柄接觸せなければならね『ひと』の數は幾何級數的に増してゐる。 ば、わたくしは『ひと』に生きることでなければならぬ。 とり自らを純粹に生きようとした、伯夷叔齊のやうな過失を犯してゐ

ものであらう。 生活は、お互に、 ないことを識つた。民族的に觀でも、國家的に考へても、われわれの れは家族・同族から始つて、近くより遠く、全人類に及んで限りない を濟ひたくなり救ふことにもなるのであらう。かくて、わたくしは もなる。釋尊でなくとも、 それは自然の理である。これは『ひと』が『ひと』を教育することと 『ひと』を教育することも出來よう。 わたくしは『ひと』との生活において、わたくしを教へ育てて行く。 『ひと』の啓蒙・指導・教育であらねばならぬ。そ 『ひと』が悟りを開いたら、自然に『ひと』 わたくしは學者が教育者の他で

0

行刑界に 『ひと』といふ新聞のあることも面白いと思ふ。

教育では、訓練こそ最後の決定をなすものではあるまいか。米國ばや 言はずもがなである。結果だつて大體知れてゐよう。しかし、凡そ、 苦心の程度の差は選ばれた良質と、落伍した惡質とを對象とする限り 育して立派な『ひと』を出すべき制度としては同じである。 所は劣つた資質で過を犯した人を收容して教育するところである。教 大學は智能の優れた青年を入學させて教育するところである。刑務 それで凡てが決まるものと思ふことは早計で 教育者の

るかぎり、生産

るものである。作業はそれ自體に關す

視 察 表

祖となつてゐるのである。今次、大東亞戰爭においては、勿論、皇軍に 献身的教育行刑家によつて訓育され、釋放され、今日の濠洲の良民の

あらう。訓練は自らを教育する許りではない。鬼神をも泣かしむるの

矯正図書館

そ待望に堪へない。 とを得て、皇國民たるの有難さに感銘し、より良き國民たらんと勵み つつある由である。過去の過を咎めず、親身も及ばぬ徹底的の訓練こ 司や刑務官が、被保護乃至犯罪少年は勿論、受刑者達を軍人のそれの 如く訓練したならば、その效果は多大なものがあるであらう。聞くな そ訓練の賜ものでなくて何であらう。若し、直接訓育指導に當る保護 さうである。少年航空兵や少年戦車兵といはず、皇軍全體の軍人魂こ 航空兵や少年戰車兵の勇敢な軍人魂にうたれるのか、諄々と訓戒を與 八日宣戰の大詔が下されてからはハワイ、マレー方面に活躍する少年 る。東京少年審判所の前田審判官の語られるところによると、 である。況んや『ひと』を動かさずして熄まうか。 へると深くうなだれて、心中羞恥と反省にあふれてゐる様が見られる さうだ、この四月十七日は、少年法が制定せられてから二十周年にな 多くの受刑者は國防物資生産や勞働を通じ奉公の心を燃やすこ

> 訓練不十分の結果、優秀の青年を劣惡と 自由主義に患ひされた大學教育は、その

0

族、同國民でありながら、『ひと』を『わたくし』から區分して優越感 と、一座は、その度毎に、恰も侮辱でもされた如くざはめく。世は、同民 とがしばしばである。しかし、世の教育家や學生の前でこの話をする を抱かうとしてゐる。以て慶すべきか弔すべきかを知らない。 大學の教育と刑務所の訓育を比べながら、わたくしは之を繰返すこ

ことにもならうか。

地である。 濠洲は、正木局長の研究發表せられてゐる如く、累進行刑の發祥の そこでは多くの重罪犯人がキャプテン・マコノキー の如き

並べると『ひと』と『わたくし』を分つ しくはないだらう。といふやうなことを ゐない。 と勅任官と判任官が顚倒することも珍ら 『ひと』の問題である。成果から觀ると 育の施設は人材を出すところで入れて能事終れりとしてはなるまい。 化して輩出してゐる。訓練や秩序や目標の明確な刑務所の数育の方が る所で刑務所は出す施設と分れて來てゐるのではあるまいか。凡そ、教 より效果を擧げてゐる。岡部所長の言葉を藉りて見れば、大學は入れ 設備の不完全さと相俟つて、 貰ひ度い點である。 本國兵に劣らず働いてゐるのである。わが同胞にしつくり考へ味つて 歐大陸に、アフリカに、西亞に、マレーに轉戰し、その防壁となつて 敵すべきもなかつたのであるが、英本國の爲には第一次歐洲大戰以來、 かくて、訓育といふものは教授の勅任にも刑務官の判任にも因つて 比較的のことではあるが、 況んや行刑局長が檢事出身に限られてゐる爲でもあるまい。

ればよい。 れたのであらう。 もなく、濟度するといふことだけを説か そこで釋尊は『わたくし』も『ひと』 一億一心でこれを受け

0

つたなら、それは行刑の姿を曖昧にす れかといつて、作業即勞作教育だとい もちろんこのことは行刑のうちに採り 育といふことがいはれた。 てはならぬことである。一時、勢作教 教導の方法であり、錬成手段であると 正しい。けれども、作業がそれ自身、 のなかにつつまれねばならぬといふこ いふのであるならば、それは考へなく とを、いつてゐるのであれば、それは ふものは總て教導的な倫理的な零間氣 ゐるものだといふ。それが、行刑とい れられねばならぬことであるが、そ 作業といふものは教化目的をもつて いまでも、 ることである。 何。

> もつものではな と以外には目標を として生産するこ

作業は教化の目的 といふのならば、 をもつものである る時代ではない。 論議をかさねてゐ しかし、徒らに

0

0

業として職業教育的な方面に就かしめ ばならぬ。数化的に構成する方法如 すると共に、その餘りの時間は乙種作 たつぶり一般勞務者だけの生産に從事 に明かに分別することが必要であると 教化的方面を强調する作業とを時間的 れを教化的に構成することが望まれれ がある。作業が教化であるならば、こ それでよしとしよう。そこで一の提案 る。即ち生産的方面を强調する作業と 僕は現在の作業についてから考へ いはず甲種作業として受刑者は

爲であるといふかぎり、 犯罪は刑罰法令列睪の有責違法の行

いふことを宣言してゐるのかも知れないが。一定の行動を要求するとや作業のみを意味するのではないかも う囁いてゐる。 いぞ、刑法第十二條は、靜夜、 諸君、刑法の定役といふのは、 僕にか もは

かるやうな。 のやうに、その時、その時の健否がわ ふものでなしに、丁度、經濟上の曲線 も十年後、五年後に結果がわかるとい のが考案されぬかと思つてゐる。それ 務所の特殊な事情を考慮して、何か日 作業收入の調定高でも定められるもの 放の數でも定められるものでないし、 々の行刑に反省を加へる機因となるも ると思ふが、これを中心としてその刑 これは大いに反省せしめるよすがとな でない。再入率がどうかとい 思つてゐる。その刑務所の行刑が正し 線といふやうなものを考案しないかと の健否をさぐるために、いはば行刑曲 く行はれてゐるか否かは、決して假釋 顯微鏡を發明したやうに、誰か行刑 ふことは、

何も問題は行

が倫理的批離であるといふ場合、それ刑的な展開をみせぬのであるが、それ 題に直接な關聯をもつものとしてあら は、國家、人生、生活につながる問題 かっ の姿、善あり悪あるはかくる理想追求 となると共に、行刑はからる深淵は問 である。而して行刑は如何にあるべき はれてくる。善なく悪なきは神ながら への姿、善を知り悪を去るはこれ臣道

ことは、到底、 ないかぎり、一次程の高きに飛罐する 悪である。いま、われわれの精神生活 れが技術的な點にまで考慮が及ぼさ の高揚が要求されてゐるけれども、 ある。法家の學問は孔家にとつては俗 孔子の學問は法家にとつて全く無力で はそのうちの最も重要な場面である。 判されねばならぬ。行刑の技術的構成 れなくなつてゐる。學問全般が再び批 術とが分裂した段階に止ることは許さ 位は極めて低いものとなつてゐる。 し、いまはもう、さらいふ人世觀と技 東洋の學問に於ては技術の占める地 期待できぬことであ

眞 阿

簡單にその誤謬を指摘すればイ支配者

ある。こゝでは紙敷が許さないからそ 動」こそは、實に印度そのものなので 出すことが出來る。印度の「獨立運 養」と同様、印度の獨立運動の中に見 何か。我々はそれを支那の「國族主

歴史的分析をしてゐる暇はないが、

大東亞戰爭の進捗と共に、我らの限

前に擴大されて來る三つの大きな問題

第一に、重慶政権がどうなるか 印度問題の歸趨

第三に、ソ聯の動向

的に異なった他の要素を含んでゐると げた三つの問題は、大東亞戰爭と本質 建設の諸問題等々。けれども、上に學 界はどこか、東亞共榮圏に於ける戦時 大東亞戰爭と平行線上にある。從つて ド、布哇はどうするか、對米決戰の限 勿論、問題の分類の方法によって 即ち、それらの問題は現在、大體 此の外にも未だ種々の問題があ 例へば、濠洲、ニウジーラン 將來の發展性を豫想され

> らた恐るべき錯覺を生じ易い。 り印度なりの問題も解決するといふや

第一に、重慶について見ることにし

中に包含されるといふ意味でないこと はその一部だとも言へる。へ然しその 那事變を主體として見れば大東亞戰爭 ことは直ちに大東亞戰爭が支那事變の つて、その全部ではない。從つて、支 滅は、支那事變處理の一つの手段であ は必ずしも眞理にはならない。米英鑒 といふことである。ところが、この逆 除しなければ、事變の處理が出來ない 支那事變の中の敵性諸國家の壓力を排 必然性をもつてゐた。といふことは、 支那事變は、大東亞戰爭に發展する

話講交外

説明は今日のところ時期尚早の感があ

る要素は、日本の南方建設の中にあ の國族主義をして方向轉換せしめ得

といふことになる。この具體的

るが、勢れにしても、それが日本の新

しき課題となるのは遠い將來ではある

ない支那事變の他の要素は何んであら

歴史的南方進出の中から見出さなけれ の解決を、大東亞共榮閥確立と日本の 究極の處理は困難であらう。我々はそ 的性格を清算し得ない限り支那事變の 國族主義といふものが、日本との對立 うに、支那のナショナリズムは支那特 有のナショナリズムなのである。この それを「國族主義」と名づけてゐるや ズムともその性質を異にする。孫文が 米あたりで言はれるやうなナショナリ ば、また民族主義でもない。同様に歐 ズムは、日本譯の國家主義でもなけれ ョナリズムである。支那のナショナリ らか。端的に言つてそれは支那のナシ

これをもつと簡單に言へば、イ米英

ふ問題に觸れてゐる人は絕無と言つて が、肝心の支那事變をどうするかとい いて語つてゐない候補者はなかった や選擧公報を見ると、大東亞戰爭につ まい。今次總選擧の立候補者の挨拶状

するとも支那の國族主義は発存すべこ撃滅するとも重慶は存在すり重慶打倒

とで印度問題に本質的な變化があった 意味に於て、クリップスの渡印前と後 は、今日日本の問題、大東亞の問題と して採上げられなければならぬ。この として見るべきではない。印度の問題 ふやらにはいかなかつたと言へる。け 中心として見れば、彼の工作は彼の思 と見る人が多い。勿論、クリップスを にあるかを知るべきである。 よかつた。もつて政治屋流の識見奈邊 クリップスの對印工作を「失敗した」 印度の問題は今や英國を中心

情勢の變更は、日本の印度洋制壓によ ればならぬ。而して、このやうな客觀 印度自體の内情の必然的な變化がなけ 化、第二にはか」る客觀的情勢による 格はいかにして修正されるか。第 つて徐々に現實化しつ」ある。 印度獨立に於けるこのやうな特殊性 印度の當面する客觀的情勢の變

ゐる。然るに、現状のまゝに推移する 力の前にその態度を決すべき時に來て らば、印度は當面せる日本の武力的壓

印度は好むと否とに拘らず自

若し、クリップスが真に失敗したな

獨防衞權を獲得したとしても、斷じて あまり知らない。印度は英國との因緣 等の立場を獲得したといふ例を我々は る。奴隷が主人の諒解の下に主人と同 方向轉換を見ることが出來ないであ 度自體の複雑なる國内事情から完全な ルによつて多少の修正はあったが、 よつて代表される。この立場は、 假令憲法をもち單 第三に、ソ聯の動向がある。

困難にする要素なのである。印度を打 の特質であり、印度問題今後の解決を つてはゐないか。この危險性こそ印度 ら日本の反對の立場に立つ危險性をも

を棄てきれぬ限り、

印度のこの特質を見、且つ印度

の方向の必然性を摑むことが出來たと

すれば、クリップスも滿更手ぶらで引

上げたとのみ樂觀しては居られぬ。

然らば、このやうな印度の特質とは

論的性格を脱しきれない所以であら ない。その「獨立」が印度哲學の現念 關係にある。然るに、印度は對外的に 動には國內改革の苛烈なる試煉がな 更なのである。 然るに、 印度の獨立運 **岡る爲には印度の自己革新が絶對に必** る特質は、印度の内部的本質に根ざし のである。だが、印度獨立運動のかり 英帝國の羈絆を脱し得るものではない 對外鬪爭と對内鬪爭とは常に不可分の 命の飛躍的轉換乃至發展にとつては、 だ。概そ革命乃至革新と稱する國家生 も對内的にも徹底した政策をもつてゐ あるものは宗教的勢力争ひのみ 從つて、獨立の飛躍的轉換を 無暴を敢てする根據も見出されない。 を失つてもゐまいし、またそれほどの 今速急に東亞圏に働きかけるほど理性 進出を豫想したソ聯は逸早く南下し した。獨逸を當面の敵とするり聯が、 だが、從來より東亞の植民地、半植 前號に述べたやらに獨逸の近東西亞 イラン、イラク方面に工作を開始

アフガニスタン、 う。支那に於ける中國共產黨を初め、 をとつて今後の指導方針とするであら であらうことは想像に難くない。この は、大東亞建設と併行的に活潑化する 民地等に於けるコミンテルンの活躍 目標は恐らく、反侵略、反帝國主義、 民族自由の獲得等々の立場 印度の夫々の黨組織

> 亞圏との諸關係に於て益々我々の關心 の活躍はソ聯圏の擴大發展と、その東 戦争の重大なる部分を占めつくある。 の政治的軍事的動向についてはこ人に 事となりつゝある。東亜に於けるソ聯 に對する思想戰的對策がいまや大東亞 辞述することが出來ぬが、國際共產黨

ばならぬ。 を通しての新しき文化の創造でなけれ 段階は、建設と同時にやつて來るであ 於ける思想對策である。この思想戰の 最も必要な根抵は、大東亞戰爭の實踐 らう。而して、思想戰に對處する爲の に痛感せらるるものは、 斯くて、如上三點の解決に於て共通 大東亞戰下に

の現實の中から、 客觀的立場に於ては、理論は常に現實 行動が理論と併行し得なかつた當時の とが緊急の課題となりつゝある。 し、來るべき思想戰の態勢を整へるこ 歴史的行動は遙かに前進してゐる。こ まつた。だが、今や大東亞戰爭といふ から浮上り、觀念的なものに終つてし いふことが塵で言はれて來た。だが、 支那事變當時にも、新文化の創造と 新しき文化を創造

であらう。

イの立場はガンデーの無抵抗主義に

に積極性をもたぬといふことに歸する との妥協によつて獨立する中自己革新

- 25

とすればその間の勢力が省けるからア

矯正図書館

石 山 賢 吉

話

講

濟

航行の經濟のみを考へた。 今日まで、船といふものは常に海上

エンデンに換へた。さらして船の容積 點のみを考へて、蒸氣機關をデーゼル 燃料で多くの貨客を運び得るか、その いかにすれば、少ない人数、 少ない

て濟むといふ考へ方によつたものであ 型を大にすれば、燃料も人手も少なく 石炭よりも重油が経済であるし、船

即ち大船主義で、三千トン、五千ト 一萬トン級の船をさかんに造つ

港の問題を考へると、大船必らずしも 經濟的ではないc ところが、一度、貨物の揚げ卸しと

接岸壁に横づけするのが一番である。 經濟的に貨物を積み卸しするには直

> 換へ、陸の運送で、運送するから大變 な手數と費用がか」る。 で貨物を運び、陸揚げして鐵道に積み 港では、船を沖がかりにして、ハシケ ふと、日本でも極めて少ない。小さい づけにするでうな港が澤山あるかとい は、五千、一萬トン級の大きな船を積 沖に碇泊して、沖積みのハシケ取りを やつては却つて不經濟である。それで

の方が長い。 る時間よりも、港に繁船してゐる期間 だから、現在の船は海上を航つてる

居る時間の方がはるかに多いことにな ら、不定期のボロ船になつたら、港に が完備した港をあるく場合であるか 日暮す割合であるといふ。しかもこれ 船は海上で四十七日暮し、港で五十三 専門家の發表によると、 日本の定期

> もグット小さくした五〇〇トン位がど 小型船の利用が考へられてゐる。しか かといはれる。 この繁船日數を短縮する意味から、

が出來る。 も直ぐに岸壁に横づけして貨物の場陸 これだと日本の港なら何處へ行つて

方面の島々に利用出來たら一層便利で あららの その上起重機の必要もなく、人手で イ出來るのである。これを南洋

濠洲を加へたら大變な數に上るであら だけで九千個の島があるのに、馬來、 で七千、東インド(蘭印)で二千、これ 洋は多島海であつて、ヒリッピンだけ これを海上トラックと呼ぶの一體南

この無數の島々でい 一萬トン級の船

> のジャンクなどがさかんに活躍したの 三千トン級も怪しいものである。支那 分は人工を加へない天然港であつて、 もこの理由による。 の這入れる港は十指に足りまい。大部

を集散するためには前記の海上トラッ クを利用するのが特に妙であると思は だから、今後日本が大東亞圏の資源

險はないか、人手と燃料の點で不經濟 ではないか、といふ點である。 第一の航行危險の問題。 ところで弦に問題が残る。航海に危

風のない折でも一丈に除るといふ。 る。この黒潮のウネリは非常に高く、 海を拔けて、日本の東西海岸を北上す あつて、ヒリッピン沖に起り、臺灣近 南洋と日本との間には有名な黒潮が

だから臺灣海峽は世界中の難航路の

一つに數へられる。當然危險の問題が

に乘員の訓練である。 これを征服するに一に船の構造、二

て行くが殆んど遭難の事實がない。 の重油や氷を積んで、赤道直下まで出 ペー二〇トン前後の小舟で、一ヶ月分 もちろん、乗員の奮闘は大したもの 日本のマグロ、カツヲ遠洋漁船は僅

甲板にからだを縛りつけて乗り切ると いのである。 い。しかし訓練次第で凌げない筈はな で、激浪に漂ふ木の葉のやうな小舟の いふやうな譯で普通の樂な航海ではな

の腕の見せどころだ。 やれば立派にやれる。 海國日本自慢

船である。大丈夫だ。 マグロ船から見れば五〇〇トンは巨

るのも好いと思ふ。 船を配し、小型を引率して危險に備へ 但し構造には特別の注意が必要であ 集團を組織してこれに大きな親 更に萬一を思へば、一つの船

の七〇%を航海し、三〇%を港に過す 泊する時間が少なくなり、かりに一年 で大型よりも多くか」る。然し港に碇 これはどうしても人手と、 次に經費の問題である。 燃料の點

經濟講話

費増加を償つて優にお釣が來るといふ 送力の増加を計算すれば、此の間の失 - け燃料の冗費のみとなる。それも輸

の日敷がかるる。 のである。大型貨物船の建造には多く 自動車工場の大量生産のやり方で進む 山つくれるのである。米國のフォード る。標準型を決めてやるから一度に澤 今一つ小型船は大量建造が可能であ

切れない。 か 装を完了するまで八ヶ月から十ヶ月は 龍骨を据へ、進水まで、進水から艤 ムる。そんな事では今日の急に應じ

違つた劃期的の方法を採用しなければ それを考へると、今迄の行き方と全く 船の沈め合ひが重要な手段の一つだ。 も多くなる。今日の戰爭ではお互ひに 造船の能率も高くなるが、被害の數

氣な事を云つて居られる時期ではか 何年計畫の何千萬トンなどと、ノン

ガソリンまで入れて、 (車の胴體)から車輪の取つけ、最後に 組み立てられて行くのだが、 前を通るベルトの動きにつれて順次に 品を萬里の長城の如く山と積んでその フォードの工場では、自動車の部分 出て來ると、 ボディ

> 數の生産が出來る譯である。ゼネラル 轉手が待つて居り直ぐ試運轉をやる。 以上である。 これが一工程で出來るのだから大變な ータースのシボレーになつてはより

海上トラックもこの仕組みに做つて

輸送力が生れることになる。 るとすれば、その三百分の一で同量の 萬ドンの大船一隻を造るに十ヶ月かか 一萬トンンの生産が出來るといふ。 或る人の話では、一日二〇臺へ一日

トンの製造は容易である。 を採用すれば、一年に三百萬や四百萬 部分品を造り、これを並べて前記フォ もちろん部分品を備へるには一朝一 ド流のベルト、コンベアーシステム 船の規格を統一し、一定の型にして

さへ出來上ればアトは材料だけでド 資本、技術を要するのであるが、これ 夕の事では行かないし、相當の設備と

へも自由に投錨して島の小量集荷を積 南洋無數の島々の、どんな小港、海邊 撃を分散させるに頗る効果的である。 けても損害が少ないし、それよりも襲 更にまたこの小型船であればこそ、 大體この小型船だと、敵の襲撃を受

> 五千、一萬の大船に積荷するには無數 み取つて廻ることが出來るのである。 や勢力を省く點でもはるかに有利であ ならないのであるから、此の間の冗費 の島々から一定の大港に集荷せぬば

價すべきものと思ふ。 る。その産業知識は時節柄最も高く評 に於ては無類であり當代第一の感があ その産業知識の豐富なこと、 には傾聴すべきものが多い。 將だが、大いに兵を談じて、その所説 長中野有禮氏の專ら唱へるところであ る。氏は、金融方面で失敗した敗軍の この小型船主義は、前の日本曹達社 應用の才 少くとも

國の模倣であった。 日本の海運界も今迄の造船方針は英

て行かねばならない。 進の荒武者にとつて不適當である。飽 古き傳統を眞似ることは日本の如き新 までも獨自の新しい型を設見、 英國は萬事を馬鹿叮嚀にやる。その 創造し

一二〇トンのマグロ船に現はれる。 日本の海國魂、日本獨特の航海法は

海國魂を大いに活用せねばならない 英國紳士流よりも、マグロ船流日本の この非常時に際しては、眞重叮嚀の

である。

墜ちんとす。

君拮据この編を著す。

利を爭ひ道徳の言殆ど將に地に

余日く是れ美學なり。

方今時

明 徵

即ち我國の國體は、天皇を國家の中 國體の意義を深く明徴せねばならぬ。 徳的意義若くは國史的意義に亙つて、 せんと企つるといふ意義であらう。し 我國の國體であるが、この國體を變革 萬世一系ノ天皇之ヲ統治ス』とある中 あるは、憲法第一條の『大日本帝國ハ **甄別せねばならぬ。治安維持法第一條** 非なるものなるが、吾人は先づ之を 權そのもの人所在による國家の 體制 を國體といふの從て政にも其の體自 ら存する。之を政體といふ。國體は主 『國體ヲ變革セント企ツルモノ』と 體制である。 からした法律的意義の外、汎く道 より廣き意義の國體觀念として 凡そ國には其の體自ら存する。之 國家の大本と仰ぎ奉り、 「萬世一系の天皇」は、即ちこれ 政體は主權行動の形式による國政 これは單なる法律的意義であつ 國體と政體とは、似て

> 世一系の皇統を繼承し給はりたる御位 最敬の意を捧げ、神聖なる皇位は、萬 抑我國は、天地院闢以來、君臣の分定 民と自然に君臣の天分相異なる點に於 て深甚なる注意を拂はねばならぬ。抑 り、君主を天皇(神皇)と申上げて 天が下をしろしめし給はるる天皇 のみ之に就かせ給はる

とながら、其の因由する所は 耳尊の準備せられたま」を使用 が決せられ調度も鹵簿も、父神忍穗 あらせられ、こゝに天孫降臨の に請ひ奉った。天祖は之を御許容 れんとし、この旨を天祖(天照大神) 瓊々杵尊をして代つて西下せしめら 渉らせられたので、忍穗耳尊は天孫 杵尊(天忍穂耳尊の御次子)は御成 長なされるにつれ、 準備全く整はせられたとき天孫瓊々 既定の神籌に本いて再び西下すべく 天忍穂 耳 尊(天照大神の御子)が 1ここになった。そこで天照大 天資愈へ英邁に 世 議

を以て、我國々體の根柢が確立し、吾

べきものなることは、 らるべく、實祚無窮の神勅を、 鞏固にし、

せっ行矣の實 の瑞穂の國は、これ吾が子孫の王たる べき地なり。宜しく爾皇孫就きて治

今更申すまでもなきこ

又御歴代の らなる至情に依りて、 有餘年來、吾等の祖先が、悉く皆あり がたさ辱けなさに、止むに止まれぬ自 て生活するを得、こゝに二千六百六十 等の祖先が齊しく偕にその绪に安んじ 天皇におかせられても、 天皇に奉仕し、

か、また中臣の上祖天兒屋命、忌 鏡、天叢 雲 剱(草薙剱)を授け給 なるな、はほのおをあるいとなるないとなる なるな、とはのおをあるいとなる。 其の神動に日く、『豐葦原の千五百秋 に下し給はれるに至ったo の上祖玉屋命の五部神を配へ侍 らしめられ、次で國家將來の基礎を 女命、鏡作の上祖石凝蛇命、玉作ってのないとはないくり 部の上祖太玉命、後女の上祖天鈿 皇運の隆昌を永遠に期せ 天孫

作の隆えまさんこと、 二、神代下)この神駒 當に天壤と窮りなかる べし」と〈日本書紀卷

合を乗ねて都を開き、八紘を掩ひて字 蔵三月七日、肇國の大詔中にある『六 一せられ、萬世不動の皇基を確立し給 艱難を經させ給ひ、終によく天下を統 たのである。天孫瓊々杵尊は非常なる し、事あれば必ず天佑を降し給ばれ來 の御稜威は、とこしへに我神國を鎭護 金甌無缺の國本を開かれたもので、そ 勅によりて生き、世界萬邦に冠絶せる の如く皇統の萬世一系は、全くこの神 **□爲むこと亦可かずらや』の宏圖を渙** 祖宗ノ威靈ニ賴リ敬ミテ大統ヲ承ケ恭 ニ爾有衆ニ語ク』と仰せ給はれた。かく シク神器ヲ奉ジ兹ニ即位ノ禮ヲ行ヒ昭 今上天皇陛下御即位の勅語にも、『朕 守せられ、天照大神の大御心をそのま 皇位のみしるしとして三種の神器を敬 ム欽持せさせ給はり來つたのである。 皇軍を畝傍山の邊に集中、已未 て現代、大東亞共築國 發せさせ給はれ、

の基礎を築き上げ、

を蔵せしめらる」は洵に以 T 徳天皇天下に韶して家々に孝經一本 忠を爲さば孝ならず。孝を爲さば忠 らんやっ なり。 ならずとの余頗る此の言に惑ふ。夫 焉に決する所あれ。旅次忽々聊か題 む。 れ我國は開闢の初、神皇は蒼生を産 して序となすといふ。 れざるべからず。昔は重盛日く、 米澤人民を率う。米澤人民の徳行 憂國の甚しきものなり。往古孝 況んや我鷹山公、身、至孝を以 忠を弱すは即ち孝を乗のる所以 神皇は則ち父たり。又、君た 豊、西人の一に偏する如くな 後の重盛の變に遭ふ者、蓋、 あるな

き皇恩に浴して實に感謝の情に充ち滿

ち、從て其の國家的團結力も真に世界

の家族制度に育まれながら、なべて厚

皇民は全く一大家族の觀を呈して特有

法學博士

田

村

德

治

-新文化への構想

を醞醸し、從て我日本の純忠は、他國

こゝに日本特有の忠孝一本の大道 即ち自ら父祖に孝を盡すこととな

看取し得るのである。之に就て思起す つかぬ、所謂至情の發露であることを に見るが如き義理や義務では、解釋の

は、今より約五十餘年前、余が未だ靑

卷を編纂し、偶々旅次中の秋月種樹子

郷里で「米溪孝子美談」一

明治二十六年十月從三位秋月種樹撰

かされてゐる以上、平生、報本反始、

吾等はかくありがたい國體の裡に生

爵欣然筆を馴せこの需に應ぜられた。

維新の志士)に其の序文を求めた。子

(原文は漢文、左記は其の譯)

余米澤に遊び佐伯復堂君に面す。

きを感じ、 文は頗る短なれども意はまことに長 こ」に之を轉載した。

一 東洋訓話

美談を編し序言を余に求

が、やまと民族は依然中心勢力として し、異民族も亦相當多數に上つて居る 我國は今や朝鮮臺灣その他を併合

> 悟を持たねばならぬ。 皇國に一旦緩急あらば、純忠 て皇恩の萬分の一に答ふる覺 報國潔く有待の身を抛ち、 敬神崇祖の精神を確保して、 以 復伯佐

> > 刊 紹 介

動かず、肇國以來二千六百六十有餘年、

日昇天の勢を呈し、而して其の中心勢 大義名分をあやまらず、國運隆々旭

力たるやまと民族の家系も亦久しき年

所を經、皇民としての因緣を深うし、

東洋文化と西洋 文化

史に後するに、吾等やまと民族の祖神

更に我神代の紀傳並に人皇以後の國

立せしめらる」に至った。

に

惇る米英征伐、世界平定の

偉業を

樹

はすべて皇室に屬し、又皇室より分れ

たものなれば、吾等は大君に忠を盡せ

與へた。轉換激動の時代にこそ、わ ない、絶對に妥當なる理論と方策を 途上の我が學界に對し、絕對に崩れ ばならぬのである。 れわれは不動の理論を踏んで立たね 本書に於て著者は大東亞文化建設

礎構想 文化の概念規定と實質 東洋新文化の建設方法に關する基 東洋文化と西洋文化との輸贏 宗教・藝術及び學問の意義と關係

くて何であらう。

である。これまた我國獨特の國體でな

んと欲しても到底追隨すべからざる所

諸外國が如何に努力して之にあやから

にその比を見ざるのである。此の點は、

東洋新文化の建設と學問 東洋新文化と日滿華の文化 東洋新學問の特色と東洋の人々の 東洋の新學問の建設と學問的作品

東洋の新學問の建設方法 B 6 判三二〇頁

同文館

矯正図書館

地

(中)

才

スボ

ーンの面影

オーバーン・プリズン

ボディの中に溶け込んでしまつたようの雰圍氣を有つてゐる一つの巨大な らされて、その壁の一つくの石が今のである。既に一世紀以上の風雨に暴 念を感ずるのを禁ずることができない 人の悲しみが周圍の壁の上ににじみ出 に一種言ふべからざる不氣味な不安の の灰色の大きな建物が限に入るのであ していもゐるように、その暗い壁の色 の圓い屋根の下に住んでゐた幾千の人 初めてこの建物に接した人は、そ いきなりオーバーン・プリズンセントラルのステーションを降り ーパーンに於けるニュー・

> る。 ける」のは、始めて來た人か子供であ 突如としてあの魔の如き暗い壓迫に襲 の不安の感は免かれまいが、しかし、 の生活を識つてゐるものは、誰しもこ 房)の中に閉ぢ込められてゐる收容者 奪はれて、暗い通風の悪いセル(居 よりした色を除いては、一切の色彩をものを拒まれ、居房の周圍の壁のどん、人間生活に於ける一切の温い柔しい

終怪しむであたもので、参觀者の團節の内には何が潜んでゐるのだららと始いかめしい門と鐵の格子のはまつた窓 のをさへ認めてゐるのである。子供と 彼等はこの建物の中に一種の神秘なも の悪い魔力を有つてゐるのであつて、 小供にとつては、 トム・オスボーンはプリズンの それは いつも氣味

> つた。 事で、プリズンの内外で生きた受刑者 てナイフを手にして自分を追ひ駈ける から放たれるに至つたのは幾年か後の 脱獄囚の夢を見たのである。 かつたのである。彼は幾夜さもつぶけ と一緒になつて構内を歩き廻はつた時 この夢魔

リズンを看てゐたのである。忘れようければならないのである。彼は毎日プリズンに近く住んでゐた事實に歸せな を著けようと堅く決心せしめたのは、 をしてプリズン・システムの革新に手 精神にはつきりした方向を興へて、彼に醸されてゐたのではあつたが、この 疑ひもなく彼がオーバーンに生れてプ 革新の精神は頃にオスボー ンの心中

> 備としか見えないのであった。 の大事業たるプリズン・リホームの準 ての活動でさへ今になつては彼の終生 臆が存してゐたのである。彼の他の凡 思想の背景には常にこのプリズンの記 ることができなかつたのである。彼の と思つてもこの古い灰色の牢獄を忘れ

彼の信條

掛けながらも、恐らくは手を下すべき 救治策を知らなかつたためである。 になってゐた一つの理由は、始終心に クに身を投ずることのかくも延びく の席上でも屢々それ等の弊に説き及ぼ してゐたにも拘らず、プリズン・ワ めてゐて、日常の談話にも改まつた公 ステムに多くの弊害の存することを認 彼は風くから在來のプリ ズ

である。 たのであるが、處方が作れなかつたの 迷つてゐたのである。病氣は診斷でき 何處から手を著けて可いものか、彼は るといふこと以上にその愚劣さを笑ひ からがどうにもならない」。しかし、 神的に病んでゐる人々を打たらが叩た もし、憎みもしてゐたのである。「精 彼はプリズン・システムの残忍であ

る受刑者の態度の憤懣のそれであるこのである。それは、釋放の場合に於け 只だ彼は一事を信じて疑はなかつた

いと堅く思ひ定めてゐたのである。 つと深い處に横はつてゐるのである。問題はも 際役に立つシステムを見出して、 てはゐなかつたのであるが、別に反對 受刑者に對する公衆の態度が悪いので ことは、オスボーンには夙くから明か 法者ばかりを非難するわけにいかない は、行刑法規を立案する頭のわるい立 ある。彼は愚劣なる制度に代るべき實 ある。輿論は現行のシステムに與みじ は、處遇の實務に當る職員や、また である。か」る結果の生ずるについて 更らに犯罪の累ねらる」ことになるの して放たれるのである。その結果は、 に見ろといふ報復の念を深く心中に藏 として社會には歸されないで、 とであつた。有用な一個のシテイズン 氣勢も揚げず冷然と平氣でゐたので 輿論

カ市の東北九哩)に創設せられたる不 ンを南に去る二十哩カュウガ湖畔イサ ジ少年共和國はウイリアム・リュウベ ge Junior Republic)の事業にたづさ 彼が有名なデオージ少年共和國(Geor-ン・デオージによつて一八九五年ニュ わることになつてからである。デオー たのは、妻の死去後幾何もなくして、 龐氣ながら問題解決の概念を捉へ得

傳

-

30 義で、 までこの職に在つたのである。 り施設との職務上の關係を絶つに至る 七年には推されて理事長となり、 まなかつたのである。かくて、 に筆を執り、 は、彼は全國に講演行脚をなし、論述 る理想を眼前に展けてみせてくれたの でなく、彼が絶對的の信仰をかけてゐ つた悲しみを拂い除けてくれたばかり を投げ入れたのである。それは妻を失 も活潑な理事會の一員となり、 であった。この計畫を支援するために 殆んど救けれたように、日頃の精力主 にとつては全く目新しいもので、彼は ("Notthing without labour") といるの 一三年創立者のヂオージとの不和によ の精神を養ふことを本領としてゐた。 がこの自治體のモットーで、獨立自律 一個の小形の自治體を形作つてゐ て一切合衆國のそれに模したもので、其處の社會生活は行政經濟を初めとし 良少年(少女)の教化施設であつて、 この少年共和國の事業はオスボーン 「勞働せざるものは一物を得ず」 このレパブリックの事業に心身 己れの資財を投じて指し 彼は最 一八九九 一九

のである。 序曲とも見るべき性質のものであつた プリズン・リホームの十字軍的運動の 年共和國の事業に干與したことは彼の オスボーンにとつては、デオージ少 それは彼の信じてゐた自律

> ユウ・ョ・ 彼がその解決の鍵を見出すには、更ら はつきりしてはゐなかつたのである。 あるが、問題解決の具體的方法は猶ほ はあるが彼の信僚の原則を掲げたので 衆に望んだのである。彼は大ざつばで 態度の速かに改められんことを切に會 原則を提唱し、受刑者に對する社會の 精神によるプリズン・リホームの根本 頃懐抱する意見を開陳し、自律克己の ボーンは、この重要なる會同に於て、日 特に會議席上一場の講演を試みるよう 行刑會議の開催せらるるに當り、彼は り、遂に一九〇六年九月アルバニーへ 彼の地位も社會的に認めらる」に至 いた日以來、彼の革新の熱意は日を追示してくれたのである。理事の職に就 に八年を要したのである。 にとの招請を受けたのであって、オス ブリズン・リホームの首唱者としての ふて高まるばかりであった。と同時に、 の原則とその實行方法とを事實の上に ン・プリズン・アソシエーショシの全米 ーク州首府)に於てアメリカ

人受 刑者

戦士)たらしむべき生活の轉機がやつ をして一個のクラツセーダー プロテスタント(抗議者)であつた彼 が、殆んと偶然の出來事で、今までは 當然來るべきものではあったらう (改革の

> て來たのである。一九一二年の初め、 病臥中、ドナルド・ 所があつたのである。悲惨な拘禁生活 in Prison")を讀んだ彼は深く決する ズンに於ける自分の生涯」("My. Life 士だつたのである。 ない程に真剣な、一個のリホームの闘 亂の、反抗的な、 る。この瞬間から一生涯、彼は一心不 めたいといふ一念に奮ひ起つたのであ る。彼はどうにかして斯かる狀態を改 情緒上のショックが必要だつたのであ ーに化せしむるためには只だ何か或る のである。オスボーンをして一個のプ の彼の躊躇逡巡を振り落してしまつた のシーンを描き出した此書はこれまで ロテスタントより一個のクラッセーダ 殆んど手もつけられ ローリリー の「プリ

分の意圖の行はれるチャンスが多から せて、外に在つて彼を扶けたら却で自 自分と意見抱負を同じふするラテイガ ンをオーバーンのワーデンの職に就か 位に推薦して之に成功したのである。 ーン・プリズンのワーデン(所長)の地 れたチャールス・ラテイガンをオーバ 餘年來彼の政治運動に於ける片腕と日 いで、別に閑職が與へられたので、十有 たのであるが、この地位は與へられな lendent of prisons)の地位を自身求め 事)のディックスに行刑局長(Superin-先づ手初めに、彼はガヴァー -ナー(知

他の人類から全く異つた、一クリミ

人間ではなく、本能も感情も所業も

著書は、受刑者は他の我々のやうな 際有害なのである。それは、此等の る。たしかに、その多くのものは實 つてゐるものは甚だ少ないのであ 理解もないもので、格段の價値を有 ぎないもので、物の解かつた同情も 物は澤山あるが、大概は局外觀にす つて諸君の生活に関して書かれた書 「行刑學者其他の所謂「專門家」によ

委員會 (State Commission on Prison 的な手段を取る道が開かれたのであつ 指命されたのであった。これで、とに でなく、思ひがけなく自分が委員長に あるが、この提案の容れられたばかり Reform)創設の案に支持を與へたので カーチウェーの建言した州の行刑改革 に進んでコロムビヤ大學の法學部長の ンの任命後幾何もなくして、彼は更ら かくプリズンの改革問題に處する積極 うといふ腹だつたのである。ラテイガ

記

黨屋の腹を肥やす田地」であつて、大放つたように、「ブリズンは地方の政 るのであつて、オスボーンが公然言ひ が黨派の政略によつて利用せられてゐ いふものがなかつたのである。しかも、 べき覺醒せる確かりした輿論の支持と ョンが提出する改革案の採用を保證す ツションの背後には、このコムミツシ ことはできるけれども、しかし、コムミ て調査して、これが報告書を作成する いてゐる忌むべき改むべき狀態につい 程。コムミツションは州のプリズンを 容易なものではなかつたのである。成 しかし、このコムミションの仕事は 州のプリズン・システム其者 而してプリズンにまつはりつ

> されてゐたのである。 ひらな邪しまの干渉制肘によつて支配

の問題の解決に没頭したのである。 たるワーデンのラテイガンと共に當面 たのは當然のことで、兹處で彼は友人 調査に努めたのである。彼の興味の主 論、親しく受刑者と談を交へ、詳密な に盡くしたのである。各處のステー て以來、彼は、豫定の歐州漫遊も取り としてオーバーン・プリズンに注がれ ト・プリズンを巡察しては、職員は勿 コムミッションのチェアマンとなつ 真念にコムミッションの任務

眠むつてゐる輿論を喚起したいと思つ 深く受刑者といふものを識らなければ るだけでは、非常に物足りなかつたの ツクな彼の頭に極めてファンタステイ たのである。ふと、這時、ロマンティ て、社會にセンセーションを與へて、 に、他面では、何か突飛な行動に出 ならないと思つたのである。と同時 である。自分の責任としても、もつと の熱意を捧げずにはゐられないオスボ クな考へが浮かんだのである。 ツションのチェアマンで納まつてる しかし、自己の信率する所に献身的 ンにとつては、只だ任務の上でコム 自分で受刑者となつてプリズンの

> 生活が再び彼の頭の中に浮かんできた 體驗によつて國民を愕然たらしめたの 割期的事件として顯著となった一つの ら數ヶ月の後、彼は行刑史上に於ける 年共和國との正式の關係が斷たれてか たのである。一九一三年、デオージ少 ような心持で、その灰色の生活を思つ のである。彼は遠くの物の響きを聴く ゐると思つたあの恐ろしい建物の中の 見たあの灰色のプリズンの中へ入るの あつた。幼い頃恐ろしい夢の中でまで 時には、彼は非常な興奮を覺えたので 中へ入つて見よう。彼は若い時から別 である。その當時神秘なものを包んで この異様な突飛な思ひつきが浮かんだ の發露の一端とも見られるのである。 世界に憧憬する生れながらの彼の性癖 實の世界に飽き足らないで断えず別な たことがあつたのである。金持の道樂 カツァエーへ入つて民衆の意向を探つ ゐる時分には、よく變裝してバアやヤ あったのである。政治運動に熱中して な人物に打扮してみるといふ妙な癖が だと云つてしまへばそれまでだが、現

トム・プラウン

考へを遂行する段になつた時には、彼しかし、いよく、實際にこの突飛な しかし、

は危惧を抱かざるを得なかつたのでる るへたのである。 る。どういふ結果になるかといふこと

正しい忠告であつたのである。しかし、 後になって彼も認めたやらに、 彼の誤つた考へを指摘したのである。 けてしまう方が好からう もむしろ始めから一切の事情をぶちま イとして貼札をつけられる。それより 度と彼を信用しなくなって、 眼にかゝつては變裝は直ぐと見あらは 思ひ止まつたのである。受刑者の鋭い 覺悟してゐたが、受刑者が自分の心持 される。見現はされたら最後、彼等は二 とこの秘密を打明けてあつた受刑者の ある。しかし、ワーデンのラテイガン も知れないようにする筈であつたので 間が實際トマス・モット・オスボーン を理解しまいと思ふと、彼は身内がふ る。世間の物笑ひになるといふことは については、何も考へなかつたのであ 一人の切なる忠告で、彼はこの企てを であることはワーデン以外には何人に である。假名のトム・ブラウンなる人 みならず、變裝して入らうと思つたの 始めには彼は假名で登簿せられるの 彼はスパ と二人は これは

考へてゐるやらに馬鹿々々しいもの 我々のプリズン・システムが自分の の言ふことが正しいかどうか、現在

聴衆は初手には何が何だか解らな 無關心で、しかも、これを識らうと 於て諸君の一人として取扱はれるた は居房、糧食、服裝、すべての點に 週から刑に服する積りである。自分 に服したのである(勿論、行狀住良 もせずに長い年月を過ごして來た罪 なものであるかを自身親しく視たい でなく、裏面から諸君の生活のどん めに弦處へ來たのである。外側から の場合には減刑がある)。自分は今 ン・プリズンに於ける短期の懲役刑 である。自分は進んで自らオーバー ープリズンの中の事情に を有たないので、 オーバーン・プリズンに於けるトム・ トは何故州の宿泊

は何とも言へない心持で深く感動した か、それとも、何か爲にする所があつせつかいをする例の變人の一人だらう のであつた。 彼等の仲間に入つて、實際自由と安樂 る。しかし、最後にこの富裕な教養の はなからうか。彼等は疑つたのであ といふことが分明かつた時には、彼等 とを鐵の格子と苦役とに代へる心組だ あるゼントルマンは灰色の獄衣を着た て自分達の不幸な境遇を利用するので

一三年七月)彼は州のかんごく改良委のである。これより二た月以前へ一九

の收容者達には未知の人ではなかつた

オスポーンはオーバーン・プリズン

けは固く執つて動なかつたのである。

れて、程なく行はるべき調査に彼等の 員のチェアマンとして彼等の前に現は

親しく知りたかつたので、官憲の許

ものかどうか、自分はそれをぢかに に良いものを見出すことができない であるかどうか、之に代るべき更ら

可を得て弦處へ入ることになつてゐ

る。自分は良心の法廷の審問に身を

何事も打明けなかつたが、しかし、プ 自身のぢかの調査の性質については 協力を求めたのである。その時には彼

委ねたのである。評決は有罪だつた

ズンへ入る前の日に、彼はチャベル

のである

の目的を説明したのである。彼は聴衆

(教誨堂)に集めた受刑者の前に自分

に告げたのである

定給の肉の煮込みの中から、 られたのである。食事の時には、彼は 急に亂暴な原始的な生活に觸れた場合 樂な生活に慣れた育ちの良い人間が、 で全くうそ偽りのない純真な書で、安細に物語られてゐる。この書は或る點 てゐるあのいやな臭氣でむかしてさせ は敷布がない。彼は刑務所にくつ着い ヂヤマを宛てがはないのか、ベッドに に不服を唱へたのである。ニュウ・ョ に、受けるショックを詳細に描き出し にて」 ("Within Prison Walls") で詳 かれたオスボーンの「プリズンの壁内 ブラウンの一週日の體驗は日記體で書 てゐるのである。彼は軍隊生活の經驗 下着のま」で寢るの 人にバ

> せられるのを憤つたりした。居房の二た、便器のバケツを汚物處分場へ運ばた、便器のバケツを汚物處分場へ運ば られ、其上で寫真を撮られたのであ 重錠と居房の列んでゐる。層を横斷し なつたやうに感じたのである。只だ彼 何處からどこまでもそつくり受刑者に のクロース地の獄衣を着けると、彼は 着と木綿のシャツで、短い靴下に重た はしなかつたのである。受刑者用い肌 口髭も落し、指紋を取られ、身長を測 る彼の生活に取りかくつたのである。 るのと全く同じようにブリズンに於け がしまると、バーが頭を押へつけるよ は朝刊の新聞を購讀することができた 紙と化粧道具を備へる如きで、猶ほ彼 記念指輪をはめてゐること、居房に筆 程の例外が許されたのである。結婚の の場合に於ては、二三の些細な點で規 い靴を穿いて、ざらくした粗い灰色 る。どんな小さな疵所でも見逃がされ うに身近に逼るのを覺へたのである。 る。夜になつて、居房のバー(格子) 謂庵室恐怖病の發作を惹起したのであ に幽閉されてゐるもの」みの苦しむ所 てドッと落ちる鐵の大格子の響は一室 トム・ブラウンは新入の受刑者がす

(いない)

の男も亦た病的な好寄心から除計なお らお互に目を見合はしたのである。こ

つたのである。彼等は驚き怪しみなが

- 31 傳 -

記

るといふ誤つた残酷な假定に基いて ナル」と呼ばるゝ不思議な動物であ

書かれてゐるからである。

四設備環境

置に改めること。

やを確め、不適當なものは至急取替てその目的に最も適したるものなり

作業研究欄

等の置場所を動作に最も適當なる位用具材料の供給方法、製品の容れ物

る處理加工を改めること。

りを省くと共に目的に反する粗雑な

標準を與へ、

準を與へ、不必要に叮寧なる仕上りのし其の目的に合致したる仕上りの

矯正図書館

技 員 的活動と觀るべきで 要なる基礎的活動と云へ り、企業活動の中最も重

る手段方法であり、要する手段方法であり、要する手段方法であり、要する手段方法であり、要する手段方法であり、要する手段方法であり、要するに合理化されたる作業 生産擴充が叫ばれ作業改 生産擴充が叫ばれ作業改 味するものではなく就業 のではなからうか。 當然研究する必要がある ば現場作業を指さるであ 作業改善をなすことは 決戦下産業の能率向上

> とであると云ひ得るだらう。 て製品數量の増大と品質向上を圖るこ により最小の努力と最小の經費をもつ 改善には先づ最前線に立つ現場技術

刑務作業も一つの企業

作業の常識的

方法であるか否かを反省することによ方が果して改善の餘地なき程完全なる り出發すべきであらう。 員の一切の先入的見解を去つて虚心坦 懐に從來の作業上の缺陷を冷靜に詮索 作業狀態及作業に關する工具諸設

ん為、先づ此の際現場技術員の反省に的に現狀より一歩高い目標に迄引上げ的に現狀より一歩高い目標に迄引上げし、當面の問題として刑務作業を全體 業研究所」の將來の研究に待つことと 要とするも、 關しては周到なる科學的作業研究を必 能率を向上せしむる餘地が多分に藏せ らる様に考へられ、勿論此等改善に るかの如き感を抱かしめ此の點に作業 刑務作業の現狀は私の淺き經驗より か」る反省が一般的に缺けた 科學的徹底的改善は「作

合、他の一般の作業方法が今更の如く 反省されて改善研究を促進せしめるを

作業改善の着眼點

や豫想以上の向上が期し得らるであら 持に努むるならば、作業の能率は必ず 改善された條件を失ふことなく繼續保 よる常識的改善の必要が痛感される。

一つの作業の些細なる改善も時間と

の作業方法として實行せしめ、

將來も

次に改善された作業方法を一つの標準 此れ等に付一通り常識的改善を施し、 る餘地を多分に發見することとなり、 をまつことなく常識をもつて改善し得

一素品及消耗品其の他につき使用上の 限すべき重なる點を擧ぐれば 出す傾向なきか 無駄なきか、不良檢出品を特に多く 作業の常識的改善に對する大體の着

一機被用具の使用法、作業の手順等に 敏點なきか

三作業動作や姿勢に無理及無駄なき るか否や 品等が就業者に最も便利な位置にあ か、作業に必要なる材料原料用具製

ものと考へらるも全體的より見てその

の擔任されつ」ある仕事につき異なる

の問題となり、この問題は各技術員

いては如何なる方法を以つてなすべきにつき述べたるも、此れ等の諸點につ

前項には作業改善上の着限すべき點

簡易なる作業改善の方法

一作業の連絡

方法手順を擧ぐれば

となきか、作業上危險を伴ふことな 用具機械の不便不適當不完全なるこ

一材

の働きを常に最も能率よく保つこと 工場全體を常に總體として觀察しそ

六作業中に手待時間多きことなきか 五機械設備通路等の配置が適當か、製 品の運搬や作業の連絡に無駄なきか

察する時、格別なる精密なる調査研究以上の諸點を中心として注意深く觀非衞生なる點なきか

(三作業 するこ

七光線温度濕度空氣等に作業上の不利 良材料は絕對に工場内に入れざるこも見つ貯藏法に注意し不適當又は不製品に最も適した材料の規格を一定

材料の寸法や數量に不要なる餘分を

業の現在に於て痛切に考へられるものの効果こそ寔に大なる べし、刑務作

管區統制部發行の「統制」紙に簡單な ら記載させて頂き、尚同年十一月、 酸に關し昭和十四年三月東京 アミノ 酸分解器圖解、製 其他を

出品陳列致しましたので、既に御承知 容者用醬油の代用品として何れ程最適 研究致しました事を登載して刑務所收 の方もある事と思ひますが、 造工程表、原科、各等級製品、 品であるかを廣く御了解願ひたい 製作品々評會開催に際し、滋賀刑務所 東京松坂屋百貨店に於て、刑務所時局

總ての點に極めて優秀な所が澤山あり ます。其優秀な所を列記するなれば、 製造用器具、 ノ酸製造は 一般醬油醸造に比し

、設備に場所を取らぬ事。

主要原料が大豆粕である關係上

の問題ではなからうか。

造 に 就 T

木

ア

1

其後種々 と思

一箇の設備で日々一石以上生産 機械等設備が安價

し直に使用する事が出來る。

始致したのでありました。 御認可を得て戴き、 當時滋賀刑務所勤務中、 製造が簡易であり製品が安價である事 給與の他はないのであります、然るに であると考へまして、昭和十二年六月 は、誠に收容者用醬油として一石二鳥 つて鹽汁に着色した様な安醬油を購入 は當然すぎる程當然でありまして、從 到底高級品を給與する事の出來ないの 内に於て、日々多量に消費する醬油は と、刑務所の如く限られた菜代の範圍 ミノ酸は榮養價一〇〇パーセント且 以上の様な優秀な諸點を考へます ビ少く絕對に腐敗することがない。 製品は美味で榮養價があり、 アミノ酸製造を開 所長に當局の

れた事は誠に同慶の至りであります。 刑務所も亦アミノ酸の製造を開始せら で製造開始せられ、 其後京都刑務所、奈良刑務所と相次 本年二月には大阪

一、アミノ酸製造器具

ノ酸製造器具の内主要なものは分

あるかを明確にし準備作業を完全と 仕事の準備に如何なることが必要で 業のみならず運搬其の他總ゆる仕事 を注意観察し作業の参考とすること 少なる勢力しか費さざる實驗例も多 業者が能率低き就業者よりも遙かに を必要とされ、 ためであり、例へば出來高の多い就 を生ずるのは作業方法に優劣がある 定する必要なきか。同一作業に從事 し、故に能率高き就業者の作業方法 て製作し得る様一定の作業方法を決 良好ならば普通顧られない傾向にあ 慣習とに任され製品の出來築へさ 對しても研究さるべきであらう。 るも就業者によりて出來高に差異 同等の製品を少ない努力をもつ 此等は直接の製作作 圖を作り材料が工場に運搬されてよ 作業改善をなすに當りて往々見逃さ に達する經過等を工場平面岡上に表 必要であり、これには簡單なる經路 作業の順序連絡の改善 し無駄な運搬停滯等を滅ずること。 り所要なる工程を經て所定の場所迄 れる道順等につき調査する事は絕對 のを採用すること。 照明は作業により調査し適當なるも て出來得る限り調節すること。 作業場の温濕は季節又は作業によつ 簡單にして便利なる用具類につき考 究しつとめて採用すること。 へ又は修繕をなすこ

査上の要點を確立し、凡ての仕事に ほすかを考慮し、各仕事に對する檢仕事の目的を考へ如何なる影響を及

討し、 て現在の作業の狀態を反省再批判再檢 順等を参考とし此の機會に於て、 つある現場技術員が以上の着眼點、 第一線にたち自ら作業を指導監督しつ 倍に達したるものもあり、若し作業の き例は改善することにより能率を約二 いての實例を擧げ得ないことを残念と 紙面の都合にて作業改善の効果につ るも各種報告等について見るも著し 更により高き目標に向つて前進 改め 手

- 35 -

生じ製品の品質に影響するものであり の破損率が多く又壺の内面がコゲ付を 方が優つて居るといふ事が出來ませら 長短はありますが大體に於て加壓式の 加壓式と謂ひ、後者を無加壓式と謂ひ に加熱する方法とがあります、前者を 中に鹽化石灰溶液又は油へ沸騰點を高 法と「五衞門風呂」の様な一種の風呂 壺の周圍に蒸氣を通じ密閉加壓する方 ますから、一般的には直火式に依らず、 すが、之れに直接火力を加へる時は壺 要求する事は言ふ迄も無い事でありま せねばなりません、真品質は耐熱品を 耐へる爲耐酸陶器又は磁器の壺を使用 解器であります。分解器の中は鹽酸に ます。そうして加壓式、無加壓式各々 する)を入れ其中央に壺を立て間接

加壓式(無加壓式は略)

二、アミノ酸製造設備費へ一囘量一 八三立即ち一石生産分解器ン無加 壓式は略)

停蒸氣吹込

午後六時

壓力 經過

壓力

經過

四

午後一時五十分

し再び蒸氣を吹

	分	取	附	
品			题	
名/3	解	付	品品	計
/ 3	器	費	式	
/	_			_
nt				
懕	八			九
	五〇	五.	七〇	七〇
式	圓	圓	圓	〇圓

4.鹽酸二三・五瓩を、「エボ 2湯二七、五立を入れます。 接合器を鹽酸瓶の頭部に取付けて、鹽酸二三・五瓩を、「エボナイト」製 分解器を充分湯にて洗滌し、

5.豆粕三五・五瓩(一叭)を入れ、5.豆粕三五・五瓩(一叭)を入れ、5.豆粕三五・五瓩(一叭)を入れ、6.蒸氣吹込二時間經過後、分解器の蓋を取付加壓を開始します。

り上り敵の狙ひは逆效果を生 戦ひ拔くすさまじ 小國民に銃火を浴せた殘虐非 んだに過ぎない。殊に可憐な い氣魄が盛

南方統治と行政機構

見地に於て歸一するところが て一時出張位の氣持で南方行 なければならない。往々にし えに至っては「大東亞」なる その目的對象を異にするとこ に、日滿支の立場に無關係 こともとよりである。然しな ろから同日に論ずべきでない 體化しつ」ある。この兩者は の總合整理等に於て着々と具 待望の官界新體制も行政機構 いで當局から闡明され又國民 南方統治の基本方針が相次 やうなことはないかっ したり又國内 局に當るものの心構 の作用せざるはない。されば の中立保持にせよ、皇軍作戰

俱に國策に邁進すべ 習や繩張根性を捨て」官民相 本」と云ふ大眼目に徹し、因 一大東亞の指導者としての日 であ

来るべき數ケ月

道は天人ともに許さいる所為

次ぎ、 に於けるアルゼンチン、 界に與へた影響は測り知れ 印の戡定印度洋の制歴、バタ スペインの樞軸接近、南米 よる獨佛提携にせよ、トルコ、 ものあり、 洋に於ける驚異的大戦果の世 最も重大な時機である」と述 敗とアメリカの運命を決する アン半島失陷と皇軍の戦果相 後であった。其後、東では蘭 べたのはシンガポール攻略直 へつ」ある。就中我が南太平 へ英本土の危機盆で切迫を加 き数ヶ月こそは今次戦争の勝 ルーズヴェルトが「來るべ 西に獨逸の新攻勢を控 英印交渉の決裂は ル復歸に チリ 2

健民運動展開

網左の通り。 日迄の間をその强調期間と定 月から恒久的な健民運動が行 られた。この運動の實施要 れることになり一日から八 民族增强の目的下に來る

六五、 四、 = 母子保護の徹底 出生増加と結婚の奨勵 結核及び性病の強防撲滅 國民生活の合理化 皇國民族精神の昻揚 901

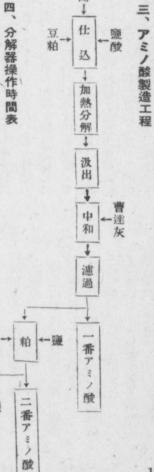
今回の經驗のもつ意義は誠に んなものは何の役にも立たな しても開闢以來のことであり 部人士は「イザと云ふ時あ かつて路上のバケツ運びを なく國民舉つて大東亞戦争を 心極めて平靜であった。それ 引出其他金融上の動搖全くな とも全く杞憂となり、預金の は絶對にない」と保證したこ 政府がかねて「空襲下に於て 整備を怠ってはならない。又 ことによって、前線銃後の別 も預金の引出を制限すること 後も一層の訓練と資材裝具の に亙る訓練の賜であった。今 したのは、實にこの默々九年 と報告されてゐる通り、人

時事トピック

せしめたのであった。それに 餘のゲリラ企圖を完全に挫折 ての覺悟と平素の訓練は敵窮 今更慌てることはない。かね 近代戦の性質上當然であり、 備へても之を避け難いこと、 襲ふところとなつた。如何に ない祖國の上空も遂に敵機の 未だ曾つて侵されたことの が、今回見事に防衞の任を果 い」と冷眼視したこともある

本土の初空襲

12二番を取つた様に三番五五立を取り 出來ます。此時色彩が悪い様なれば 出來ます。此時色彩が悪い様なれば



仕

午前八時午前八時午前十時二十分 中前十時二十分 十五封度 7.蒸氣吹込五時間 中經過後一旦蒸 力を拔き内部 力を放き内部

湯-

粕

(肥料)

六、アミノ酸生産原價調

(無加壓式へ略)

粕

三番アミノ酸

其儘十一、二時間(夜間を便とす) 解器は石綿により保温装置を爲し、 8.蒸氣吹込十時間後吹込を停止し、分 放置します。

料

加

壓

31

粕

一毛三·五瓩 三〇六 量·並赶

9.分解器より中和壺に壓縮空氣を利用して原液を汲出し原液の五十度――六十度位冷却するを待つて曹達灰一六十度位冷却するを待つて曹達灰一六十度位冷却するを待つて曹達灰一六十度位冷却するを持つて東京を表

カルメラ

食 曹 鹽 豆

10

五七四五·O瓩

二六九〇 11410 三六九〇 中三10

三五〇〇・四瓩

100

14410

達

鹽灰酸

1八0一至一七瓩

加壓式(無加壓式は略)

五、操作の模様

10.中和液を自然濾過器に汲入れ濾過されたものが一番アミノ酸七三立(鹽れたものが一番アミノ酸七三立(鹽地大山、之れに湯五〇立、鹽、一六瓩(二十二度のボーメニ十二度)であり、そ入れ覆拌後再び自然濾過器に汲入れ濾過され、之れに湯五〇立、鹽、一六瓩(二十二度のボーメになる様に入れる)を入れ覆拌後再び自然濾過器に汲入れ濾過されたものが一番アミノ酸に香五五立を取ります。

一立の單價 の雜費より支出計上せず人工は醸造夫使用燃料は收容費 二 五 五 立 0元0七六

こそ打ちつぐ敗戦と失敗に英 覺悟が必要であらう。 考 恐る」に足らわが、さりとて 對日積極攻擊 米國内の輿論が囂々と沸き、 月」は天下分け目の戦たる にとつても亦「來るべき数ケ 明日にも英米の崩壊を見ると てゐるのである。彼らの反撃 と第二戦線形成に躍起となっ へる その一つの現れである。 のも早計である。 今回の空襲 我々

大きく仕切つた硝子窓が幾つもならんでゐ

矯正図書館

明暗の境出

石光

葆

しゃべる自由をもたない少年たちは、工場別の小隊でとに二列にならんで、隊長の號令で歩き出した。人敷の少い小隊でも三十人はであまら、それが列をつくつて進むのだが、囁きもしはぶきも聞えず跫音さへしないなかに、附添ふ看守の金屬的な佩劍の音が、ひときわ耳をつくのである。

書ちう吹きまくつた烈風は日暮れとともに 落ちて、木の葉も塵も砂ほこりも吹きはらは れた所内は、凍てついた大地と渡廊下の混凝 く、さむざむとしてゐた。 しゃべる自由をうばはれた少年たちは、押

ら忍ぶわけではない。寒さで體がちぢかまりし黙つて歩くほかはなかつた。足音もことさいれる。

就をとした歩きだが、 しゅうなぎはしゃされる。
土を踏まないやうに歩くのである。

默々とした歩みだが、しかし後等はしやべりまくつて ゐ たの だ。週に一度の音樂の時間――それをどんなに待ちこがれたことか。今朝から、もう何囘飯をく つ た ら と指折り數間から、もう何囘飯をく つ た ら と指折り數別きな樂隊(ジャガ薯とトン肉の煮つけ)が好きな樂隊(ジャガ薯とトン肉の煮つけ)が好きな樂隊(ジャガ薯とトン肉の煮つけ)が好きな樂隊(ジャガ薯とトン肉の煮つけ)が好きな樂隊(ジャガ薯とトン肉の煮つけ)が好きな樂隊(ジャガ薯とトン肉の煮つけ)が好きな樂隊(ジャガ薯とトン肉の煮つけ)が好きな樂隊(ジャガ薯とトン肉の煮つけ)が好きな樂隊(ジャガ薯とトン肉の煮つけ)が好きな樂隊(ジャガ薯とトン肉の煮つけ)が好きな楽でした。

つたなら彈む聲にしたであらう感激を、箸でつて食べてゐた彼等は、もし看守の限がなか

等を嘗めまはしたりした。 をかきこむ肱の張り方で示して、向ひ同志うなづき合ひ、わざとおいしい口をしてジャガ

つと抱きしめ温めてゐる歡喜の息吹きがあつ に、却つて彼等のふかい轍び、胸のうちにぢ がけさがひつそり湛へられてゐることのなか して多人數になつても、聲もしはぶきもない かかはらず、 うした仕草は一そう著しくなるのだが、にも き出したりした。他の小隊に會ふと互ひにさ たり、暮れたばかりの冬空へ白い息を太く吐 どころかてんで初めからないぐらゐなのに、 なにかそんな錯覺がされたのも、音樂にたい た。細ぎれ二片か三片の豚で、肉の味など残る 舌のうへに豚の脂がしみてゐるやうな氣がし する聯想が彼等を娛しませたからであらう。 歩きながら彼等は眼でしゃべり、肩でしゃ 集合喇叭で小隊ごとに並んだときも、まだ 手先を目だたないやうにぶつつけ合つ 教誨堂の前に多くの小隊が合流

た。眼で聞き皮膚で聽くのである。いたづら感覺で、彼等のおしやべりを聞くことができ感覺で、彼等のおしやべりを聞くことができ

身全鰈がいきいきとして躍りあがつてゐる。 としか見えぬ今の方が、もつと活氣に充ち全 あるのに比べると、一見ぞろぞろ歩いてゐる ば附け元氣であり、 ながら裸體になつて力いつばいやるが、 のラヂオ體操を、早朝の寒風に吹きさらされ はいびつに引き緊つてくる。少年たちは毎朝 てゐる若さが體外にあふれ出さうな年頃の少 ださへ彈みあがり、ぴちぴち音たてて成長し ゐようし、許されれば聲をそろへて高らかに おそらく前週おぼえた歌を肚のなかで歌つて を體ぢうでわめいてゐるのを識ると、彼の頰 ぬ職責であることを頭で承知してゐても、 な同情は禁じられ、峻嚴に對さなければなら 疋田部長は佩劍の音をたてて監視の視線を ひ、足拍子をとりたいところであらう。 抑へられてもどうにもならぬ嬉しさ 寒さ凌ぎの武者ぶるひで いは た

そらした。中庭の花壇に立枯れてゐた草木が半日のうちに地に低くなびいてゐるさまが、渡廊下のほのかな燭光をあびて浮かび出てゐた。

小

說

カン 腰かける。前の腰かけとの間がせまいため、 で、順々に肩先がほとんど重なりあふやうに 堂へはいると正面へむかつてお辭儀するだけ 海堂の面目を保つてゐると云へよう。 しかし、 來がをさまつてゐるのが、建物にそぐはない 壇背後の扉をあけると金色燦然たる阿彌陀如 めであらうとそのやうに規定するのだ。 はいつたときの態度を、よしそれが音樂のた の後光をあほぎつつ教誨師にありがたい講話 窮屈な姿勢で、上體をしゃんと起し、頭を動 膝をきちんとそろへたまま身動きのできない 音樂のときには扉は開かれない。少年たちは 奇異な感じをあたへると同時に、わづかに教 長い腰かけがぎつちり詰つてゐる。ただ、演 る。正面には一段高い演壇があつて、自淨真 を聞かされるときの習慣が、彼等がこの堂へ すことさへしなかつた。発業日の朝、彌陀 と書いた額が高くかかげられ、堂内には細

三百人ちかい全員がはいり看守や役員も後にならぶと、重い入口の戸が閉められ、ガチャンと鑰のおろされる音が鋭くひびく。狭い堂は新制服の國防色や古い淺葱服でうづまり堂は新制服の國防色や古い淺葱服でうづまり

特の悪臭となつて鼻を刺戟する。
ちこめられ、ごつちやになり、醱酵して、獨服の染料の臭ひもあるだらうが、それらが閉服の染料の臭ひもあるだらうが、それらが閉

百年の歌をみんなで歌つてください。」、「さあ皆さん、このところだいぶ堅つ苦しい歌がつづきましたから、今日はひとつ島崎藤村といふ人の作られた朝といふ唱歌をやり藤村といふ人の作られた朝といふ唱歌をやり

待ちかまへてゐた少年たちは、教誨師がオルガンをひき、音樂教師が腕をさつとおろすのを合圖に、がんとひびくやうな大聲はりあげて歌ひだした。

金鵄輝く日本の栄ある光身にうけていまこそ祝へとの朝紀元は二千六百年

戒護課長が中腰になつたのである。

なんとかせんか、放つておいてはい

さう考へながら疋田が突つ立つてゐたとき たちに味はせたいものではなかつたか。 る

ものを、冷酷にぶちこわすには當らない。 だ親しみのある溫さに一同が溶けあつてゐ かうした特殊な場所だと思へぬほどくつろ

や皆がどつと笑つた人間らしい情感こそ少

師にそそがれた。 な顔で、次を促がす六百の瞳がいつせいに教 一囘はあつけなく終つた。食ひ足りなさう 說

てゐるうちに自然と足ぶみしたくなる衝動と

かのあぶなげもなく。胸を張つてがなりたて

たたかはねばならなかつた。

教師は、心から感心していかにも嬉しさうに に歌へたところは、どこにもありません…」 何かで教へてゐますが、すぐにこんなに上手 ませんでした。この歌を、私は方々の學校や ただけでこれほど上手に歌へるとは思つてゐ く、私は今まで、皆さんがたつた一度教はつ 毎朝レコードに合せて歌つてるとは知らぬ 「大變よく出來ました。これはお世辭でな

のですが、一度でこんなに上手に歌へたのも心に歌はれるのをみて心ひそかに喜んでゐた 生徒とは比べものにならぬほど真面目に、熱 派なものです。私はいつも皆さんが、よその 「この調子なら皆さんはどこへ出しても立

頃の熱心さのおかげでせう。」

彼等の緊張をゆるめた。 ると半ばくすぐつたがりなから、やはり嬉し いとみえて、明るい和やかな空氣がしばっく は、かう正面におだてるやうなことを云はれ 少年といつても世の常のそれとは違ふ彼等

その時である。

「あ!あ!」

さにもどつた。 だけで、すぐに元のかしこまつた姿勢と静け が、波のうねりのそうに堂内に一うねりした のした方を振りかへつてみる少年たちの動き 首をのばして中腰になると、急に歇んだ。聲 が、正面横の椅子に腰かけてゐた飛護課長が 表情にその邊の者はなり、遠慮ぶかい押して ろした笑ひ聲いそこを中心として擴りかけた 聲が隅の方に起つた。いけねえ、といふ暗い 思はず洩れたやうな、喉で押へそこねた歎

で聲のした方へ急ぎ寄った。 かめたが、課長の動作を見ると、はつと氣づ いたやうに、背をかがめ靴音をたてない大股 背後の入口ちかくにゐた疋田部長は額をし

「誰だい、今のは。」

なじるやうな聲である。が、 誰もな

んとも云はず、見むきさへしなかつた。

から、歌詞を用意して下さい。」 「さあ皆さん、では朝といふ歌を始めます

る。さうだ、ここは少年刑務所だつた。世間 の普通の學校ではなかつたのだ。 のだが、役人の動きで思ひ知らされたのであ 惑ひを苦笑にまぎらせながら立往生してゐた のなかへひきづりこまれ、叱りも出來ない戸 たちの純真さが醸し出したなごやかな雰圍氣 けた。彼自身いまの今まで、この年頃の少年 音樂教師がとりなし顔で、演壇から呼びか

ピアノのところへ行つた。 額を、音樂教師は見るに忍びなかつた。彼は 目くさつたなかにも一種不安のひそんでゐる ちんと膝をそろへて待ちかまへてゐた。眞面 してある紙を手にもつて、瞳をかがやかしき 少年たちが豫めわたされてゐた歌詞の印刷

聴いてゐて下さい。」 「では初めに一度ひいてみますから、

の音がしだした。 しーんとした堂内に、弾けるやうなピアノ

歎聲を洩らしたのは第三小隊の洋裁工鳥内

氣持になつてゐる時なので、 大目にみてゐた のである。わざとやつたやうでもなかつた。 あることは判つた。が、折角みんなが愉しい あつた。疋田部長は聲をきいた瞬間、彼で へ、非難の色を見せただけで元の位置へかへ にしてゐる鳥內がちらと上眼をつかった眼

である。いつも一緒に歌ふ疋田部長は堅く口 すと少年たちは、さつきのことは忘れたやう を結んでゐた。 朝といふ唱歌は元氣よく歌はれた。歌ひ出

音楽の時間が終つて

一同は立ちあがつた。 「鳥内、こつちへ來い。」

ゆかないのだが、もともと生徒の情操をやし

これがもし作業中とか學課の時間なら、たと

へ無意識に出た歎聲にしろ見のがすわけには

皆に先んじてそそくさと出ていつた。殘つた 少年たちは、默りこくつたきり、出てゆく二 人をわざと見ないやうにしてゐた。 疋田は重い調子で呼びよせ、鳥內を伴つて

に豫期以上の好成績をあげてゐる際だし、現 それが少年刑務所の本來の目的たる改過遷善 分にさせるために始められた音樂教育であり なふために、換言すれば彼等をなごやかな氣

だつた。 類を身につけてゐるやうな感じがせず、 たときには、完全に腹の底まで冷えきつて衣 つてゐたのでかなり冷えた體は、外の凍みつ 灼けてゐるストーヴを見ると目まひがしさら あがり、僅か半町あまりの戒護課職員室へき くやうな空氣に觸れると一たまりもなく縮み 暖房のない教誨堂の板敷に一時間ばかり立 赤く

「どうしてあんを聲を出したんだ。」

の念が鳥内はもちろん、どの少年の唇をも堅 て鳥內の方へ歩みよつたのだが、早くも危懼 くむすばせてゐるのを見ると、俯向きかげん つと口をきいた。十九歳にしては丈のひょろ 疋田部長はまつすぐに事務卓へついて、

> 掌をぐつと握りしめ肩で力んでゐる。うなだ 高い鳥内はその前に直立し、寒いのであらう れてゐる細面の頰に、にきびの痕が點々と醜 くく、蒼ざめたこめかみのあたりがときどき

やべるのが時間が惜しいやうな氣がして、そ る。先生が煽てるみたいなことをくどくどし れるほど遺瀬なかつた。 あることを悟ると、悔いと狼狽で締めつけら 戒に對する危懼と、彼への同情のあらはれで ある。自分でもびつくりしたが、どつとあが てゐたとき不意に出た溜息が聲になつたので はしてくれた方が有難い― のた。なぜ出たか、自分にも解らないのであ つた笑ひが全員に加へられるかもしれない懲 んな百萬言を費すよりも一分でも多く歌を歌 どう云ひやうもないことを、鳥内は識つて ーと、じりじりし

ちも迷惑するかも知れんのだぞ。 お前がドデをふんだばつかりに、俺た

らうが、輕いことを祈るぜ。 - 可哀いさうに、どうせ懲罰は免れんだ

ゐる。外の寒さもこの室の暖さも彼はまるで びしびし聞えた聲が今も頭のうちに残って

___ 小

- 39 說

疋田は自分に云はれたやうに思つてあわて

小 内をうながした。 現きこむやうにして、疋田は默つてゐる鳥

「いいえっ」

說

な聲を出したんだ。」とうしてあんな變

さうだらう、といふふうに疋田部長はうな・「自分でもわからないんです。」

でき、解つてゐるくせに愚な質問をしたあと のばつの悪さをごまかすやうに、卓上のごみ を吹きとばした。身分帳簿をみるまでもなく で、悪氣はないが日の輕いおつちょこちよい て、悪氣はないが日の輕いおつちょこちよい なことは承知してゐる。

3

は、知つてるだらうな。」

むくりと動いた鳥内の額が、さつと硬ばり

それだけは勘辨してやつてください。」な罰でも受けます。が音樂を止めることは、

をこすつた。見せまいと努力した涙が、黒く一氣に云ふと、拳固の腕をさつとあげて眼

跡のついたそばから又にじみ出る。

唱歌の練習は所長の一存によつて始められてから、まだ間もない試験中のもので、教化上おもしろくないと決まれば廢止される運命にある。多くの新しい企では單に試験的にやつてみるだけでも、豫算や法規の關係で困難であり、試験だけで終ることが珍らしくない。音樂も亦どうなるかわからなかつた。

「お願ひです、音樂だけは止めないでくだ脈か、いやなら何故あんなことをやつた。」 「さうか、それほど音樂を止められるのが

半分泣きかかつたうるみ聲が、そこで咳に

「ぼくは、ぼくは自業自得だから仕方ありませんが、みんなが可哀いさうです。へマしないやうに氣をつけようぜつて、みんなで云のに、音樂を止められたらみんなに會はす顔がありません。ぼくを聞して下さい、ぼくがありません。ぼくを聞して下さい、ぼくがであかまひませんから……」

云つてるうちに次第に昻奮して、手放しで

るのが なかつたのに —— と、輕い反省が胸を刺した。教化 した。大人の刑務所を轉々と勤めてきた彼は、教化 した。大人の刑務所を轉々と勤めてきた彼はで困難 て撥ねつけ得たが、それだけに、泣くまいとて強なつけ得たが、それだけに、泣くまいとはなった。 はかなはなかつた。ここまで追ひこむ必要は なかつたのに —— と、輕い反省が胸を刺した。

職罰といつても屛禁の設備はないし、少年には減食罰も適用されないし、せいぜい叱責ぐらゐだが、さういふ法規上の懲罰を加へるにもあたらない。まあ一度か二度、香樂の出席を禁止すれば充分で、上官の考へ次第ではこのまま許してやつてもいいほどのことである。 疋田は一應の調べを終へて戒護課を出た。月のほそい空に星が冴え、庭隅にある二宮金次郎像の臺石がほのじろく石のもつ冷たさを感じさせた。

せて所長や教務課長と談笑してゐた青羹教師長室へはいると、ストーヴのそばへ椅子をよ境の鑰をはづさねばならなかつた。疋田は所順長室へゆくにも、嚴重に遮斷されてゐる

のところへ歩み寄つた。

「とんだ粗忽者が出まして失禮致しまし

口上の挨拶をされた音樂教師は、

「いや。とんでもない―」

と面喰つて、

「なんでもありませんよ、却つて朗らかで

刑務所の事情に通じない教師は、一場の御 である。

横からづんぐりした所長が口をはさんだ。うすい頭髪を丸刈にした所長は、公の場合のらすい頭髪を丸刈にした所長は、公の場合のほかは所内でも金ピカいかめしい制服は着用しないで、よれよれの背廣にネクタイもせずしないで、よれよれの背底にネクタイもせず

「第三小隊の鳥内でした。どうも、しや

と、憐れみを乞ふ眼になった。

しめしもつかんし、次回の出席禁止だな。」 「わざとやつたんぢやあるまいが、統制を

所長は、甘い疋田のためにも嚴として云つ

點をおかねばならぬとの考へのもとに、着任 献立法に準據する榮養食を與へたり、音樂を 早々許される範圍内でいろいろと新しい近代 は、純真で柔軟なだけに懲戒よりも教化に主 墨守しなければならぬ現狀では、いかに熱心 大人の監獄をそのまま使用してゐる建物を初 教へたりが、それである。しかし、明治時代の 面の名士の講演を聞かせたり、榮養研究所の 的な處遇法を講じてきた。他に率先して各方 してきた所長は、事變下人的資源の重要性が り出されて活躍すべき少年受刑者の取扱ひ さけばれてゐる折柄、やがては世の中におく の刑務所から左遷にひとしいて、へ自ら志願 てははつきりした見解はなかつたのである。 少年行刑に大きな抱負と情熱をもつて大人 曖昧な返事だつた。疋田部長は懲罰に關し 「はい、泣いて謝つてゐました。」 肝腎の點では舊態依然たる方法を

い働き手を欲してゐる。たとへ欲してゐないとしても血氣盛んな者を一人でも世間から隔として、國家の費用と人手をつかつて鍛へ直さねばならぬといふことは、由々しい問題である。全國では約三千人の少年受刑者がゐるのど。

現所長がきてからここの行刑成績はぐんとあがつた。彼の熱誠と愛情は少年たちをのびたを不問に附してくれるかも知れないと思ったるた正田部長は、所長の言葉に今更のごとく教へられた。温情は温情、紀律は紀律、刑務官の忘れてはならぬ銭則だ。

かり懼れてゐました。」

と彼は、人のいいおやちさんみたいな所長に改めて畏敬の瞳をそそいだ。ネルのワイシなつてゐるのが、無精げながら磊落さを感じなせる。

かなか調子がいいやうぢやないか。」

所長は肩をゆすつて笑つた。

盾は彼の大きな悩みであつた。今や社會は若

うか、とにかくあげなければならぬ、この矛人として通用するだけの效果をあげ得るかど

に教化に盡力しても、さて出所後立派な社會

- 41 — 小 說

- 43 -お闘手水靜小忘漸長牛卯職病鐵送塀夕大雨花出濯ふ庭人朽小子朝筬芽彼春蚊高淵 岸捷稻温け春れ 閉のの場囚窓ら越霞霜やの征ぎと下戀繩鳥羊達の にのにれに君にん園を女見駄しのと 鳴花 の峰みさ のれをほ で にる \$ 窓蝶て若に 7 ばくのかぶ 土 ぼ送 の庭雪笹や 水ル 3 風 たる集 草穗 にの歸芽 豆ょくら影のりょう 鐵眞向木聲夜 0 別 陜 L んどふ 舟朧 窓珠ふに長明て 喰 麥 ts. 靠舞 3. のり まち か れく 3 小若て 2 E 小閉の れ入園の 流月 櫻よ 蝶雕 4 3 3 堤鳥な雨 川芽飛夜 出 山蠟 あ ゆ 15 もめ てる 桑 丘露 綻 の來 見さ 7 る ややびの 丘むして 遊の眠り りにな春日 そき水土ぬ梅 \$ 並ぶ朝 0 ぶ杉りし櫻 鳴花仄り待和芽出に畑櫻の春ぬ割三あ発春風零桃眼績 櫻日子木る若さけの白櫻ちか麥で濃かか中のるれ三りるの光しの鏡くまのえな

青小札小青同名香高千三前新名弘神滋松府廣滋金名山松富東小高豐長同滋臺群滋 多 古屋川知葉重橋州屋前戶賀江中島賀泉屋口江山京原松縣崎 田 赤節伊內增西飯宮森避勝小玉川奈仲小川齋半杉大三河金栃小本と義松鈴古佐深栗 谷島林利本良矢澤津地田浦淵田崎織折高田さ守尾木市藤見本 藤田茂川田 他幡美信精彦十里一美月天仙三綠 多 耕露孔春佐 麥紫玉越義花下愛映輝一哲森豐 造多作寶葉雄子榮子壽一永四休葉子爛水北郎昭守村雲仙人男香田惠山香樂山都齊

な花影等立ぬ櫻くる里し花ぬな畑」しななに風むて才ぬ雪朝るて里橋人ひ鐘ぬし

太霧芽勅石湖聖一女 籔出 朝溫 5 陽野窓病武春梅沈雪 し木堇勤摘泉つの焼に窓者覧の丁解 3 \$ \$ のろ落の 島 香なち火見 る入 にの は りるしおる 比だ松 0 畦と灯長列 里學 鎖 漁 ŋ 若 叡るが し散 \$ 0 渡 仄大 休 にろは等整 茶 01 てき る か子 か根 4 ひ灯檜れ 野へ 柳 夢の 1 2 風 にむ焼雪 のののき花坂 0 な 籠 0) 花ま 雪ろの嶺 0 あつ Щ 背 0 背 9 のた に如 渡 0 りれ のや火 月廟 草り麥 しだ月 0 、昏のり葉 雨」 定春の 長 吐 餅けのかちの山の發き生花上かた稚ゆ 6ぬつりな堤屋り秋なて口溪霜るぬ豊霧るずるしる 名 = 名 高 高 横 函 松 滋护 字 都 館 本

松 松 鵜同 勝 原 島 上 哥 1. 北 寧 L 子 月 3 斗

同設同三同堀同先同同船同 船 風

栗

8

用

紙 官 每 私 月 製 五. 葉 日

書 限

2

宮 ちん 同市同同西同同高 島 筍 雄 生り、

然懐徑るの のと中 ではいつでもその 平面圏に緯の歴史的 でもその を変がある。

を見えたののと を見えたののと を見えたが感じ を見えたが感じない。 しく思ふのである。 しく思ふのである。 目前の景観にこだわらず心を餘所に遊ばするゆとりある態度 が感じられて來るのである、つゝじ園に造んで偶々その外景の情景に興趣が感じられて來るのである、つゝじ園に情趣を添ふる特種の景色であいは他所に遊ぶやうになる、その時分に向ふに見ゆるあの山はあそこはも心は他所に遊ぶやうになる、その時分に向ふに見ゆるあの山はあそこはも心は他所に遊ぶやうになる、その時分に向ふに見ゆるあの山はあそこはもが感じられて來るのである。それは一句の情景から自ら憇像せられる。 の方にあるのである。

でつ五 如何し上 12 \ 栗南の 花辿 であつたとい

0 道 たり奥 そ 或深 0 谷山 頃 一道 面を 0 = 5 覆葛 話 L き崖 2

這葛

複道

も樹

徑 0 0

ての心持が

汲か葛

みありの道

11.

いたる。

の來

時のこ

ことを話し乍ら

樂し

いは

思雨

ひに逢

浸りた

つと

トか

迎珍

つら

ゆい

く花

曉 0 の野行徑道 通のき でが 通らない徑でならう、は 徑だけれども庵主は好んでこのであらう、その徑の通りすがりであらう、その徑の通りすがりであられてすることも出來る、なであらう、その徑の通りすがりである。 え 返 そりのて 御 道 でを通って行くと我家がりに梅が咲いてゐる、量 がの道を通るのであらう。 道

でにのや

分覧を武運 從の好真久 なえ返って るな返って るる であたりに であたりに である。 に森嚴な氣が漂つてみのるといふので曉もまれるといふので曉もまれるといいので明れるといいので明れるといいので明れる。 るるやらない、今日のこれない、今日のこれない、今日のこれない、今日のこれない、今日のこれない、今日のこれない、今日のこれない。 気ら見もされる。 る次味な刻限でも未明に起きて ある でのて とは違っ とがてく

堂 仕 舞 ~ る E 話 か

石

花

い寫なろ 。生心で灌 さ持あ佛 からからればないである。 もうおいれてある あるがこの句の加いたといるなけれたところが夕方の 如ふーの さは一と花御 新生なった。 面花崩ん るが花御堂を仕ば の句はいる のかが花御堂を仕ば るると舞び \ 残つ 0 との借」 方面いる でかやとこ

O 0 0 鴨

いあふの ふるや多が のである、上品でうな場合と見てよが或る所で開かれ で強いなれた、 味今うこの の春こ頃 あにのの る取意こ 句の義をで あさるあ るるのは、
送別
か 鴨のら が宴南二にへ 務ふ行 三さは經 羽 初し湾 立派な

頃賑人る、池 が な、まだ を、まだ を、まだ く春と のあ のよけ軒 の日のあ た繁曜人る、 温など春 その池には客を待ち 常温早まは りいねこ を超えた情味がある。り前のことであるが水は遊山の人で茶屋が繁ねたやらにこゝに遊山ないををあるが水 水草昌のは のするとじめ 立なしてく

草 0 生 S T 茶 店 0 昌

雪

園 0 句 そ

花

Ľ 花 1=

蝶 Ľ 2 ある、 C あつるい で花に 巴

つ主の て題花 であつ 如何にも可憐 ら蜆蝶な 味であり、は精趣である

れであつて 、花の下に は古い 舞い 情居 極の句であるけった舞の でふわ あ 0 31

鹿の墓小 大といふのは現實の平原 ではいるる、そこに を成功せしめるといい ではいるのは現實の平原 ではいるのは現實の平原 さき さって来る、現 地つて来る、現 地つて来る、現 地つて来る、現 し感激がなければな でがある、といつて さがある、といつて のかない、事象と情

紅

東

幸

吉

2

0 驛 1= 上 2 き

女

葛 何にも深山の峠の隠した心持が出てゐる の驛を思はせるものがある。為に峠の驛へ嶮しい山路を喘ぎく

S. 0

のほ下

味

----趣 矯正図書館

名府 府松松楷 四 刑刑 刑江江濱 級

- 45

◎◎ 小金舟田 藤助 林織 施玉 篁 水仙水石

高華橫豐 旅臺 五 刑刑濱刑 順北 級

◎◎ 下市 木橋 111111 嵐寅 榮秋 三江一太 堂藏

君、極めて上品の作。 紙面に出てゐて好感がもてる。▲次郎 ▲仙北君、眞劔に練成してゐる氣持が ある。▲廣一君、申分がない佳妙の作。 ▲華江君、 ▲見知雄君、 を受ける作品で 形稍々

馬名 名府名 山刑 刑中拘 級 ◎◎村竹 通笠通 上內 木倉木 二雲 薫華薫

旅岡名府旅臺名

洲堂洲

鴻洋

順崎刑刑順北拘

下安近仙下字龍 川田田 嵐龍杏 堂宅肇北堂雲邨

長臺 條 拘北 幅 概

杏龍 邨雲

石君、筆に墨を 多く含ませ過る ▲清司君、形體 する。 少し强い筆を養 惜しい。▲藁州 のチラックのが が處々楷法の筆 君、達者である がない。▲竹巖 も弱々しいもう でよいが如何に 君、氣分は豐か ▲雲洋

惠変

以為ないの

いに書いてゐるがあまり活躍し過ぎてが少し小さい。▲杏邨君、元氣いつば 幅として纏りが悪るい。 としてよろし、 幅 有望である。

君、温雅。▲雲洋君、努力の作。▲ニ 伸びし 鴻君、君の作にはどこかに侵し難いも が小さい、もつと大きく。▲梁一君、 しい感じがする。▲龍雲君、輕妙の作。 ▲肇君、沈着。▲杏邨君、少し重くる のがひそんでゐる。▲秋鶴君、平板。 ▲龍雲君、努力の作、敬服、但し落款 未だ弱い、 綺麗な出來であるが少し字 練習し

圆府名府 兵臺 長府 山 尾松松府馬名橫 府名 水府名橫

道江江刑山刑濱 岭中刑刑庫北拘刑口 戶中刑濱

安井近足津宇龍齊清 宅上藤助澤田田地水 秋越龍杏仙廣 想忍肇鶴山雲邨北一 見日松飯 華通 林上内中 波織 木薫 川高浦村 川玉 祐二雲篁 風仙水水鴻洋石 秋翠竹清

第十九囘競書成績 一方とも昇級しまれば次問にいる。 すよ何印

級

名旅臺 級 近下市 藤川川 嵐寅 肇堂藏

平松帶橫高長花水

壞江廣濱刑崎刑刑

· ○○○○○◎◎ 川小越渡提大萱松華小 本宅智部 翠芳翠純 榮勝映

府水橫 都 隨刑宮刑濱樽

日見飯 大坂堀鈴佐 木英清木木 高川村 翠秋清 泉翠司 一助八光峰

弘真 豐 ◎高 橋 次

雨か昇 堂洲 翠泉巖司 之質 五. 刑順北

目 百 白 雪神仙 如能客 倒 統栖来 3 老 中京海 洞雲 煙 如中外 杨淵巔

龍宇 大 田田 木 榮 荒

是

第二十二囘競謠募集

明朗な感じ

人る

囚徒

0)

明

るみて來

弟

0

告

す

30

カ・カ・

なら

0

る

見部

矯正図書館

兄征きて三度 多摩川は春 出でて正 5 0 花の * 早 道 L 苔生る 1= 唉 就 カ む とす 3 開 河 1 朝 原 日 囚 0) 人 石 3 0 0) す

月

特

别

攻

聖

隊

明

日 限

選

白 井

松 岐 宮 千 江 阜 津 江 乙久 女三 芳登 緒月星流 夫

中に順待つ勇士

友軍機の攻撃終へるを潜航して四面敵

りくれる鐵と血と肉

人間無雷とはよく評したり敵艦に體當

感泣すと残せり一言

國運を賭するのいくさに先駈す光榮に

通ぶ吾も日本人なり

この子にしてこの親あり

ぬ軍神の心に

らず勇士の心は

生別は死別にまさる明日知れぬ生命語

明さじ重用使命

計は密なるを以つて良となす骨肉にも

九柱の

1.

0

0)

さを

L

12

9

オ聞く

我

は

身

もし

U.

き

0)

入學

送らむと爲替組む我は

樂しく る。吾

もある

か

さ祝

<

3

0

みし

跡を示

L

0

0

語

5

はみぬちたぎ

た

植る

櫻開

3

5

32

らつぶ

らに

15

り霞む秩父に

ひ進

1=

吾 顫

日等若き 固く

指

導者 0

1.

ただき

2 九

٤

8

む 忠

朝

夕

を歡

び

4

生な

群像

如

き囚達は

軍神

0 ヂ

節を聴けり

炎

門

= 2

させば棒咲く

御 0)

堂

0)

うづ

ま

てあ

春

は 勵

次男 悪

> 7 ~

我が家明

3 5

L

子輪

朱

後木

なを我の

子花

00

路唉

みか

てむ

あと

此雨

り晴

なれ

がに

5 1

\$ 3

可春

愛の

さ朝

のに

#

ぎ

は

るひ山は

真珠灣强襲見事果たして散華せり十二 八日を勝利に導

火のごとし遺書に 々句々殉忠報告の一念は烈々燃ゆる

者 紹

愛

草露

山民寶女

スここと マリス でもあり の静

餘

に園

付 ぬ

4 3

響

1.

3

勝精秋健彦宮

しな

1

石 石 東京商科大學教授 イヤモンド社長 太氏 吉氏 治 氏 氏

東洋古典學者 東洋古典學者 東洋古典學者 本青年外交協會·著述家 堂氏

秀氏

事務囑託•作業技師(行刑局)

戦+吾 お 眞 珠 5 下

- 47 - 趣 攘南 鐵は鐵 庭 甦 海に 芝に名 昏 窓 窓 た 生 土を蓄ひし囚も をの 伸び、 野路を行 主人 を 1= ~ のぞく櫻の花一枝雨! 名知らぬ草も萠え出で 嘉多終 征き 懲 る櫻を に提 散 0 提げいそ、 とりも とりも とりも お 男士を図まれる。 20 士て て花 も戦捷の 家 のド 0) 路へ急ぐ遺 香 再2香 功仇 績な

つつ堅き更生蓄ふ園の香父なき家は寂しな雨ふくみつつ咲き初い し生 春 みら 仰異な の鐘なりといは か國作物 に日 0) ほ囚 變 D 寄みて 5 3 は作 ľ 0 0 闌*にわ 1= カニ 業に < た

は 3 三松西廣札海名名小松名 名西府廣神高三名弘前宮小三臺岐小豐 灰 江 刑 島 幌 州 拘 刑 原 江 刑 刑刑中島戶松 重 刑前橋城倉灰北阜原摩 さ見山常來內川宮本金西同三山齋半仲萱勝白奈小志節さ哲梶內五 地田織川 田崎地 野島畑良林賀 田田 ゆ 幸た

麥一仙

三み

村泉北郎子三

保

り 朗 泉 春 次 藏 休 舟 香 仙 秋

里

紫花玉千

田

看守長(八王子少年刑務所)

48 — -

强制執行法

新法律學全書

層深い研究に入る階段として役立てら 解説が與へられてゐる。即ち同法の一 理論的基礎的な問題についても相當の の聯關を知るに必要な限度に於ては、 制執行法の根本構造を理解し、各規定 易を期するとはいひながらも、 行法の平明な解説書である。然し、平 標として刊行されてゐる新法律學全書 一環を爲すものにして、現行强制執 本書は「法律學を大衆の手に」を目 吉川大二郎著 現行强

博士澤瀉

松下村塾の指導者。岡不可止著 B6 判三二八頁、二圓、三笠專房

ある。

: A 5

の諸氏で

學博士久 學教授文 京帝國大 久孝、東

授の現職にある人である。

るべきもの。因に著者は立命舘大學教

たる彼の神精美は讀者に深き感銘を與 へずにはおかない。 面影を描いて餘す所なく、紙面に確如 世界觀、人生觀を中心に、 世を去つた松蔭の驚嘆すべき偉大なる 本書は若冠未だ三十歳に滿たずして 若き松蔭の

> 五錢、 頁、三十 判一二

現代政治の革新論

外三名合著

現在日本政治講座第二卷

新らしき時代に生きんとする若き人々 B6判五一六頁、三圓、文藝春秋社 として敢て推薦す。

皇民一人残らず此の大豆篇を精讀し

宣戦大詔謹解

舊時代的なもの

緊張、持久の心を强化しなければなら 義を真に把握し、始終念頭に銘記し、 て、時局下、聖戦の崇高、嚴肅なる意

の政治理論、八紘一字の世界觀は本書

日本經濟史新文献

現代政治の革新論 堀眞琴著

八圓 日本評論社

本庄榮次郎著

長文學博士山田孝雄、東京帝國大學 學博士高須芳次郎、神宮皇學館大學々 因に本書の執筆者は、日本大學教授文

教授文學 教授文學博士平泉澄、京都帝國大學

の書物である。 に於て克く究明されてゐる。刻下必讀 ·A5判三七〇頁、二圓五十錢、 昭和黨房

事變から大東亞戦争へ 本多熊太郎著

A5 判四三〇頁 四圓·

有斐閣

昭和書房

本書は

新稅法早わかり

A 5 判 三、頁、 圓 季 錢銀行信託協會 法早 わかり 岩崎博著

大濱信泉著

三笠書房

二圓旱錢

八木書店

二圓至錢 高田書院

勢力の敗 て、米英 を闡明し 設の意義 大東亞建 大和民族 退を文明 の歴史的 使命たる 模範六法全集 三省堂編

勇氣を與ふ

戰時經濟法全集 東洋經濟

教報社編

…B6 判署、頁

二圓一錢

東洋經濟

手形交換法論 西原寬一著

A5判量0頁

三圓平錢

岩波書店

規外一〇公百

二圓五一錢

三省室

三圓卒錢 有斐閣

河田嗣郎編

三圓卒錢

有斐閣

中西仁

史的角度

…B6判四七〇頁、二圓二十錢 千倉潔房

新法律の解說 法學協會編

A 5 判六七頁 五十錢

五圓五十錢 大二郎著 有斐閣

米穀經濟の研究(3) H本政治の再編成 金本位制度批判論 大東亞建設と植民政策 岩倉具榮著 手形法小切手法 …B6 判二公頁 一圓斗錢 :A5 判宝頁 :A5 判兲一頁

る名著っ するもの。讀者に自信と、 より立論

構成 法戰時特例 解戰時刑事民事特別法裁判 男一袋 中央社 男一著

朝日新聞社 **0** 9 10 争

論、四、歐洲新秩序論ノ四編に分たれ、現代政治理論の展望、三、東亞新秩序 本書は、一、革新期の政治理念、二、 保全訴訟の基本問題

附守兵傭人

(中略) ス之ヲ一連ト名ク 丁長ハ五丁ノ長タリー丁十四ヲ管

(中略) 等總テ犯人ノ使用スル者ヲ指揮ス

守兵ハ地方官ヨリ之ヲ出ス晝夜更 ヲ増減ス 各獄舍ノ門一名監外ノ四隅各一名 番警衛 不表門外二名各工役場一名 ス但監獄ノ大小二從と適宜二之

姓名及と來意习問と繩鈴ヲ鳴シ獄 丁ヲ呼ヒ之ヲ案内セシ 外人來ルモノアレハ門外ノ守兵其

出火及ヒ非常ノ節ハ守兵ヲ増ス但 死刑申渡シ決放ニ至ルマテ守兵之 看護ス

> 出納ノ時丁長之ヲ監視ス其法每朝 各工ノ器械ハ之ヲ一庫ニ納メ朝夕 各丁其管囚ヲ率ヒ來り出シテ之ヲ 借ス收納ノ節ハ小使(囚人ヲ用 フンタシテ破損ノ有無ヲ檢査セシ

明一四第二十二條第二項後段 キハ戒具ヲ用ヒ男ト女ヲ別ツヘシ 但懲治人へ戒具ヲ用ヒス 人ヲ裁判所又ハ他監ニ押送スルト 在監

シテ之ヲ監セシム以下略 下卜定メ看守一人押丁二人以上ヲ 行八囚徒八一組十人以上十五人以 雨ヲ問ハスン其面ヲ掩ハシム但外 テ二囚每三聯絆シ笠ヲ用ヒテへ晴 役二服セシムルトキハ鐵鎖ヲ用ヒ

第六十條 徒刑流刑ノ囚徒ヲ押送ス 別ツヘシ遞船中二在テハ戒具ヲ用 ル時八戒具ヲ用ヒ男囚ト女囚トヲ

第百九條 無期徒刑ノ囚徒逃走シ若 迫ヲ爲シ其他重罪輕罪ヲ犯シタル クハ獄舎獄具ヲ毀壞シ又ハ暴行肴 一脚二鉄ヲ施シ仍水鐵丸ヲ屬シタ トキハ三月以上五年以下兩脚又ハ

明五懲役第一條 常人懲役

常囚罪已ニ決スレハ先ッ重鎖ヲ着 ヲ脱ス但監外出役ノ日諸囚皆長鎖 限ヲ經過スレハ第一等ニ進メ戒具 ハ第二等二進メ片鉄ヲ着ス二等ノ 四等ノ限ヲ經過スレハ第三等ニ進 過スレハ第四等二進メ輕鎖ヲ着ク シ第五等ノ役ヲ執シム一百日ヲ經 メ兩鉄ヲ着ス三等ノ限ヲ經過スレ 用と二人連ト為スル方四式第三號二見

懲役第二條

工藝アル罪囚第五等ノ役ヲ經過ス 八其長技ヲ專治セシム此ヲ殊感

戒具ノ種類ハ命令ヲ以テ之ヲ定ムルトキハ戒具ヲ使用スルコトヲ得 法第十九條 在監者逃走、暴行若ク 又其次ヲ下級ト爲ス祭八一日間ニ價ニ本ツガ 爲ス異能妙技アル者ハ直チニ上級 二進ム次ナル者ハ之ヲ中級二置ク ト名ク殊藝人ヲ分テ上中下三級ト

等ノ限ヲ經レハ片鉄ヲ用ユルコト フ上級以上戒具ヲ脱ス但長ク下級 下級ハ兩鉄ヲ用フ中級ハ片鉄ヲ用 ハ下級中級共二戒具ヲ脱スルコト ニ在ル者ト雖トモ常人懲役ノ第四 級ノ例ノ如 級ノ例ノ如シ第三等ノ限ヲ經レ

懲役第三條 老

+五日ラ片飲ノ限+ス一等ノア十五日ラ滅具ラ脱ス軽鏡ノ限トス三等ノ七十日ラ兩飲ノ限トス二等ノ四 後手兩鉄下為り片鉄下為り及上或 老幼及ヒ天禀虚弱或ハ病後ノ罪囚 具ヲ脱スルノ限ハ常人懲役法ノ例 ノ如シ 赞へ八常人學役表ノ徒一年ノ如キ第五等 ハ始ヨリ輕鎖ヲ着シ輕役ヲ執 シム

ルトノ異アルノミ

第四章

戒

護

監

法

新

舊

比

照

田

茂

雄

守卒ハ晝夜獄內ヲ監護シ炊夫掃夫

但シ監獄警衛ノ間ハ獄司ノ指揮ニ

鎌メ近旁ノ屯所ノ隊長ト約定スへ シ守兵へ犯人ト接話スルヲ禁ス

懲役第四條

婦

戒具ヲ着セサルト早ク一等ニ進ム 婦女ノ役ハ粗老幼ニ同シ但始ヨリ

第四十二條後段 若シヒムヲ得ス外

ヒサルモ妨ケナシ

ス鐵丸ノ量ハ二百匁以上一貫目以 再と重罪ヲ犯シタルトキハ五年以 再と重罪ヲ犯シタルトキハ五年以 施ス丸ハ累尾ニ屬シ地上ヲ轉ハス ル鐵累ヲ其鉄ニ貫キ腰間ニ線帶セ ノトス其外役三服スルトキハ鐵 トシ被罰者ノ體力ニ應シテ之ヲ メ繚帶ノ所ニ下鍵ス但監房ニ在

明二二第十六條 囚人及刑事被告人 ハ男ト女トヲ分チ時宜ニ依り戒具 用フルコトヲ得 裁判所又ハ他監ニ押送スルトキ

但懲治人ニハ戒具ヲ用ヒス

法第二十條 法令ニ依り監獄官吏ノ 携帶スル鰻又ハ銃ハ左ノ各號ノー ヲ使用スルコトヲ得 二該ル場合二限り在監者二對シ之 行ヲ爲シ又ハ爲スへキ脅迫ヲ加

キ物ヲ所持シ其放棄ヲ肯セサル 危險ナル暴行ノ用ニ供シ得

逃走ノ目的ヲ以テ多衆騷擾ス

二從ハスシテ逃走セントスルトテ捕拿ヲ免カレントシ又ハ制止

セシム

明五官員 (前略) 附守兵傭人

獄丁ハ皆ナ傭夫ニシテ上中下ノ三 等二分ツ役囚ヲ指揮スルニ鐵杖ヲ

(以下略)

ルヲ得

ヲ押送スルノ違ナキトキハ要犯疑 震其他激甚ナル變災ニ際シ在監人

押送シ其災ヲ避ケシムヘシ水火風 官吏其形勢ヲ量リ在監人ヲ他所ニ 發火シテ罹火ノ農アルトキハ司禄

獄二係ル者ヲ除クノ外一時解放ス

丸ヲ除キ二人聯終ノ法ニ從ラ

法第二十一條 十八條ノ規定ヲ準用ス 前項ノ用務ニ就キタル者ニハ第二 ノ用務ニ就カシムルコトヲ得 ト認ムルトキハ在監者ヲシテ應急 天災事變よ際シ必要

法第二十二條 官署二出頭ス可シ解放後二十 解放セラレタル者ハ監獄又ハ警察 之ヲ解放スルコトヲ得 若シ護送スルノ追ナキトキハ一時 トキハ在監者ヲ他所ニ護送ス可 内二於テ避難ノ手段ナシト認ムル 七條二依リ處斷ス 内ニ出頭セサルトキハ刑法第九 四時

明五雜則

前略)

火災非常 他處二避り守兵ラシテ之ヲ監護災非常ノ節ハ獄丁衆囚ヲ率テ之

旨ヲ申出ツヘシ。

四時間以內二監署又八警察署二其

時二監房ノ内外ヲ觀察シ或ハ物件明一四第九條 典獄看守長ハ日夜不

法第二十三條 在監者逃走シタルト

天災事變ニ際シ監獄 明二二第九條 水火風震等非常ノ變 解放二遭ヒタル者ハ其時ヨリ二十 キハ一時之ヲ解放スルコトヲ得 被告人ヲ他所ニ押送シ其災ヲ避ケ 況ニ依り在監ノ囚人懲治人及刑事 ナシト考定スルトキハ典獄ハ其状 災二際シ監獄內二於テ避災ノ手段 シムヘシ若シ押送スルノ建ナキト

前項ノ規定ハ刑事訴訟法第百二十 内二限リ之ヲ逮捕スルコトヲ得 キハ監獄官吏ハ逃走後四十八時間

第四十條 燈火八監房外三置丰障碍 ルノ魔ナカラシムへシ 越等ノ事ナカラシムルヲ要 ヲ査関シ其他囚徒ノ傲情ヲ生

明一四第三十五條 監獄/近境ョリ

第五十八條 徒刑流刑及 上禁獄ノ刑 官吏ノ臨時派出シタル地マテ押送 スヘキモノトス テ管東スヘキ徒流刑ノ囚徒ハ本監 監ニ押送スヘシ北海道集治監ニ於 其指揮二從と警察選傳ヲ以テ集治 書ノ際書ヲ具シテ内務卿ニ申報シ 二處セラレタル者アルトキハ宣告

第五十九條 北海道二在心集治監へ ノ囚徒ヲ受取ルヘシ 款ノ例二從と押送シタル徒刑流刑 每歲三四次官吏ヲ派出シ前條第二

第五章 業

法第二十四條 作業八衞生、經濟及 付テハ前項,外特二教養ニ關スル 十八歲未滿ノ者ニ課ス可キ作業ニ 將來ノ生計等ヲ斟酌シテ之ヲ課ス ヒ在監者ノ刑期、健康、技能、職業

明五興造第十一條 寬 役 場

ハ牛乳ラ指り羊盤ラ製シ4男播種シ或ハ牛羊豚鶏ラン 祭りあ登り或の題の シテ蔬菜

懲役第七條 年

限

第二等 第三等ト同シ但其長技ヲ 工瓦工履工及 と皮革工鑑織工ノ 類 第四等 諸官耶/造營街路/修繕 墾シ米ヲ春キ油ヲ搾り石ヲ碎ク 第五等 土石ヲ運搬シ荒地ヲ開 以テ他囚ヲ教授セシム或ハ之ヲ炊 瓦陶煉化石等ノ調土及ヒ耕耘ノ類 ノ類ナリ 帝石ハ街道ノ修繕ニ用フ土石河搬 夫門番 中門番等二使用ス ナリ 第五號及附灣二見ユ ニシテ一課專業ヲ許ス

又ソノ類ヲ分ッヲ要ス譬へハ竹工 外役ト名ク三等ニ進メハ監内ノ輕 四等五等八監外ノ重役二服ス之ヲ 裁縫紡織絢繩製藥養鶏豚牧牛羊ノ 輕懲役ハ老幼婦女ヲ役ス帰酒洗澣 役二服ス之ヲ內役ト名ク內役ノ中 十人ヲ連トシ同所ニ工作セシム籐 工総工ノ類モ亦然り 問式第六號二見ユ

ノ 如 シ (等ノ一百日ト四等ノ一百日ト合テ二百日と 具ヲ脱スルノ限ハ常人懲役法ノ例 後子兩鉄下寫り片鉄下寫り及七戒 ハ始ヨリ輕鎖ヲ着シ輕役ヲ執シム 老幼及ヒ天禀虚弱或ハ病後ノ罪囚

等ノ四十五日ラ片欽ノ限トス一等ノ四十五日ラ戒日ラ朝鏡ノ限トス三等ノ七十日ラ扇欽ノ限トスニ

下ノ男ハ始ヨリ減具ヲ用ヒス)

者ハ四等ノ限ヲ經過スト雖トモ強 愚鈍ニシテ工藝ヲ教ユヘカラサル

第一等 第二等下同シ但此限ヲ滿 四人の 通力り 徒罪一年以上第五等ョ ラ四十五日トス婦女ハ二百八十日ニシテ一等ニ進ミテハ二等以下毎等ノ合數三百十五日ニシテ一等ノ限 ナ例ニ 詳ナリ表ハ岡式第七號 重役二服セシムが普一十八重役十日杖一百 懲役百日以下二該ル者ハ第五等ノ 其詳ナルコトハ表二見ユ 等八八徒一 凡老幼婦女收贖ス可半罪ヲ犯シ無 ユル者ハ定則ナリ時アリテ其等級 日トダスノ類ナリ各役各等期限ノ表二見一等ノ限ナ七十五各役各等期限ノ表二見 囚ノ如り婦女ハタシク之ヲ速ニス モ其第一等ニ進ムノ期限若幼ハ常 老幼婦女八終始輕役二服スト雖ト 並二折半減等法二從七役 不 新小瀬等 カニシテ追徴スルコト能ハサル者 默防シ歳月ヲ延縮スルハ特典ナ 第一等ニ進ムノ日限年限ハ表ニ 賞罰ノ條ニ見ユ

レハ放発ス

明一四第四十二條 定役二服又心者 囚一日ノ科程ヲ定メテ服役セシム 滿十二歲以上十六歲未滿ノ者滿六 十歳以上ノ者及ヒ病後ノ疲勞若ク ル者ハ體力ニ應シ作業ノ科程ヲ寛 ハ身體ノ虚弱三因り勞作三勝ヘサ 作業八刑名二因テ之ヲ斟酌シほ

常囚罪已ニ決スレハ先ツ重鎖ヲ着 限ヲ經過スレハ第一等ニ進メ戒具 四等ノ限ヲ經過スレハ第三等ニ進 過スレハ第四等ニ進メ輕鎖ヲ着ク ヲ用ヒ二人一連ト為ス ヲ脱ス但監外出役ノ日諸囚皆長鎖 ハ第二等二進メ片鉄ヲ着ス二等ノ メ雨鉄ヲ着ス三等ノ限ヲ經過スレ シ第五等ノ役ヲ執シム一百日ヲ經

懲役第二條 殊

工藝アル罪囚第五等ノ役ヲ經過ス ハ其長技ヲ專治セシム此ヲ殊藝

懲役第一條 常人懲役

ハ之ヲ石造ニシ火災ノ憂ナカラシ

懲役第三條 老

幼

紀ノ例ノ如シ

下級中級共二戒具ヲ脱スルコト 級ノ例ノ如シ第三等ノ限ヲ經レハ

若シ此場ヲ監獄場中ニ設

クル

獄司ニ見ヘシム

休暇日各囚ヲ獄内ニ召シ整列シテ

病二罹り殘疾二至ル者ハ尋常役ヲ 凡犯人癥疾及上盲人其他服役中疾

在ル者ト雖トモ常人懲役ノ第四等

上級以上戒具ヲ脫ス但長万下級ニ 級ハ兩鉄ヲ用フ中級ハ片鉄ヲ用フ

ノ限ヲ經レハ片鉄ヲ用ユルコト中

シメス皆此場ニ入ル

寛裕ナル可シ

垣端ヲ設ルノミ其役徒ヲ遇スル最 設ク其制ハ尋常民舎ニシテ四周

尹中級ト為シ五十幾ラ下級ト為スノ類ナリ 下價一円ノ物ラ製スル齐ラ上級ト為シ七十五錢 下

又其次ヲ下級ト爲ス(分赞ハ物價ニ本ツ

寬役場ハ獄外便利ノ地ヲ擇テ之ヲ

ヒ動物ノ養溺ヲ取テ田畝ヲ培養

為ス異能妙技アル者ハ直チニ上級

ト名ク殊藝人ヲ分テ上中下三級ト

二進ム次ナル者ハ之ヲ中級二置ク

懲役第五條 役

常人懲役ニ五等アリ毎等ノ役 法 ルトノ異アル

戒具ヲ着セサルト早ク一等ニ進ム 婦女ノ役ハ粗老幼ニ同シ但始ヨリ 役第四條 婦

女

法左

行え合附

昭和十七年四月一日

ョリ之ヲ施

定家督相續人ニ限ルン 定家督相續人ニ限ルン

モノニ付テハ法定ノ推木滿ノ直系専屬(養子

滿六十歲以

ラシムルヲ 監セシム外役ノ囚徒道路往來スル 看守一人押丁二人以上ヲシ 時ハ務メテ他人通行ノ妨ト為ラサ ハー組十人以上十五人以下 スン其面ヲ掩ハシ 聯絆シ笠ヲ用ヒテへ晴 恕ス若シヒムヲ得ス外役 ハ鐵鎖ヲ用ヒテ二囚每ニ 要ス ム但外行ノ囚徒 二服 テ之ヲ ト定メ 七

料

第四十五條 第四十三條 整列七 者ニハ智熟シ易キ工業ヲ授ルヲ要 テ之ヲ導カシム其刑期一年以下ノ ハ授業手若クハ工業殊等ノ囚ヲシ ナスヘシ歸監セシムル時モ亦同シ カシムル メ看守長及ヒ看守點檢ヲ 二際シ悉ク之ヲ監房外ニ 囚徒ノ専習スヘキ工業 毎日囚徒ヲシテ役ニ就

明二二第十七條 定役二服スヘキ囚 人ノ作業へ毎囚ノ體力ニ應シテ之

第二十條 ノ認可ラ 懲治人ニハ毎日五時以

例

規

至自 四三

月月十十

五六

日日

臨時家族手當給與令

昭和十七年勅令第二百二十一號ニ佐ル臨時家族手當支給規程別紙ノ通定メ昭第一條 勅任官及同待遇者 (俸給月額官、同待遇者、判任官、同待遇者、官、同待遇者、判任官、同待遇者、別任官、同待遇者、例任官、同待遇者、人又ハ職エニシテ扶養家族ヲ有スル者ニル本令ノ規定ニ佐リ臨時家族手當ヲ支給ス但シ左ニ揚クル者ニハ臨時家族手當ヲ支給セズー 俸給、給料又ハ手當ノ支給ヲ受ー

勅

令

ヲ課シ一日ノ科程ヲ定メテ服役 シムへシ但科程ノ標準ハ内務大臣 七

> 農業若ク ハ工藝ヲ教 へ力作

法第二十五條 二日及七十二月三十一日 免ス 大祭祀日、 一月一日

就業ヲ免ス 父母ノ計ニ接シタル者ハ三日間其

ニ關シ必要ナル作業ニ就ク者ニ付ニ關シ必要ナル作業ニ就ク者ニ付 時就業ヲ免スル 主務大臣ハ必要ト認ムル コトヲ得 丰 ハ臨

明五懲役第六條 刻

放役休息ス午飯後第 (時) 二就ク第十 (時)間ト為ス五字 二起キ各自 字(時) 字(時)

ノ間午後第二字(時)迄放役シタ 但 五月朔日ヨリ 七月晦日二至ル

六字(時)終役ノ限ト為ス 二四次曉第六

ハ就業ヲ 免セサルコトヲ得

役ノ時限八字 第七字(時)役 便器唾壷水桶ヲ洗滌シ畢リ喫飯ス 囚人曉第六字 (時)終役ノ後浴シ飯シ六字(時)房 再と役二就キ第五字(時)二至ル服

字(時)後朝飯/時第十一字(時)休 各囚ヲ檢閱スル一日 第

七 役

ヒ兄弟妻子ノ喪ハ三日各休役セ 凡役囚父母ノ喪ニ逢フ者ハ七日及

以 仍 入シ五十日以外ニ過レハ病極ル後 スレハ一年毎三五十日ハ限內二算 凡懲役一年以上ノ者病 下ノ者十日毎二二日ハ算入シニ 二及フ者ハ前後通計合算シテ乘 ホ其缺役ヲ償ハシム懲役一百日 ハ限内二算入セス シ出監シテ責付スル者アル ハ其役ヲ償ハシム但シ屋 ニ罹リ

明一四第四十四 春季皇靈祭、神武天皇祭、 二日、元始祭、 日 モ亦一日発役 ハ服役ヲ死ス父母ノ喪ニ遭フ者 神管祭、 ス、一月一日、一月 考明天皇祭、紀元節 天長節、新傳祭 左。 記載シタル 秋季皇

管スル所と囚人ヲシテ追次整列 字(時)入房,時下為ス每次獄丁其 シメ獄司及副司丁長之ヲ點檢ス

(前略)

時第一字(時)再 役ノ 時暮第六

及と就役罷役其他ノ動止ヲ令スル

時間ハ別表ニ之ヲ定ム但時宜ニ由 憩シ再と就役日沒前罷役セシム其

其時間ヲ伸縮スルヲ得起床還房

ハ鈴若クハ柝ヲ以

テシ全監一齊

日出ノ頃ニ起床シ冬其監房ヲ掃除 日出ノ頃ニ起床シ冬其監房ヲ掃除 第四十九條 午十二時ニ至り休役ス飯後暫時休 定役ニ服スル者ハ毎朝

二月三

+

第五十條 科程ヲ終リタル者ハ時 動止セ

テ怠役スル者ハ飯後ノ休憩ヲ許 ルヤ否ヲ驗視スヘシ若シ偷懶ニシ シムルノ際科程ノ大半ヲ爲シ得タ 二拘ハラス罷役セシム午飯二就

明二二第十八條 へ服役ヲ冤ス 左 ニ記載シタル日

皇祭、 祭、紀元節、春季皇靈祭、神武天 一月一日二日、 新嘗祭、十 秋季皇靈祭、 元始祭、 神嘗祭、 考明天皇 天長

ズ 員トシテノ奉職官廳 二 二以上ノ官職ニ基キ二以上ノ俸 ニ 二以上ノ官職ニ基キ二以上ノ俸 給、給料又ハ語時陸海軍特設ノ事務等 治、給料又ハ手當ヲ受クル者ハ多

トシテノ

召集セラ

V

ル者ハ職

第四條 明治三十七年勅令第二百六號(文官ニシテ陸海軍ニ召集セラレタル者ノ俸給支給ニ關スル件)又ハ私事故障、病氣缺勤等ニ依リ俸給ノ減額支給ヲ受クル者ノ俸給月額ハ當該額支給ヲ受クル者ノ俸給有の基準トシテ計算スペシ

スル官廳

ケサル者

一 休職(應召ノ爲休職ノ者ヲ除ク) 停職又ハ待命中ノ者 三 臨時ノ嘱託員、雇員、傭人又ハ 三 臨時ノ嘱託員、雇員、傭人又ハ 用ヲ超エタル者ヲ除ク

第五條 臨時家族手當ノ支給ヲ受ケン 第五條 臨時家族手當ノ支給ヲ受ケン トスル者へ扶養家族国ヲ所屬長ニ提 出スペシ扶養家族ニ異動ヲ生ジタル トキ亦同ジ トキ亦同ジ トキ亦同ジ トキ亦同ジ トニエリタル場合ハニ至リタル場合ハ 国出ノ翌月ヨリ支給ヲ受クベ トニ至リタル場合ハ事實強生ノ翌月

まります。 ヨリ支給ヲ廃止ス ヨリ文給ヲ廃止ス 三依リ臨時家族手當ノ支給ヲ受クル 者第三條但書ニ該當スルニ至リタル 場合ハ事實護生ノ翌月ヨリ支給額ヲ 砂定スベシ 第七條 臨時家族手當ノ支給ヲ受クヘ キ職員ノ身分二以上ノ官廳ニ互ル場 合ニ於ケル支給廳ハ左記ニ依リ決定

不前項第一號ノ適用ニ付テハ之ヲ配關係ト同様ノ事情ニ在ル者ヲ謂フン
正條ノ屆出ヲ爲サザルモ事實上婚姻

内緣關係ニ在ル者(民法第七百七十

四

不具驗疾者

第八條 同一家族ヲ扶養スル職員二人以上アル場合ニ於テハ民法第九百五十五條ニ規定スル扶養義務者ノ順位十五條ニ規定スル扶養義務者ノ順位「同順位内ニ在リテハ男ハ女ニ長ハ、職員二人以上アル場合ニ於テル受給者ニ付テハ之ト異リタル取扱ヲ爲常九條 特別ノ事情ニ依リ前二條ニ依リ難キ場合ニ於テハ關係各廳ニ於テル受協議ノ上前二條ト異リタル取扱ヲ爲スコトヲ得

第十條 臨時家族手當ノ支給ヲ受ク キ、第一條第一號乃至第四號ニ該當 キ、第一條第一號乃至第四號ニ該當 リタルトキト雖モ其ノ月分ニ付テハ区リ臨時家族手當ヲ支給セザルニ至 因り臨時家族手當ヲ支給セザ スルニ至リタルトキ又ハ他ノ事由 其ノ全額ヲ支給スルコトヲ得 ル

手當ハ之ヲ返還セシメ爾後ノ手當ハ受ケタルトキハ既ニ支給ヲ受ケタル 二因リ不當二臨時家族手當ノ支給ヲ 虚偽ノ国出又ハ国出ノ遅延

訓

(昭和十七年四月十日)

臨時家族手當支給規程

令

七六五四三

標記

記

續

年

(四)

領收書寫相添へ及内議院別件ニ關シ左記ノ通給與致度主治關スル件

刑務共濟組合醫療給與金給與二

法省行刑局長

年

月

日

長

名

殿所

記

第十二條 前各條ニ揚グルモノ 時家族手當ノ支給ニ關シテハ 給料又ハ手當支給ノ例ニ依ル

ル

第十三條 昭和十七年勅令第二百二十一號施行ノ際現ニ在職スル者ニシテー院施行ノ際現ニ在職スル者ニシテーリー日現り具備スル者ニ在リテハ四月一日現在ニ依ル扶養家族国ヲ四月二十一日迄ニ所屬長ニ提出スベシーが項ニ依り国出ヲ爲シタル者ニ對スル臨時家族手當ハ第六條ニ拘ラズ昭和十七年四月分ョリ之ヲ支給スの號訓令ハ之ヲ廢止ス

依 命 通 牒

科目ノ件

標記ノ件ニ關シ疑義有之趣ニ候處右へ定記ニ依リ御處理相成候様致度追テ本件ハ會計檢査院トモ協議シ属ニ官東ヲシテ同行セシムル必要アル場合ニ於テ之ガ旅費ヲ支給シ得ルコトト相成候係支出ニ際シテハ萬違寡トト相成候係支出ニ際シテハ萬違寡ナキ様御留意相成度

取人ノ居所又ハ病院其ノ他適當ノ場板ニ罹リ且其ノ引取人ナク若ハ引取人アルモ引取ノ爲出頭セサルトキ所長ニ於テ敦護ノ爲部下官吏ヲシテ引長ニ於テ敦護ノ爲部下官吏ヲシテ引取人アルモ引取ノ祭正キ疾

七十割未滿

五

分

11

割

數量

甲價

同金 額 軍軍 重

六注射料

注意シ

理由等

記載

ヲ増シ明記スルコト 製量、種類多岐ニ互ル分へ適宜欄 製量、種類多岐ニ互ル分へ適宜欄 を表する。 をまする。 をまる。 をまする。 をまする。 をまする。 をまする。 をまする。 をまする。 をまする。 をまる。 をもる。 をも。 をもる。 をも。

六注射料 皮下、筋肉、靜脈注射/區六注射料 皮下、筋肉、靜脈注射/區

摘要

"

宜斟酌スル クニ付右引:

コ上シテ

,此

適用二付

テナ

ハル

適モ

刑務共濟組合醫療給與金給

六十二割未滿十割以

所ニ同行セシメタル場合ハ該官吏・
に費ハ収容費ノ項護送費ノ目ョリカ旅費ハ収容費ノ項護送費ノ目ョリカ旅費の収容費ノ項護送費ノ目ョリカ トスノ項護送費ノ目ョリ支ノ項護送費ノ目ョリ支

ハノシ

俸給、協

方ニ關スル件 除ト爲リタル者ノ俸給支給病氣ノ爲召集解除及兵役免

通牒有之候的 件 (昭和十五年三月十五日)

通 牒

條御了知相成度紙,通大藏省主計局長

病氣ノ為召集解除及兵役免除ト為リタル者ノ俸給支給方ニ關シ内務大臣官房會計課長ョリ甲號ノ通リ照會有之タルニ對シ乙號ノ如ク同答致置候間御了知相成度依命此段及通際候也(甲號)官吏ニシテ今次支那事變ニ依リ應召中病氣ノタメ召集解除及兵役免除トナリ元職ニ復シタルモ右病氣ノタメ執務セサルコト九十日ヲ超ユルモノニ對スル場合ニ於テハ現職ノ強無官吏召集セラレタル
思料セラレ候得共官吏召集セラレタル
場合ニ於テハ現職ノ機共官吏召集セラレタル
振台ニニニ佐リ全額支給スルコトト為スル 能旨ニ鑑ミ此ノ際ハ特ニ同令第二十九條本 作但書ニ佐リ全額支給スルコトト為スル

同同 ヲ適當トモ認メラレ候ニ付テハ右何分 リ御見解承知致度尚本件ニシテ規定上 ニ鑑ミ全額支給リ制度創設ガニ關スル の意見併テ承知致度尚本件ニシテ規定上 の意見併テ承知致度

客年九月十四日附鳥第一一號ヲ以テ病氣ノ爲召集解除ト爲リタル者ノ俸給支給方ニ關シ御照會ノ趣了承石ハ今次支部事變ニ際シ召集セラレタル文官ニシテ應召中受ケタル傷痍疾病カ公務ニ因ルモノト認メラルル場合ニ限リ高等官官等俸給令第二十九條但書ノ規定モ依リ取扱フコトト被致度經省議此段及問答候也

作 業科程引上ニ關スル

聖戦下生産力ノ擴充强化ハ極メテ緊要ノ事項ニ屬シ國ヲ擧ゲテ之が増强ニ邁 進シッ、アルノ秋、行刑ニ於テモ亦受 刑者ヲシテ此ノ國策ニ協力セシムルコトハ皇國臣民トシテ當然ノ資務タルノトハ皇國臣民トシテ當然ノ資務タルノト・皇國臣民トシテ當然ノ資務タルノトル皇國臣民トシテ當然ノ資務タルノト・皇國臣民トシテ當然ノ資務タルニ後来の関係一表第二表参照)加フルニ於テモ亦受。 選來ノ慣例ヲ踏襲シ其處ニ確タル合理 が基礎ヲ缺ク為此ノ傾向アリ(別紙第三表)多クハ漫然 第一表第二表参照)加フルニ各所甚ダ 第一表第二表参照)加フルニ各所甚ダ 第一表第二表参照)加フルニ各所甚ダ 第一表第二表参照)加フルニ各所甚ダ 第一表第二表参照)加フルニ各所甚ダ 第一表第二表参照)加フルニ各所甚ダ 第一表第二表参照)加フルニ各所甚ダ

留意相成度爲念申添俟追而本件ノ取扱ハ濫ニ流レ

二及ス影響ニ陽シ寔ニ憂慮スベキモノ 有之ト思料致候當局へ此ノ點ニ鑑ミ目 下科程ノ適正標準ニ付科學的調査ノ實 所ニ科程設定ノ規準ヲ指示シ得ルニ至 ル迄ニハ尙相當ノ期間ヲ要シ現下ノ緊 追セル時局下ニ於テ之ヲ待ツノ湟ナキ ヨリ蛮施相成度實施ノ上ヲ断行シ收容者ヲシ テ一層國策協力ノ實ヲ擧ゲシムル様致 度ニ付此ノ際各所共現行科程(假科程 追而科程引上ヲ断行シ收容者ヲシ テー層國策協力ノ實ヲ擧ゲシムル様致 度ニ付此ノ際各所共現行科程(假科程 追而科程引上ノ方法ニ付テハ一般ノ 合理的標準ニ據ルコト勿論ニシテー 一應ノ參考ノ爲左ニ當局ノ試案ヲ提 一應ノ參考ノ爲左ニ當局ノ試案ヲ提 一種ノ參考ノ爲左ニ當局ノ試案ヲ提 ル事實有之候ニ付申添置候

(二十割未滿十五) 同シンノ業種 (別) 大学種 (別紙第 八割以上 上四割以り 上以

(三) 八割未滿十六割以上 二割五分グ 三割程度

(五) (四) 十六割未滿十四割以上 四割未滿十二割以上 一割 11

印刷費支出方ニ關スル件

(行甲第六○○號)

)由ヲ摘要欄ニ記載スルコト と部ニ、再手術ノ場合ハ之ヲ必要ト と 理由ヲ滴要欄ニ各記 載 スルコ と 理由ヲ滴要欄ニ各記 載 スルコ

記載スルコト
・ 対導、散薬、外用薬、性薬・原別ヲ數量欄上部ニ、外用薬・・ 欄用 特 二樂 各八殊

(三) の実料 文看入療理處手注藥檢診種書護院法學置術射治查察 料料料料約料料料料料別 十分ノ八ニ相當スル金額ヲ記載スト(査定アリタルトキハ該査定額)二醫療給與金 - 醫療ニ要シタル費用 カ間を 、其ノ他ノ参考事項 料 檢査ノ種類ヲ數量欄上部ニノ理由ヲ摘要欄ニ記載スルコト料 一囘ニ付貳圓以上ナルトキ 記載例 IJ 死亡等 ル事 ノ曲 温別ヲ記 全治、 記載 載軽ス ル ル り居去科 療法ノ種類ヲ激量欄 の處置名ヲ滴妥欄ニ各記載スルコト の處置名ヲ滴妥欄ニ各記載スルコト 10人院料 等級司 二看護料 載スルコ ルムコト 上部ニ記載スルコ

牛

ヤハ其ノ内譯ヲ滴要欄ニ科 寢具料、賄料、車用

車馬賃ヲ含 二記載ス

2

等級ヲ 賄ノ有無等ヲ

數量欄上部

寢具

滴要欄二各記

計

九八、

四検査料 検査ノ種類ヲ無影劑使用、撮影(大キサルントゲン検査ナルトを影響使用、撮影(大キサルトを サキ - 11 等ヲ摘、 摘造

特ニ注射ノ巴敷過多ト認メラレ又ハ 共ノ他ノ醫療費著シク高價ナル場合 ハ主治醫ニ説明ヲポメタル上自己ノ 見解ヲ記載スルコト 原因或ハ家庭ノ狀況等ニシテ特ニ參 耐スベキ事項アルトキハ之ニ對スル 意見又醫療協定外ノ病、醫院ニ於テ 意見又醫療協定外ノ病、醫院ニ於テ 意見又醫療協定外ノ病、醫院ニ於テ

震記,件甲號京都拘置所長照會ニ對システィンの一方。 一方、件通牒中別記第二及大正九年四月 一方、件通牒中第三。準據スルカ た被 進元右ノ場合委託主要村料ト共二消 進元右ノ場合委託主要村料ト共二消 北三届スル材料ヲモ提供可相成ハ常 電間報スル報費 を出ヲ要セザル事ニの を記判務所代業ニ依り製度此段 一方、一位要託刑務所長下接續ヲ送ゲ貴見 一方、一位要託刑務所長下接續ヲ送ゲ貴見 一方、一位要託刑務所長下接續ヲ送ゲ貴見 一方、一位要託刑務所長下接續ヲ送ゲ貴見

圓也

三月二十三日

〇行甲第五

0

四

月十一日

刑務協會映畫

臨時家族手當支給規定

作業科程引上に關する件

一年後二時

事特別法實施

十四日法律第六十

四號戰時刑

四

月十日

○會甲第

刑

務

官

異

動

同同同同同同同同同同同同同同同同同同 同同同同同同同同 月二十 看守 四 齊野諫副山小鈴江 青 後日 市 藤茂良 原 佐(長崎) 七(宮崎) 馬(高梁支) 同(山口)八級 同(宮城)六〇 同(宮城)六〇 同(宮城)六〇 同(湖走)五三 同(湖走)五三 任典獻(德島所長) 在典獻補(青森) 任典獻補(青森) 同同同同同願嚴 同願 免原 免 (德島)九級 任看守長 名先太太 鳥取支所長 中 支所長

典獄捕

看守長 作業技師

月二十 同同同同同同同同同同 酒岩居岩小高实外富山木日 不村哲夾郎(福岡) 山本彩二(字都宮) 山本彩二(字都宮) 外山義包(東京物) 外山義信(同) 小川義信(同) 井崎川崎川山戸山增本 助へ水戸 同 一郎へ京都 一の府中

三月二十 同 看典同同守獄 補 五. 日 岡渡佐延山阿 本邊 原崎部 幸 清 清正 | 一(島地支) | 大(甲府) | 大(甲府) | 大(甲府) | 大(甲府) | 大(甲府) | 大(甲方) | 大

顧免等 七年與賦補(新潟) 七年與賦補(新潟)

同同

後藤兵之助(東新海)

同同同看 守長 同同典典通

宮長松廣甲宮高屬縣 京免 崎 江島府城 彸山支都職

作業 技師 長 補獄譯

獄

免 三月二十 同 日

新刊新 · 著 公 支 所 長 岩 見澤 支 所 長 (四級) (m) 看同典 獄 補 同同同同

同同同同 與二月二十十 四村孝平(新潟) 江村儀一郎(宮城) 大內 宏(神戸) 土日 大內 宏(神戸) 北村久則(金澤) 森田朋行(神戸) 八部務之吉(大阪) 橋本 工(福岡) 入野弘兄(鹿見島) 岡部清四郎(宮城)

同(帝族少)四七同(帝族少)四七同(字都宮)四七同(建國少)五七同(城路支)六三同(城路支)六〇同(編禺)六〇同(編禺)六〇同(孫良)五三同(外田原少) (宮城)十一年 七等六級 七等六級 (金澤) 同(名古屋)五三 同同同同同同同同同同 同同 看

願免

四月十八日日

吉

田

盆

雄(豊多學)

(東京狗)五三 任看守長七級

通 看 票 是

譯長兼

大 高日

Œ 忠

野橋

走(東京狗)

=

同同同同同

重 北 森 北

输大宫大高宫千 松阪城分松城藥 本拘 支

四月 不守長 平柳 櫛油 ~

宇柳横池倉大川

一人(長崎) 一(高松) 一(高松) 一(高松) 一(高松) 一(高松)

願 免 (高知)五七

保健技師守

本間賢吉(千葉)

看

四

月十日

横

山

和義(行刑局)

(東京物)十一級 作買引 七等七級(廣島) 願免 願免 四月十七日 四月二十日 四月十四日 四月十三日

夏

H

=

郎(金澤)

志々目慶男(東京狗)

志々目慶男(聚原物)

典獄補 典 典獄補 緒 獄 相緒方政德(長海所) 相福山福太郎(長甲所) 小和田康長(原長米) 小野崎樵七(大阪) 同寺

一つを が はど

六 + = 册 册 册 (稅共) (稅共) ○稅 共 金 金 金 = Ξ 圓 六 八 + + + 錢 鏠 錢

●御注文は總で前金のこと ・御送金は郵便爲替ならば司法省郵便局取 ・御送金は郵便爲替ならば司法省郵便局取 九を取

御注文の際は必ず送付先明記の つて轉居の際は新舊住所を御属 届け下 2 5 3 れ從

昭和十七年 五月 一日 聂 行昭和十七年四月二十八日 印刷 結本

印行科 人人飨 區段ケ関一

大 原 夫

兼發編

刑 機器の産務 本出 |版配給株式會 協 番地 東京二五〇五九番 會 Ep 刷 所社

發

行

印配

刷給

所元東

後

る寄稿を受けたo

就中、

中尾課長

三月十六日

〇會甲第一六八〇

至自四三

月月十五六

BB

刑

政

日

誌

編

號釋放者同行官吏の旅費支出

三月二十四

B

〇勅令第二百二

依命通牒

十一號

臨時家族手當給與令

輯

0)

職務上の立場から、

有益貴重な

を爲

して行

からではな

V

回顧

と展望に関して、

それぞれそ

沈

着を失はず、

嚴肅にそ

して快活に、

爲すべ

新年

度に入

0

部

內諸氏

から

襲來の時の

心構を

ち、

敵機襲來の日も平素の

に足

b

わ

れは

無事の

日

に於ても、

敵機

0

記 主要動向を示すも

0

あ

泰亞

理

顧

は同時に展稟的に刑務作業の

0

「昭和

十六年度刑務作業の同

3 K 居 關す 理 解を 3 弘 長 める 谷場氏 の論説と共に、 新年度に關す 期

7

三月二十一日

○春季皇靈祭

四

月四日一五日

總選學施行

○全國五十三刑務所より

複範

に関する臨時司法

長官會同

十七年二月二十四日法律第

四

月七日

○行甲第六○○號

每:

恩典

〇昭

一號裁判所構成法戰時特

印刷費支出方に關する件通牒

カン

三月二十日

○作業統制主任

規

臨時家族手當

司法部政府職員共濟組合

(於刑務協會)

內緊急刑務對策協議會

月十八日

十九日

○宮城管

四

月一日

〇司法省令第二十三

號御寄稿、 又 此 を煩 0) 感謝の 度 は 御 讀者 意を表 支授 0) 有盆暢 下さる岩 要 せざ へ望に 達な 應 倉氏に對 得 **陪筆を得** 爲め、 特に常 たの 1

戦で 敵 なが 各 あ 機 III 身を以て切 だ 0) あ あれば愛ひ 質に感じ れ もが 見て 國 1 防 V 衞 空襲恐る 0) あるの 戰 1: も第 3

例實施

〇昭和十七年二月二

四

月八日

○大詔奉戴記念日



BILBASII

炎腺桃扁炎腺中

3 11 30

を以て遍く賞用 学教授發表の文献 学會に於ける諸大

アルバジルによる 病原療法は …… 病原療法は …… 病原菌を克服して、速かに、發赤、 腫脹、疼痛、全身違和感、分泌物等 同一藥理に基さ、蓄膿症・感胃・ 歯槽膿瘍・トラホーム・外傷化膿・ 本巴腺炎・急慢性淋疾等にも的確な る効果を期待し得るを以て遍く賞用 される。

銀ルジパリア

會商品藥內之山

瓦橋體高區東市阪大

二町舟小區橋本日市京東